



Tokyo University of Agriculture and Technology

2

国立大学法人
東京農工大学

学生便覧

Campus Guide

0

2



0

令和2年度学年暦

区分	月 日	事 項	備 考	
前 期	4月1日 (水)	学年開始、1学期開始		
	4月3日 (金)	定期健康診断		
	4月6日 (月)			
	4月6日 (月)	新入生オリエンテーション		
	4月7日 (火)	入学式(春季)		
	4月8日 (水)	授業開始		
	4月29日 (水)	昭和の日	通常どおり授業実施	
	6月13日 (土)	火曜日の授業実施		
	7月23日 (木)	海の日	(府中キャンパス) 月曜日の授業実施 (小金井キャンパス) 月曜日を対象とする1学期調整期間	
	7月27日 (月)	(府中キャンパス) 1学期調整期間 (小金井キャンパス) 月曜日の授業実施	1学期調整期間：1学期の授業期間内に、学修の 評価ができなかった場合に使用します。	
	7月28日 (火)	1学期調整期間		
	7月31日 (金)			
	2 学 期	8月1日 (土)	2学期開始	
		8月1日 (土)	夏季休業	
8月16日 (日)				
9月16日 (水)		修了式(秋季)		
	9月30日 (水)	2学期終了		
後 期	10月1日 (木)	3学期開始、授業開始		
	10月7日 (水)	入学式(秋季)		
	11月3日 (火)	文化の日	通常どおり授業実施	
	11月13日 (金)	学園祭(府中キャンパスのみ)		
	11月15日 (日)			
	11月23日 (月)	勤労感謝の日	通常どおり授業実施	
	12月26日 (土)	冬季休業		
	1月4日 (月)			
	1月5日 (火)	授業開始		
	1月21日 (木)	3学期調整期間(1月22日、25日、28日、 29日は通常授業のため除く)	3学期授業期間内(10月1日～1月20日、22日、25日、 28日、29日)に、学修の評価ができなかった場合に使用 します。 なお、1月28日(木)は月曜日の授業、2月2日(火)は金曜 日の授業の調整日とします。	
2月2日 (火)				
4 学 期	2月3日 (水)	4学期開始		
	3月20日 (土)	春季休業		
	3月31日 (水)			
	3月25日 (木)	卒業式・修了式		
	3月31日 (水)	学年終了、4学期終了		

注)

1. 年度の途中で日程を変更することがある。
2. 「工学府産業技術専攻」では、学府及び学部に応用する学年暦を原則的に準用するが、夜間及び土曜日の開講を考慮し、多少変更することがある。
3. 「共同獣医学専攻」及び「共同獣医学科」では、学府及び学部に応用する学年暦を原則的に準用するが、岩手大学との授業実施の必要性を考慮し、多少変更することがある。
4. 前期は4月1日から9月30日までとし、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。
5. 夏季、冬季及び春季休業期間中であっても、講師等の都合により集中講義を行うことがある。
6. 令和2年度は、1学期(4/1～7/31)、2学期(8/1～9/30)、3学期(10/1～翌年2/2)、4学期(2/3～3/31)とする。
なお、年度によって各学期の期間は変わる可能性がある。

ご入学おめでとうございます

学長 千葉 一裕



皆さん、ご入学おめでとうございます。これから東京農工大学で共に過ごせることを大変嬉しく思います。そして皆さんにとって本当に実り多い学生時代になることを心から願っています。

東京農工大学では先端研究や国内外での連携活動などを通じて、次の時代を切り拓く、社会や学術の世界で活躍する人材の育成を意欲的に進めています。ご存知のとおり、これからの時代は地球温暖化をはじめ、人口の増加に伴う食料、エネルギー問題、環境問題、感染症によるリスクの増大など、地球規模の様々な課題が山積しており、未来にはどのように世の中が変化していくかを把握することもますます難しくなっています。社会のシステムや産業のあり方についても、これまで通りというものは無く、常に新たな姿を描き、改革の精神をもって実現するための知力、判断力、そして行動力が求められています。その原動力となるのは皆さん自身です。これから新たな学びの機会を得て、大いなる刺激を受けながら、自分自身に潜在する力を見だし、それを発揮する段階に発展させる場が東京農工大学です。大学は決して皆さんに知識を授けるだけの場ではありません。新たな知識と共に、多くの人との出会い、実際の研究活動や様々な学内外での活動を通じて知る自分が好きなこと、夢中になれる瞬間を過ごす経験などの一つ一つが大学生活では大きな意味を持ちます。そのためには、日々、自分の周囲に対して広く目を見開き、強く印象に残ることや驚きの経験を積み重ねることもとても大切なことです。

また、あえて難しいと思えることにも勇気をもって挑戦してください。何かに挑戦するのであれば、これは相当困難に違いないということを課題として設定すべきだと思います。おそらくその道のりは思い通りには行かないことも多いことでしょう。しかし本当に真剣に考え、取り組んでいけば、なかなか思うようには行かない中にも僅かな光が見えてくるものです。それは最終的には科学的な成果につながる場合も有るかもしれませんし、誰にも負けなくらい努力したという、皆さん自身の新たな力の発見となるものかもしれません。いずれにしても、自分自身でしっかり考え、先生や友人と意見交換をしながら課題に対して本気で取り組む中から、自分が本来持っている自分でも気づかなかった未知の力が見えてくるものだと思います。

そのような機会をここに得られた皆さんに心から祝福の気持ちを表します。そしてこの入学に際して、是非とも大きな志を立てていただきたいと思います。皆さんにとって、東京農工大学で過ごす貴重な時間が、より大きな価値をもつものに広がって行くことを強く願っています。

目次

- 東京農工大学学生心得
- 東京農工大学憲章
- ハラスメント防止声明
- キャンパスマップ
- AEDを設置しています！！
- キャンパスライフQ&A
- 学務情報システムSPICAのご案内
- 重要なお知らせ（必ず読んでください）
- 大規模地震が発生した場合の心得
- 気象警報発令時等の授業及び定期試験の取り扱い

I 学生生活

相談・手続の窓口 1

1. 学生サービス担当
2. 学生支援室等での事務
3. クラス担任【アドバイザー】
4. 学生生活委員
5. オフィスアワー
6. 個人情報について
7. 学生の諸証明書交付等
 - (1) 学生証
 - (2) 通学定期乗車券購入証明書
 - (3) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）
 - (4) 証明書自動発行機
 - (5) 各種証明書の交付
及び各種願出（届出）書の手続き等
 - (6) 住所変更の手続き
8. 休学、復学、退学の諸手続について
9. 学校感染症に罹患した場合の授業の取扱いについて
10. 学内交通について
 - (1) 府中キャンパス構内交通について
 - (2) 小金井キャンパス構内交通について
11. 修学・生活上の注意等
 - (1) 受験心得
 - (2) 本学における禁煙対策について

健康・相談 14

1. 保健管理センター
2. 特別修学支援室
3. 学生相談
4. ハラスメント相談
5. 学生保険

経済・生活 26

1. 日本学生支援機構奨学金
2. 東京農工大学奨励奨学金
3. 東京農工大学教育研究振興財団奨学金
4. 地方公共団体・民間団体等の各種奨学金
5. 授業料の免除及び徴収猶予
6. アルバイト
7. 住まい
 - (1) 学寮（男子寮・女子寮）
 - (2) 賃貸アパート等

進路・就職 34

1. 就職
 - (1) 進路・就職指導体制
 - (2) 進路・就職相談室
 - (3) 就職情報コーナー
2. 進路（就職・進学）ガイダンス
3. 進路・就職ガイドブック
4. 求人情報について

課外活動 36

1. 課外活動について
2. 課外活動上の心得
3. 学生の行事・催し
 - (1) 農工祭
 - (2) 東京地区国公立大学体育大会
 - (3) 東京地区国公立大学連合文化会・美術展
 - (4) 三大学体育大会
4. 貸出備品

学生生活関係施設等 40

1. 福利厚生施設
2. 合宿研修施設
 - (1) 利用可能な学外の合宿研修施設
 - (2) 工学部合宿研修施設
3. 体育施設等の使用について
 1. グラウンド
 2. 総合屋内運動場
 3. テニスコート
 4. ゴルフ練習場（府中地区）
4. 学外共同利用施設
財団法人大学セミナーハウス

国際交流関係 50

1. グローバル教育院海外リエゾングループ
2. 海外への留学について
 - (1) 留学プログラムについて
 - (2) 留学手続きについて
 - (3) 海外旅行保険の加入について
3. 国際交流会館
 - (1) 府中国際交流会館
 - (2) 小金井国際交流会館
 - (3) 一橋大学国際学生宿舍

学生関係諸規程一覧 56

II 学内施設等

1. 図書館	57
2. 総合情報メディアセンター	64
3. 科学博物館	65
4. 農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	66
5. 保育施設	69

III 本学の概要

1. 歴代学長／歴代教育担当副学長	70
2. 沿革略図	71
3. 機構図	72
4. 卒業・修了者数	73

IV 教職課程について

1. 教育職員免許状取得の意義	75
2. 教職課程の設置	
3. 教育職員免許状の取得できる学部・学科等ごとの免許状の種類	
4. 教員免許状取得までの流れ	77
5. 教職課程の履修と手続き等	78
6. 教育職員免許状の取得のための課程で履修する科目・単位数等	
7. 教育職員免許状の申請・交付	97
8. 教職に関する科目の講義要目	
9. 他大学等で修得した単位について	

V 参考

1. 農工大プラスチック削減5Rキャンパスについて	98
2. 令和2年度年間カレンダー	100
3. 東京農工大学歌	102
4. 所在地一覧	103

東京農工大学学生心得

(学生証の所持)

- 第1条 学生は、学生証を常に所持するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 1 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - 2 学生証を所持しない者については、教室、図書館等の本学施設の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

- 第2条 学生証を紛失したときは、直ちに学生証紛失届・再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。
- 1 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返付しなければならない。

(学生カード)

- 第3条 新たに本学学生となる者は、所定の学生カードに住所及び家族状況等本人の身上に関する事項を記入し、本人の写真を貼付して、入学手続き時に学長に提出しなければならない。
- 1 前項の学生カードの記載事項に変更があったときは、当該学生は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(健康診断)

- 第4条 学生は、大学が行う健康診断を受診しなければならない。
- 1 学生は、健康診断の結果、大学が必要と認めた健康上の指示に従わなければならない。

(団体の設立)

- 第5条 学生が、学内において団体を設立しようとするときは、所定の学生団体設立願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 1 前項の団体の設立にあたっては、原則として、本学の教職員のうちから顧問教員を定めなければならない。

(学外団体への加入)

- 第6条 学生が学内において設立した団体が学外の団体に加入しようとするときは、あらかじめ所定の学外団体加入願に第5の2に規定する顧問教員の署名を受け、当該学外団体の規約を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(集会の許可)

- 第7条 学生又は学生の団体が学内において集会を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、所定の学生集会願を開催の5日前(休日は、期間に算入しない。)までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 1 前項の学生集会願を提出しようとするときは、あらかじめ当該集会を開催しようとする場所の使用について、当該場所の管理者の承認を得なければならない。

(集会の制限)

- 第8条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的とする集会を開催することができない。

(留意事項)

- 第9条 学生又は学生の団体が、学内において集会を開催するときは、教職員の指示に従うとともに、大学の教育研究に支障を生じさせ、若しくは大学の施設、設備及び環境を損なうことがないようにしなければならない。

(集会の報告)

- 第10条 集会の責任者は、集会の終了後、直ちにその状況等を学長に報告しなければならない。

(集会の禁止又は解散)

- 第11条 集会の責任者又は参加者が、国立大学法人東京農工大学学則又は学内諸規則に違反した行為を行い、若しくは大学の指示に従わないときは、学長は、その集会の開催の禁止又は集会の解散を命ずることがある。

(掲示の許可)

- 第12条 学生又は学生の団体が、学内において文書、ポスター、立看板等(以下「文書等」という。)を掲示しようとするときは、所定の文書等掲示・配布願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 1 学長は、前項の規定により掲示を許可した文書等に掲示承認印を押印する。

(掲示の制限)

- 第13条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的とし、若しくは他人の名誉を傷つけることを目的とする文書等を掲示することができない。

(印刷物の配布)

- 第14条 学生又は学生の団体が、学内において文書、図書その他の物品を配付しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(募金、販売等)

- 第15条 学生又は学生の団体が、学内において募金、販売等の金銭上の収受を伴う行為をしようとするときは、あらかじめ責任者を定め、学長の許可を受けなければならない。

(施設の利用)

- 第16条 学生又は学生の団体が、施設を利用しようとするときは、当該施設の利用に係る規則の定めるところに従わなければならない。

(行為の禁止)

- 第17条 学生及び学生の団体の行為が、学内の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、これを禁止する。

東京農工大学憲章

平成18年7月1日

前文

急激な知の拡大と深化、そして、それらがもたらした技術と社会システムの根底からの変化は20世紀を特徴付けるものの一つであった。21世紀を迎えた今日、このような変化はなお継続し、加速しているように見える。高度な知の生産と学習伝授（教育と研究）は、個人・共同体・国家のすべてにとって歴史上いまだかつてないほどに重大な意義を持つようになり、社会全体が文化的・経済的・環境持続的に発展し続けるための不可欠の要素ともなっている。その中で、大学は先端的な教育研究活動を通して、学術・文化発展の中心をなし、その旗手としての存在と役割はこれまで以上に重要となってくる。

東京農工大学は、1874年に設置された内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場および蚕業試験掛をそれぞれ農学部、工学部の創基とし、1949年に大学として設置され、前身校を含め130年にも及ぶ歴史と伝統を有する大学である。

東京農工大学は、この建学の経緯から、人類社会の基幹となる農業と工業を支える農学と工学の二つの学問領域を中心として、幅広い関連分野をも包含した全国でも類を見ない特徴ある科学技術系大学として発展し、また、安心で安全な社会の構築や新産業の展開と創出に貢献しうる教育研究活動を行ってきた。

東京農工大学は、自由な発想に基づく真理の探究を目指す教育と研究を展開し、また、科学技術が地球、社会、人類へ及ぼす影響を常に思慮しうる、教養豊かで指導的な研究者・技術者・高度専門職業人を養成するため、その拠って立つ理念と目標を国立大学法人東京農工大学憲章としてここに制定する。

基本理念

東京農工大学は、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学およびその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念とする。

東京農工大学は、この基本理念を「使命志向型教育研究—美しい地球持続のための全学的努力」（MORE SENSE: Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth）と標榜し、自らの存在と役割を明示して、21世紀の人類が直面している課題の解決に真摯に取り組む。

教 育

東京農工大学は、学生の自主的・自律的な学習活動を尊重し、科学技術系の大学に相応しい学識、知の開拓能力、課題探求能力、問題解決能力を兼ね備えた人材を育成する。

東京農工大学は、科学技術系大学院基軸大学として、豊かな教養・高い倫理観と広い国際感覚を具備し、共生社会を構築して人類社会に貢献できうる先駆的で人間性豊かな指導的研究者・技術者・高度専門職業人を養成し、その社会的輩出に貢献する。

研 究

東京農工大学は、人類社会の基幹を支える農学、工学およびその融合領域にかかわる基礎研究から科学技術に直結する応用研究に至る「使命志向型研究」の遂行により、卓越した新しい知の創造を推進する。

東京農工大学は、高い倫理観をもって、持続発展可能な社会の構築に向けた、人と自然が共生するための「科学技術発信拠点」としての社会的責任を果たす。

社会貢献・国際交流

東京農工大学は、学術文化の発展と科学技術教育の基盤形成に参画し、諸研究機関、産業界、地域社会等との連携・交流を推進することで、我が国の科学技術の昂進、産業の振興や地域の活性化と発展に貢献する。

東京農工大学は、世界平和の維持と人類福祉の向上に貢献することを目標に、健全な科学技術の発展に資する教育研究活動の展開とその成果の発信を通じて、諸外国との学術的・文化的交流を深化させ、地球規模での共生持続型社会の構築に貢献する。

運 営

東京農工大学は、国立大学法人としての設置目的とMORE SENSEの基本理念を踏まえ、構成員の協働を通して自主的・自律的な運営を行う。

東京農工大学は、環境に配慮し、人権を尊重するとともに、国立大学法人としての公共性を自覚し、計画と評価を通じて、教育研究機関の特性を生かした組織・業務の見直しなど不断の改革を進め、高い透明性と幅広い公開性を原則に社会に対する説明責任を果たす。

ハラスメント防止声明

国立大学法人東京農工大学は、個人の尊厳と学問の自由を損なう差別やいじめのない大学キャンパスの実現をめざし、教育・研究及び就労環境の整備に努めていくことを宣言します。

このたび本学は、本学のすべての構成員が個人として尊重され、快適で安心のできる環境の中で学び、研究し、働く権利を具体的に保障するため、従来のハラスメント防止体制を全面的に見直し、新たにガイドラインを作成し、これに基づいて、ハラスメント防止・対策の規程を定めて「ハラスメント防止・対策委員会」を発足させました。そしてセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど各種のハラスメントをめぐる相談と同委員会への苦情申立てを取次ぐ専門機関として「ハラスメント相談室」を開設しました。この相談室では、専門のハラスメント相談員がハラスメントを受けた悩みや気持ちを受け止め、今後の行動指針と支援を得る方策をアドバイスします。プライバシーに十分配慮しながら相談者の立場に立って相談と苦情申立ての取次ぎに応じます。また、ハラスメント被害や苦情申立ての相談を受けた教職員や関係者からの相談も受け付けます。

本学の構成員はすべて、相手の立場を尊重することに努め、人間関係を損ない、個人の尊厳を傷つけることにならぬよう努める義務を負います。とくに教育・研究の場においては、指導的立場にある者が意図の有無に関わらず指導関係を権力的に濫用（らんよう）することで指導を受ける立場の者からの信頼を裏切り、時に指導を受ける者の教育を受け研究する権利と自由の基盤を損ないます。このようなアカデミック・ハラスメントが、人権侵害行為になりうることを十分認識して、良好な教育・研究及び就労環境をつくるよう努力してください。大学は、ハラスメントを重大な問題として扱います。悪質なハラスメントには厳しい態度で臨み、解雇や退学処分を含む懲戒の根拠とみなすことがあります。各部局の長は、具体的な施策や措置の実施について責任を負います。

ホームページ等にあるハラスメント防止及び対策に関するガイドラインをすべての大学構成員が読んで、対応フロー図、規程を参考にして意識改革と今後の行動指針に活用されることを強く望みます。

国立大学法人 東京農工大学長
千葉 一裕

府中キャンパスマップ



設置場所の詳細は「AEDを設置しています！！」のページを参照してください。



1	1号館(応用生物科学科・地域生態システム学科・環境資源科学科)	10	農学部第1講義棟	25	武蔵野荘・50周年記念ホール
2	2号館(生物生産学科・応用生物科学科・環境資源科学科・地域生態システム学科・総合情報メディアセンター)	11	農学部第2講義棟	26	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター
3	3号館(地域生態システム学科)	12	農学部本館・科学博物館分館	27	遺伝子実験施設
4	4号館(共同獣医学科)	13	府中図書館	28	農学部RI実験研究室
4N	新4号館(共同獣医学科・農学部附属国際家畜感染症防疫研究教育センター)	14	動物医療センター	29	乳牛舎
5	5号館(環境資源科学科・地域生態システム学科)	15	農学部附属硬蛋白質利用研究施設	30	府中国際交流会館
6	6号館(生物生産学科・応用生物科学科・環境資源科学科・地域生態システム学科)	16	府中体育館	31	楓寮(女子寮)
7	7号館(共同獣医学科・先端産学連携研究推進センター府中サテライト)	17	総合屋内運動場施設	32	府中第2宿舍(職員宿舍)
8	8号館(応用生物科学科・環境資源科学科)	18	福利厚生センター	33	府中幸町宿舍(職員宿舍)
9	9号館(地域生態システム学科)	19	大学院連合農学研究科管理研究棟	34	府中第4住宅(職員宿舍)
		20	共同先進健康科学専攻	35	先進植物工場研究施設
		21	運動場附属施設(ゴルフ練習場)	36	農工夢市場・附属センター事務室
		22	本部(学生系)・グローバル教育院	37	厩舎
		23	本部管理棟	38	檜寮
		24	保健管理センター		

小金井キャンパスマップ

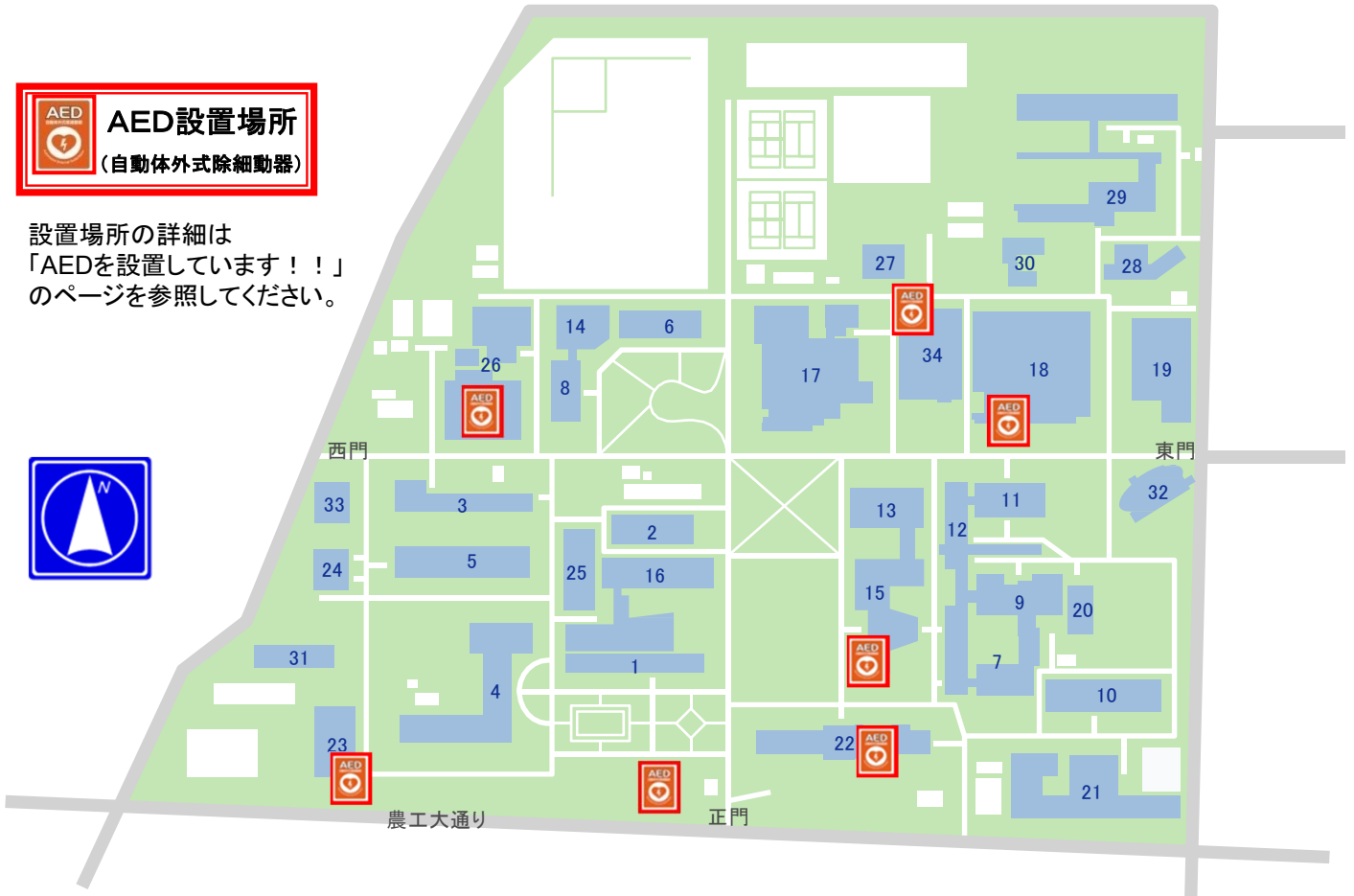
至 武蔵小金井

JR 中央線

至 東小金井



設置場所の詳細は「AEDを設置しています!!」のページを参照してください。



- | | | | | | |
|----|--|----|---|----|----------------------------|
| 1 | 1号館(応用分子化学科・有機材料化学科・化学システム工学科・応用化学科・化学物理工学科) | 12 | 12号館(生命工学科・有機材料化学科・機械システム工学科・情報工学科・応用化学科・知能情報システム工学科) | 24 | 環境管理施設 |
| 2 | 2号館(機械システム工学科) | 13 | 13号館(グローバル教育院) | 25 | ものづくり創造工学センター |
| 3 | 3号館(電気電子工学科・知能情報システム工学科) | 14 | 14号館(機械システム工学科・生命工学科・産業技術専攻) | 26 | 体育館・武道場 |
| 4 | 4号館(有機材料化学科・化学システム工学科・物理システム工学科・生体医用システム工学科・応用化学科・化学物理工学科) | 15 | 工学部講義棟 | 27 | 工学部RI実験研究棟 |
| 5 | 5号館(電気電子工学科・生体医用システム工学科・知能情報システム工学科・機器分析施設・産業技術専攻) | 16 | 新1号館(応用分子化学科・電気電子工学科・応用化学科・生体医用システム工学科・知能情報システム工学科) | 28 | 小金井国際交流会館 |
| 6 | 6号館(機械システム工学科) | 17 | 小金井図書館 | 29 | 櫻寮(男子寮) |
| 7 | 7号館(情報工学科・知能情報システム工学科) | 18 | BASE本館(大学院生物システム応用科学府(BASE)) | 30 | 桜寮(女子寮) |
| 8 | 8号館(総合情報メディアセンター) | 19 | 工学部総合会館 | 31 | 小金井第2宿舎(職員宿舎) |
| 9 | 9号館(機械システム工学科) | 20 | CAD/CAM実習施設 | 32 | 140周年記念会館(エリブス) |
| 10 | 10号館(生命工学科・情報工学科・知能情報システム工学科) | 21 | 先端産学連携研究推進センター | 33 | 次世代キャパシタ研究センター |
| 11 | 11号館(生命工学科) | 22 | 科学博物館 | 34 | 管理棟(CUBE)(工学部事務部・保健管理センター) |
| | | 23 | 先端科学実験棟 | | |

AEDを設置しています！！



AED とは

人工呼吸や心臓マッサージは、救命手当の方法としてよく知られています。しかし、このような心肺蘇生法では、リズムを失った心臓を正常に戻すことはできません。酸素を全身へ運ぶ血液の流れを再開させるためには、一刻も早く除細動器と呼ばれる装置で心臓に電気ショックを与える必要があります。

この除細動器の使用はこれまで医師・看護師・救急救命士などにしか許可されていませんでしたが、平成16年7月より、**AED（自動体外式除細動器）**の使用が一般市民にも認められるようになりました。

「心室細動」とは

心室細動とは、心臓の心室が小刻みにふるえた状態になり、脳やからだに血液を送り出すことができなくなるため、数分間続くと死に至る危険な不整脈のことで、早い段階で電気ショックを与えれば回復するが、それが1分遅れるごとに救命率は7～10%ずつ低下するといわれています。

発症から3分以内にAEDが使われた場合、4人の内3人が救えるとの報告もあり、AEDは心臓突然死を防ぐ最も有効な手段といわれています。

救急隊もAEDを備えています。現在、119番通報から救急車の到着まで平均6分かかるとのことで、救急効果が高いとされる3～5分以内に除細動を行えるようにするには、概ね半径100mごとにAEDを設置する必要があるといわれています。

設置場所

本学としても、職員・学生等の安全を確保するため、府中・小金井両キャンパスの下記の場所に各1台、計13台を設置しています。

設置場所については、各キャンパスマップの  マークを確認してください。

【府中キャンパス】

- ◎本部管理棟 1F 守衛室
- ◎体育館
- ◎南門守衛所
- ◎本館宿直室
- ◎FSセンター管理棟 1F
- ◎保健管理センター

【小金井キャンパス】

- ◎体育館
- ◎生物システム応用科学府本館 1階
- ◎講義棟
- ◎守衛所（正門）
- ◎先端科学実験棟 1F
- ◎科学博物館
- ◎保健管理センター



Campus Life

Q & A

新しい生活のスタートです。授業、サークル、アルバイト・・・やりたいこと、挑戦してみたいことたくさん。でも「どうしたらいいのかな」ということもたくさんあります。そんな疑問に役立つ情報を紹介します。ぜひ参考にしてみてください。

心とからだ

- 健康診断証明書がほしいのですが 5・14 ページへ
- ハラスメントを受けて困っています。
どこに相談すればよいですか 17 ページへ
- 病気やけがをしたときは、どこにいけばいいの? 14 ページへ

授業・学習

- 授業の取り方が良くわかりません。
どこに聞けば良いの? . . . [各地区学生支援室教務係へ](#)
- 図書館の使い方について教えて。 57 ページへ
- 留学を考えています。どこに相談したらいいの? 51 ページへ

キャンパス

- 学内で落し物、
忘れ物をしたのですが? . . . [各地区学生支援室学生生活係へ](#)
- 学内で拾い物をしたのですが、
どうしたらよいですか? . . . [各地区学生支援室学生生活係へ](#)
- 学内で盗難にあったのですが、
どうしたらよいですか? . . . [各地区学生支援室学生生活係へ](#)
- 教務係と学生生活係って何が違うんですか? 2 ページへ

課外活動

- 生協・総合会館（会議室）って、
自分たちでも利用できるの? 40 ページへ
- ゼミやサークルで合宿をしたいのですが、
安く宿泊できる施設はありませんか? 43・44 ページへ
- 新しくサークルを作りたいのですが、
どうしたらよいですか? . . . [各地区学生支援室学生生活係へ](#)
- 友達を作りたいんですが、
個人で参加できる行事がありますか? 36 ページへ
- サークルで備品を貸して欲しいのですが。 39 ページへ

進路・就職

- 農工大では
どんな資格が取れるの？ . . . [各地区学生支援室教務係へ](#)
- 就職について情報がほしいのですが。 . . . [34 ページへ](#)
- 進路のことで個人的に誰かに相談したいのですが。 . . . [34 ページへ](#)

各種手続

- 自動車またはバイクで通学したいのですが。 . . . [6 ページへ](#)
- 授業料を免除してもらいたいのですが、
どうしたらよいですか？ . . . [30 ページへ](#)
- 引越をして住所を変更したのですが、
何か手続きは必要ですか？ . . . [5 ページへ](#)
- 証明書自動発行機で
どんな証明書が入手できるのですか？ . . . [5 ページへ](#)

生活

- 奨学金はどうすれば受けられますか？ . . . [26 ページへ](#)
- アルバイトをしたいのだけれども、
どこに行ったらよいのですか？ . . . [32 ページへ](#)
- 友達を作りたいのだけれど、
誰に相談すればよいのですか？ . . . [16 ページへ](#)
- 学生寮に入りたいのですが。 . . . [33 ページへ](#)
- 人間関係で悩んでいます。
どこに行けばいいのですか？ . . . [14 ページへ](#)
- 引越をしたいのだけれど、
マンション・アパートを紹介してもらえませんか？ . . . [33 ページへ](#)
- 旅行をするために、チケットを頼みたいのですが、
学内で入手できますか？ . . . [東京農工大学生協へ](#)
- しつこい勧誘をどう断ったらいいのか困っています。
【重要なお知らせを必ず読んでください！！】
- 休学もしくは退学を
考えているのですが。 . . . [各地区学生支援室教務係へ](#)
- 授業中にケガをしたのですが、
保険金は支払われますか？ . . . [23 ページへ](#)
- 帰省したいので、学割証がほしいのですが。 . . . [4 ページへ](#)

学務情報システムSPICAのご案内

学務情報システム（愛称：SPICA スピカ）とは、皆さんにより便利な学生生活を送っていただくための、学内ネットワークシステムです。本システムでWebによる履修登録や時間割の確認、成績照会などを行います。

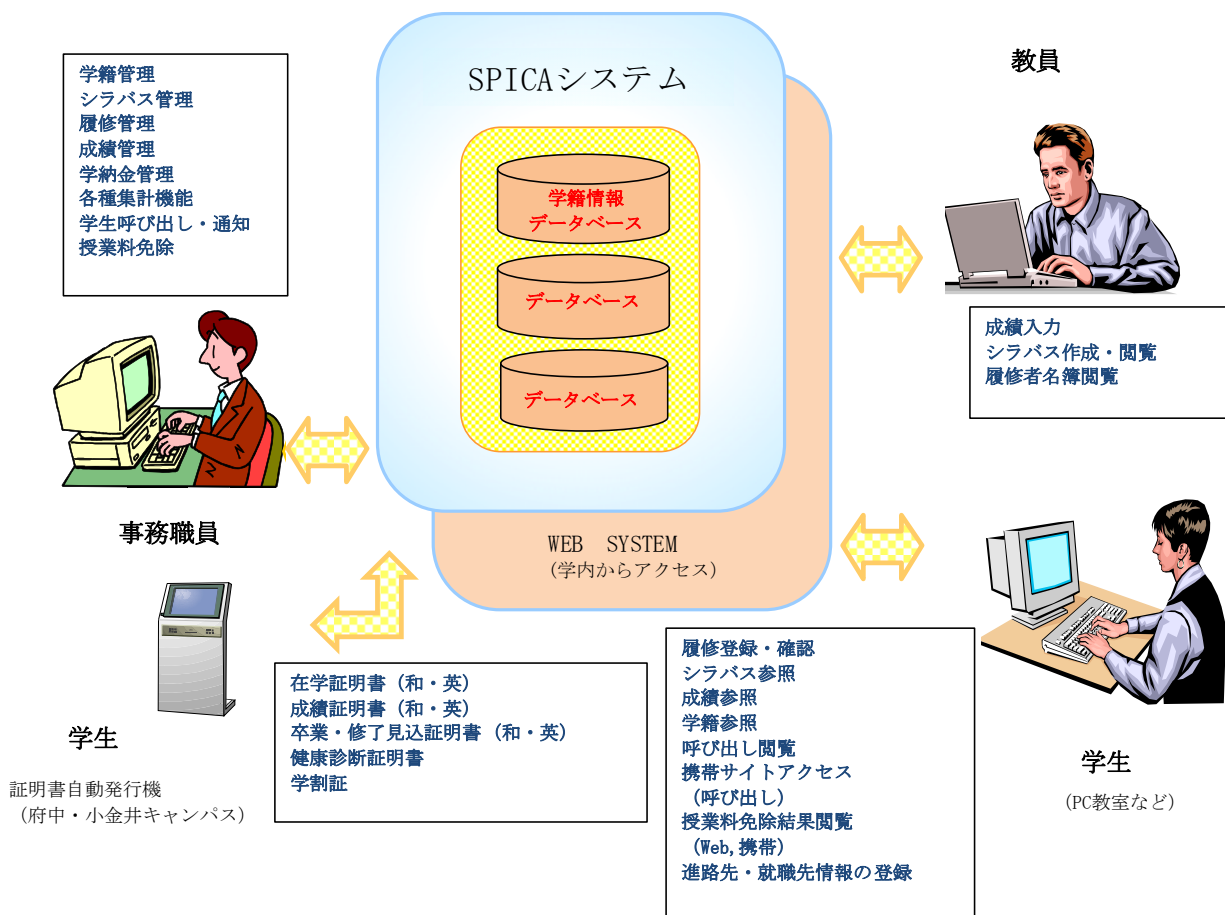
《主な機能》

- ・履修登録
- ・シラバス検索
- ・成績照会
- ・学籍情報照会
- ・免除結果照会 など

《利用環境》

学内・学外からのアクセスが可能です。（但し、学外アクセスの場合、一部機能が制限されることがあります。）

学務情報システム（SPICA）



重要なお知らせ（必ず読んでください）



自分のいのちを大切に！！

毎年自殺者が約21,000人前後となっており社会問題となっています。この中には多くの大学生も含まれています。

進路、学業不振、身体の病気、親子・友人・教員との人間関係、恋愛・失恋・就職失敗等々、様々な悩みがあると思いますが、一人ぼっちで悩み、苦しんでいると死にたくなるような気持ちが募ってきます。あなたは一人ではありません。あなたの周りには、家族や友人をはじめ、大学には教職員や医師、カウンセラーもいます。一人で悩まずSOSを出してください。

友達や知人が「死にたい」と言ったら放っておかないで、誰かに相談してください。

あなたに「生きてほしい」と願っている人が多くいることを忘れないでください。



薬物乱用は重大な犯罪！！

薬物乱用は、心と体をボロボロにするだけでなく、家族や友人を巻き込み、あなたの大切な人生を台無しにしてしまいます。「私は大丈夫・・・」、「一度だけなら・・・」、「ちょっとだけなら・・・」、といった安易な考えは危険です。

特に、昨今大学において大麻が蔓延していると社会問題になっています。

「ダイエットに効く・・・」、「大麻は大した害はない・・・」など、間違った考えが流布しています。

一人ひとりが薬物乱用の本当の恐ろしさを正しく理解し、絶対に麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物に手を出さないという心を養ってください。



イッキ飲みは絶対にやめよう！！

クラス・サークルでの新歓コンパ、追い出しコンパ等、大学生になればお酒を飲む機会が増えてくるでしょう。適量のアルコールは胃液の分泌を促進し食欲を増進させるなど、身体に良い効果もあるようですが、大学生の飲酒で一番注意しなければならないのが、『イッキ飲み』です。

血中のアルコール濃度が最高度に達するまでには、普通飲酒してから30～60分ほどかかります。ところが、大量のアルコールを一時に摂取すると、血中アルコール濃度が急激に上昇し、「ほろ酔い期」も「酩酊期」も飛び越して、一気に「泥酔」「昏睡」の状態にまで進んでしまい、場合によっては呼吸困難などの危険な状態を引き起こします。

これが急性アルコール中毒です。血中アルコール濃度が「0.4%以上」（ビール大瓶10本・日本酒1升）になると、その半数が飲酒後1～2時間後に死亡しています。毎年、全国どこかの大学生が度が過ぎた飲酒で不幸にも亡くなっています。

このような死の危険のある『イッキ飲み』は絶対にやめるべきです。特にお酒の弱い体質の人のイッキ飲みは禁物であることを、本人も周りの人も十分わかまえるべきです。

飲酒の心得

☆20歳未満の飲酒は、法律違反です。

☆飲めない人に無理強いしない。

（飲ませた方も責任を問われます。）

☆体調の悪いときは、無理せず飲まない。

☆自分の適量を知り、度を越さない。



重要なお知らせ（必ず読んでください）



サークルを装い勧誘活動を行っているカルト宗教団体に注意！！

団体名や宗教名などを明かさず、「サッカーをやっているサークルだけど一度来てみない？」、「社会人と学生が集まってバレーをしているのだけど」、「農工大の現役生やOBもいるよ」、「他大学の学生とも交流できるよ」などと言って近づいてきます。

サッカーの元Jリーグ選手やバレーボール元日本リーグ選手、現役のファッションモデルなどの活動を紹介しながらの勧誘も行っています。

練習のあと食事やお茶に誘い、ファミリーレストランへ。スポーツ活動などを通し、仲良くなったところで頃合いを見計らい、徐々に教義の話などが開始されます。

「おかしいな」、「怪しいな」と思ったら迷わずはっきりと断りましょう。



悪徳商法にあなたも狙われている！！

- 人に売れば儲かると称し、高額で売りつける「マルチ商法」
- 路上で呼び止める「キャッチセールス」
- ハガキや電話で呼び出す「アポイントセールス」
- 注文もしないのに商品を送りつける「押しつけ商法」
- 先祖の因縁で不幸になるなどといって恐怖心をつのらせ、心理的に追い込んで売りつける「靈感商法」など

あの手この手の悪徳商法があなたを狙っています。

もし万一、あなたがこのような問題に直面したら、一人で悩まずに学生支援室学生生活係や学生相談室に相談してください。（本学HPに詳しく掲載中です。）

また、最寄りの消費生活センターなどでも相談すると良い助言が得られます。

なお、違約金を払わずに、無条件で解約できる期間『クーリングオフ』があることも知っておくと良いでしょう。

クーリングオフ制度・・・消費者が、訪問販売や電話勧誘販売などで申込みや契約をした場合、訪問販売法で指定された商品・サービス・権利については、契約書を交付された日から8日以内（マルチ商法では20日以内）なら無条件で解約できる制度です。



クレジットカード（クレジット）の使用に注意！！

最近では、クレジットカードでお金を借りたり、商品を買ったりするケースがふえてきました。クレジットとは私たち消費者の信用のもとに、代金の支払いを後払いにするシステムです。しかし、クレジット契約はサイン一つで商品やサービスが簡単に手に入る便利さの反面、借金の申込みをするのと同じであることを十分理解しておくことが大切です。

また、いわゆる「学生ローン」は、利用手続きの簡易さから安易な気持ちで利用する人がいるようですが、ごくわずかな借金でも高金利支払いのため、雪ダルマ式に増えていきます。

その返済のために他のローンも利用せざるを得なくなり、いつの間にか巨額の返済に追われ、本人の学生はもとより家族の生活にも深刻な影響を及ぼすことになります。

上記のように近年、学生が巻き込まれる犯罪・トラブル等が増加しています。この社会環境の変化に対応するには、学生自身が犯罪・トラブル等を認知・回避し、万一遭遇した場合においても、迅速かつ適切に対処できる必要があります。

本学では、犯罪・トラブル等についての正しい知識を持ち、安全な学生生活を送る一助とすべく、『東京農工大学学生生活GUIDE』を作成し、新入生全員に配布しています。

大規模地震が発生した場合の心得

東日本大震災は、その被害の甚大さにより、私達は自然災害の恐ろしさをあらためて認識させられました。現時点では、地震がいつ、どこで起こるか予測することは、不可能といっても過言ではありません。しかし、私たち一人一人が、日頃から防災に対する知識と十分な備えをすることで、地震による被害を最小限にすることはできます。

この心得は、大規模地震により重大な災害が発生した場合に、学生のとるべき対応の仕方及び地震発生時の一般的注意を述べたものです。

学生諸君は、この心得を自分のものとしたうえで、大規模地震等に際し、常時携帯をお願いしている「大地震対応マニュアル」に従って、冷静に行動してください。

【大規模地震が発生した場合の対応】

1. 学生諸君はまず状況に応じて適切に身の安全を確保してください。その上で、大学からのメール及びホームページによって必要に応じて出される諸君への指示・諸連絡に留意し行動してください。
2. 大学は・インターネット・はがき・ロコミ・現場確認等あらゆる手段を講じて学生諸君の安否等を確認する必要があります。災害が起った場合は、可能な限り自ら下記に従って安否連絡をしてください。
また、安否を確認した他の学生の状況も併せて連絡してください。

○インターネットによる報告 安否確認サイトURL <https://tuat-anpi.jp/>



○インターネットが利用できない場合
・はがきによる連絡 〒183-8538 東京都府中市晴見町3-8-1 東京農工大学学務課
○研究室配属の学生は指導教員への連絡

大学からの安否等の確認は原則として「学生カード」に基づいて行うこととなりますので、この記載内容が古いと、確認が非常に困難になります。住所等に変更が生じた時は速やかに届け出るよう普段から心がけてください。

3. 交通機関が全面停止の場合は、原則として帰宅を見合わせて学内滞在所に残り、大学からの指示に従ってください。
4. 本学の府中キャンパス及び小金井キャンパスは、広域避難場所に指定されています。広域避難場所は、地域の火災が拡大した場合などに避難する空き地として指定されているものであり、火災が鎮火するまでの数時間程度避難者が滞留する場所とされています。
このことについて学生諸君の理解と協力を求めます。

【地震発生時の一般的注意】

1. **グラツときたら、火の始末**
「火を消せ」と声をかけあって、火気使用設備、実験器具等の火元を切ってください。
2. **薬品火災の予防措置のため、薬品棚の扉を閉めてください**
3. **身の安全を図る**
書棚、ロッカー、窓ガラス等から離れ、柱の多い所へ逃げ込むなど、身の安全を図ってください。
4. **ドアを開けて、まず出口を確保する**
建物がゆがんで出口が開かなくなることがあります。逃げ口を失ったら避難できません。
5. **あわてて外に飛び出すな**
外壁、窓ガラス等の落下物でケガをすることが予想されますので、落ちついて行動してください。
6. **火が出たらすばやく消火**
火災が発生したら、落ちついて初期消火にあたってください。
7. **エレベーターは使用禁止**
使用中の者は、直ちに最寄りの階で降りてください。
8. **門や塀などには近よらない**
屋外に出たら、建物、門、ブロック塀など崩れやすいところを避けて避難してください。
また、RI施設、危険物薬品庫、給油設備など危険な施設には、近づかないでください。
9. **避難は徒歩**
避難は徒歩で、できる限り集団行動をとってください。その際ガラスの破片や落下物等に気をつけて避難してください。
10. **協力しあって救護・救援**
「人命第一・安全第一」お互いに助け合って救護・救援活動を行ってください。
11. **正しい情報を知る**
緊急時には、正しい情報をつかみ、的確な行動をとることが重要です。ラジオ、防災行政無線、広報車などから正しい情報入手し、噂やデマにまどわされないで冷静な行動をとってください。



気象警報発令時等の授業及び定期試験の取り扱い

気象警報発令時等の授業及び定期試験の取扱いについて（以下「授業等」という。）

授業等の取扱い

- ①特別警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が、東京都西部（府中市・小金井市）に午前6時時点で発令されている場合は、1時限及び2時限の授業等（以下「午前の授業等」という。）を休講とし、午前10時時点で発令されている場合は、3時限から7時限の授業等（以下「午後の授業等」という。）を休講とする。
上記以外の天災及び事故等で特に安全確保が必要と認められる場合は、授業等を休講とする。
- ②警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）発令に伴う授業等の取扱いは、府中キャンパスにおいては、東京都府中市に当該警報が発令されている場合、小金井キャンパスにおいては、東京都小金井市に当該警報が発令されている場合、次の基準に基づき、教育担当（理事・副学長）が判断する。
 - ・午前6時時点で当該警報が発令されており、安全確保が必要と認められる場合は、午前の授業を休講とする。
 - ・午前10時時点で当該警報が発令されており、安全確保が必要と認められる場合は、午後の授業を休講とする。
- ③上記①・②以外の天災及び事故等で特に各部局等において安全確保が必要と認められる場合は、部長等の判断により授業等を休講とする。なお、工学府産業技術専攻の平日6時限及び7時限の授業を休講する場合は、午後3時時点で工学府長が判断する。
- ④上記①～③以外の天災及び事故等（ストライキ等を含む）により鉄道会社が運休または運休する予定である旨を布告している場合、府中キャンパスにおいては、JR中央線（新宿－立川駅間）、JR武蔵野線（府中本町－武蔵浦和駅間）および京王線（新宿－京王八王子駅間及び調布－橋本駅間）のうち2路線以上（以下、交通機関という）、小金井キャンパスにおいては、JR中央線（新宿－立川駅間）が布告している場合、当該日の授業等については次のとおりとする。
 - ・午前6時時点で当該事由による交通機関の運休が解決していない場合は、午前の授業を休講とする。
 - ・午前10時時点で当該事由による交通機関の運休が解決していない場合は、午後の授業を休講とする。ただし、工学府産業技術専攻の平日6時限及び7時限の授業については、午後3時時点で当該事由による交通機関の運休が解決していない場合は、休講とする。
- ⑤休講を判断する時間は目安であり、特別警報・警報等の発令状況等によって大幅に前後することがある。
- ⑥休講に伴う補講を行う場合は、原則として各学期に設置する予備日に実施するものとする。
- ⑦休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

周知の方法

休講を決定した場合は、決定から1時間以内に東京農工大学のホームページのお知らせ欄に掲載する。

（部局とは、工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科、農学部、工学部をいう。）



I

学生生活

はじめに

いよいよ、東京農工大学学生としてのあなたの学園生活が始まります。大きな希望に胸をふくらませて入学したあなたは、大学という今までとは違った雰囲気と新しい環境に早く慣れ、これからの学園での生活設計を十分にたててください。

私達は、あなたがこれからの学業を立派に修められ、また学生生活を豊かに営まれることを念願しております。精神的にも、経済的にも安定した学生生活の中で、豊かな教養を備えたすぐれた社会人に育つためには、正課の授業は学生生活にとって最も重要なものです。しかし、それだけに終わらないで、正課外にもサークル活動や地域における諸活動に積極的に参加して、友人との交流やいろいろな経験を積むことも重要なことです。

相談・手続の窓口

1. 学生サービス担当

本学には、次の事務部が置かれ、府中及び小金井キャンパスに置かれている学生支援室などと協力して、あなたの学生生活全般に関して、個々、時々の実情に即した指導助言・援助活動のための業務にたずさわっています。各事務部は、皆さんが大学在学中充実した学生生活を送られるようにお世話をするサービス機関でもあります。

学務課、入試企画課及び国際交流室は、府中キャンパスにあります。

本部の事務部	業務の内容
学務課	カリキュラム関係、教務事務の総括、学務情報システム、修学支援、進路・就職指導の総括的業務、学生教育研究災害傷害保険、学生支援事務の総括、授業料免除の総括的業務、奨学金、学寮の管理運営、経済相談、合宿研修施設の管理運営、課外活動、学生行事、教育改革、教育に係る評価、留学生の奨学金、国際交流会館の管理運営等
入試企画課	入学者選抜担当、学生の募集、入学試験の実施、入試広報等
国際交流室	留学生の受入、留学生の生活上の助言・相談、身分・修学指導、短期留学（受入・派遣）、短期留学プログラム等

2. 学生支援室等での事務

農学部、工学部には学生支援室があつて、それぞれ教務や学生生活に関する業務及び助言を行っていますので、気軽に連絡・相談にきてください。

学部の事務部	業 務 の 内 容
府中地区 学生支援室 小金井地区 学生支援室 教 務 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退学、卒業、修了等学籍の異動及び休学、復学、留学、転学科等在学中の身分異動 ・ 授業計画の作成、運用及び授業時間割の編成、学外実習、見学等、休講に関すること ・ 期末試験その他試験及び履修状況 ・ 教育職員免許及び教育実習 ・ 修学上の指導及び助言に関すること ・ 学生及び卒業生の身分及び成績についての証明 ・ 外国人学生の身分及び修学
府中地区 学生支援室 小金井地区 学生支援室 学 生 生 活 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の経済相談 日本学生支援機構その他諸団体の奨学金、授業料等の減免及び徴収猶予、通学証明書、その他学生生活についての証明及び旅客運賃割引証の発行、学生の宿舍及びアルバイト情報 ・ 学生の就職情報 ・ 学生証の発行 ・ 学生教育研究災害傷害保険（工学部は入学試験係が担当） ・ 厚生施設、課外活動施設の運用 ・ 課外活動の助成及び学生、学生団体の指導、助言並びに表彰及び懲戒 ・ その他学生の厚生、福祉及び補導に関すること

【各窓口連絡先】

学務課 学生支援係
 学生生活係

TEL042-367-5582 (E-mail : gaksien1@cc.tuat.ac.jp)
 TEL042-367-5882 (E-mail : gakryo1@m2.tuat.ac.jp)

府中地区学生支援室 学生生活係
 教 務 係
 連大学生係

TEL042-367-5579 (E-mail : a-gkall@cc.tuat.ac.jp)
 TEL042-367-5662 (E-mail : akyomu1@cc.tuat.ac.jp)
 TEL042-367-5670 (E-mail : rennougk@cc.tuat.ac.jp)

小金井地区学生支援室 学生生活係
 教 務 係
 入学試験係

TEL042-388-7011 (E-mail : t-life@cc.tuat.ac.jp)
 TEL042-388-7010 (E-mail : tkyomu1@cc.tuat.ac.jp)
 TEL042-388-7014 (E-mail : tnyushi@cc.tuat.ac.jp)

3. クラス担任【アドバイザー】

あなたの学生生活の相談役となるのがクラス担任です。

クラス担任はクラスごとに教員が担当し、あなたのお世話をします。ですから一身上の問題でも、学習上のことでも、気にかかることは遠慮なく相談してください。クラス担任に面接したいときはクラス担任に直接、あるいは農学部学生は府中地区学生支援室学生生活係、工学部学生は小金井地区学生支援室学生生活係へ申し出てください。

4. 学生生活委員

あなたの、学習上の悩み、経済的問題、個人的問題はもとより学生生活全般の問題について相談に乗ってくれるのが、学生生活委員です。学生生活委員は、各学科毎に決められていますので、相談したいことが生じたときは所属学科の委員の研究室等に遠慮しないで訪れ、問題の解決・改善に努力してください。

また、学生相談室（P 16）も開設していますので利用してください。

5. オフィスアワー

学生が教員の研究室を訪ね、直接話ができる制度が「オフィスアワー」です。授業に関する質問や相談はもちろんのこと、その教員の講義を受講していない学生でも、聞きたいことがあるときには自由に訪ねることができます。

教員があらかじめ特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）を示し、その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問できます。

教員は、出張や臨時に会議等が入る場合があります。この場合は、次の機会に訪問するか、電話等で連絡してください。

＜授業に関するオフィスアワー＞

授業に関するオフィスアワーの時間帯をシラバスの「オフィスアワー・その他」欄に記載しています。シラバスに記載されていない科目のオフィスアワーについては、事前に電話等で予約してください。

シラバスは、本学のホームページで閲覧できます。オフィスアワーの時間帯はシラバスホームページ上で随時更新されますので、訪問の前に確認してください。

(<http://spica.gakumu.tuat.ac.jp/syllabus/SearchMain.aspx?>)

6. 個人情報について

本学では、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に従って個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護方針」及び関連規程等を制定し、個人情報の適切な管理に努めております。

本学の教育研究及び運営その他必要な業務に関し、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、その業務に関する必要な範囲内で収集目的を定め、その目的の達成に必要な限度において行っています。

また、外部業者に業務委託する場合は、契約において当該個人情報の適切な取扱いをすることを求め安全な管理を図ります。さらに、収集した情報を第三者に提供する場合には当該第三者の利用目的について慎重に調査し、公益性があると判断される場合に限り、必要最小限の情報に限定して提供することとしています。

7. 学生の諸証明書交付等

(1) 学 生 証 (兼図書館利用者カード)

- ① 学生証はIDカードになっています。表面が本学学生の身分を証明するものであり、学生は常に学生証を携帯して本学教職員及び鉄道係員等に請求されたときはいつでも提示しなければなりません。裏面は図書館利用者カードになっています。

学生証の有効期限は、最短在籍期間です。有効期限が過ぎたり、また卒業、退学などによって学籍を離れたときは、ただちに返還してください。

盗難、紛失などの場合には速やかに届け出るとともに、後日発見できなかったときは改めて再交付願いを提出して交付を受けてください。学生証を落としたり、盗まれて思いがけない迷惑を蒙ることがありますから何よりも紛失しないことが大切です。

- ② 学生証を紛失・破損した場合の再交付は、有償となります。各人が所属する各地区学生支援室学生生活係に問い合わせをしてください。

(2) 通学定期乗車券購入証明書

鉄道関係の交通機関を利用して通学する学生が通学定期乗車券を購入するときは、大学の最寄りの駅から居住地（現住所）の最寄りの駅までの区間を記載した通学定期乗車券購入証明書が必要ですので、各人が所属する各地区学生支援室学生生活係、連合農学研究科学生係で手続きを行ってください。申請手続きの際には所定の事項を正確に記入してください。

(3) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学生が実習または帰省などのためにJR（航路、自動車線を含む）に乗車船して旅行しようとするときは、学割証の交付を受けて使用することができます。

JRの乗車船区間のキロ程が片道100キロを超えて乗車する場合、運賃は2割引になります。

また、JRの往復割引の条件に合致する場合は、行き・帰りそれぞれ1割引（往復割引）の運賃が、さらに行き・帰り2割引になります。

他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

学割証は本人以外の者は使用できません。不正に使用したときは東京農工大学全体が発行停止の処分を受け、他の学生に迷惑をかけることとなりますから、十分注意して下さい。

(4) 証明書自動発行機

証明書自動発行機では、

- 成績証明書
- 在学証明書
- 卒業または修了見込証明書（卒業または修了年次。発行可能時期は各学部・大学院の教務係にお問い合わせください。）
- 学生生徒旅客運賃割引証（学割証）
- 健康診断証明書（定期健康診断を受診しないと発行されません。詳細は、P 14をご参照ください。）
- 旧在籍時の証明書（学部時及び博士前期課程時の成績証明書、卒業または修了証明書）を発行しています。発行時間は、8：30から17：15まで。

(5) 各種証明書の交付及び各種願出（届出）書の手続き等

その他の証明書は、必要の都度申し込んで交付を受けてください。

なお、発行には休日を除いて3～10日程度かかるので余裕をもって申し込むよう心がけてください。

(6) 住所変更の手続き

引越したら、速やかに各地区学生支援室学生生活係にて手続きを行ってください。

病気・ケガなどで緊急連絡が必要になることがありますので、保護者の住所が変更になった際も必ず届け出るようにしてください。

諸手続等の一覧

名称	取扱課係名等	期日	備考
学生証(兼図書館利用カード)	各地区学生生活係	入学時	
学生証再発行	各地区学生生活係	随時	有償となります
在学証明書	証明書自動発行機	随時	
学生生徒旅客運賃割引証	証明書自動発行機	随時	
成績証明書	証明書自動発行機	随時	在学生(旧学籍のものも含む)
	各地区教務係	随時	卒業生・修了生 ※注
単位修得証明書	各地区教務係	随時	※注
卒業(修了)見込証明書	証明書自動発行機	随時	各課程最終学年のみ
卒業(修了)証明書	証明書自動発行機	卒業後、大学院修了後	在籍時の旧学籍
	各地区教務係		卒業生・修了生 ※注
健康診断証明書	証明書自動発行機	随時	問い合わせ及び英文は 保健管理センター
住所通学路変更届(本人)	各地区学生生活係	随時	
保証人変更届・保証人住所変更届	各地区学生生活係	随時	
改姓届及び旧姓使用願	各地区学生生活係	随時	
履修届	各地区教務係	前・後期初め	掲示により通知
研究題目届	各地区教務係	所定の期日まで	
休学願、復学願、退学願	各地区教務係	所定の期日まで	詳細は7頁参照
留学願・渡航届	各地区教務係	随時	
通学定期乗車券購入証明書	各地区学生生活係	随時	
転学部・転学科願	各地区教務係	所定の期日まで	
他大学等受験届	各地区教務係	他大学受験以前	本学の再試験を含む
授業料免除願	各地区学生生活係	前後期授業開始前	掲示により通知
授業料月割分納願	各地区学生生活係	前後期授業開始前	掲示により通知
授業料徴収猶予願	各地区学生生活係	前後期授業開始前	掲示により通知
車両入構許可申請書	各地区学生生活係	所定の期日まで	詳細は10・11頁参照
学外活動届(旅行・遠征・合宿・試合)	各地区学生生活係	1週間前まで	団体の場合
学内施設等使用願	各地区学生生活係	使用日の3日前まで	
合宿研修施設使用申込書	小金井地区学生生活係	使用日の7日前まで	小金井キャンパスのみ
火気使用許可申請書	小金井地区会計係	使用日の7日前まで	小金井キャンパスのみ
掲示許可願	各地区学生生活係	随時	
入寮願、退寮願	学務課	随時	管理人(櫻・桜寮)又は 寮委員会(楓寮)を経由する
研究生入学願、延長願	各地区教務係	所定の期日まで	
科目等履修生入学願	各地区教務係	所定の期日まで	
科目等履修生科目追加・期間延長願	各地区教務係	所定の期日まで	

※注 交付希望日の3日前(事務休業日を除く)までに申し込むこと。(英文については10日前。)

8. 休学、復学、退学の諸手続について

(1) 休学

疾病その他特別の理由により3か月以上修学することができない者は、休学を願い出ることができます。休学をする必要が生じた者は、所属学科等の学生生活委員、クラス担任または指導教員に相談の上、所定の休学願に所属学科長等及び連帯保証人の承認印を得た後、添付書類と一緒に所定の期日までに各地区の学生支援室に提出してください。

休学期間は、休学開始日から1年以内かつ年度末までとなります。

休学通算期間は、学部生については3年（共同獣医学科は5年）、大学院生について2年（共同獣医学専攻は4年）を超えることはできません。ただし、再入学、転入学又は編入学した学生については、学則により定められた在籍年限の2分の1の期間となっていますのでご注意ください。

- ① 休学期間中に、学則第78条又は第110条による留学をしようとする場合は、復学願を提出の上、留学の諸手続を行ってください。
- ② 休学者の授業料の取扱いについては、事前に各地区の学生支援室に相談してください。
- ③ 授業料未納の者については、未納の授業料を納入してから休学手続を行ってください。

区分	授業料	休学開始日	授業料の取扱
1	前期	4月1日	その期の授業料を全額免除します
	後期	10月1日	
2	前期	4月2日から 6月1日まで	休学開始日により納入金額が異なりますので、各地区の学生支援室で確認してください
	後期	10月2日から 12月1日まで	
3	前期	6月2日以降	その期の授業料を全額徴収します
	後期	12月2日以降	

(2) 復学

- ① 休学期間の途中で休学の事由が消滅したときは、速やかに所定の復学願を提出してください。休学期間満了で復学する場合は手続き不要です。
- ② 休学者が期の途中で復学した場合、その期の授業料は、復学した日の属する月から月割計算により算定した額を徴収します。

(3) 退学

- ① 退学しようとする者は、所属学科等の学生生活委員、クラス担任または指導教員に相談の上、所定の退学願に所属学科長等及び連帯保証人の承認印を得た後、所定の期日までに各地区の学生支援室に提出してください。
特に、退学する時期によって授業料納入の制約がありますので注意してください。
- ② 授業料未納の者については、未納の授業料を納入してから退学手続を行ってください。

9. 学校感染症等に罹患した場合の授業の取り扱いについて

本学では、下記の授業に出席出来なかった場合のガイドライン2) にありますとおり、学生が学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために、授業に出席出来なかった場合、事案に応じて教育的配慮を受けることが出来ます。

インフルエンザについては、発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とします。その他の感染症については、診断を受けた医師に出席停止期間を確認し、医師の指示に従ってください。

感染が判明したら、保健管理センターのWebフォーム

(<http://web.tuat.ac.jp/~health/kansen-hokoku.html>)にて報告と手続き確認をし、疾患ごとに定められた出席停止期間を過ぎましたら保健管理センターにお越し下さい。

なお、お越しいただく際、

- ・インフルエンザに罹患した場合は、インフルエンザ治療薬の処方明細書、薬の説明紙(インフルエンザの薬が入っていた袋や薬局処方の薬の紙袋でも可)等を持参下さい。
- ・インフルエンザ以外の感染症に罹患した場合は、病院が発行した診断書(病名と出席停止期間が記載されているもの)を持参下さい。持参いただきました内容を確認し、登校可能証明書を交付します。

登校可能証明書の交付がありましたら、下記の特定事由による欠席届を授業担当教員に提出いただき、教育的措置を受けて下さい。

平成30年7月25日

教育・学生生活委員会決定

授業に出席出来なかった場合のガイドライン

下記の事情により、授業に出席出来なかった場合は、事案に応じて教育的配慮を実施します。

- 1) 通学に利用する交通機関が運行休止になり、授業に出席出来なかった場合
- 2) 学生が学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために、授業に出席出来なかった場合
- 3) 学生の三親等以内の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席するために、授業に出席出来なかった場合

令和 年 月 日

特定事由による欠席届

授業担当教員 殿

氏 名：
学科・年次： 学科 年次
学籍番号：

私は、下記の理由により、授業に出席することが出来ませんでしたので、届出ます。

記

- ① 月 日 (曜日 限目) ~ 月 日 (曜日 限目)
② 授業に出席出来なかった理由について (以下の□枠のいずれかにチェックして下さい。)
- 交通機関の運休のため。
 - 学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患したため。
 - 三親等以内の親族の死亡により葬儀に出席したため。

※ 添付資料について

- 1) 交通機関運休の場合は、鉄道会社、バス会社のHP等から運休したことが分かるページ等を添付下さい。
- 2) インフルエンザに罹患した場合は、インフルエンザ治療薬の処方明細書、薬の説明紙 (インフルエンザの薬が入っていた袋や薬局処方薬の紙袋でも可) 等を持参し、保健管理センターにて登校可能証明書の交付を受け、添付して下さい。
- 3) インフルエンザ以外の感染症に罹患した場合は、病院が発行した診断書 (病名と出席停止期間が記載されているもの) を持参し、保健管理センターにて登校可能証明書の交付を受け、添付して下さい。
- 4) 葬儀に出席した場合は、会葬礼状等を添付して下さい。

【参考】

授業に出席出来なかった場合のガイドライン

下記の事情により、授業に出席出来なかった場合は、事案に応じて教育的配慮を実施します。

- 1) 通学に利用する交通機関が運行休止になり、授業に出席出来なかった場合
- 2) 学生が学校保健安全法施行規則に定める学校感染症等の出席停止が必要な感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために、授業に出席出来なかった場合
- 3) 学生の三親等以内の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席するために、授業に出席出来なかった場合

10. 学内交通について

本学では、教育研究の環境の保持及び構内の交通安全を図るため府中・小金井キャンパスにおける『構内交通に関する要項』を定めています。

したがって、四輪車・二輪車で通学を希望する者は、各キャンパスにおける手続等に従い申請してください。

(1) 府中キャンパス構内交通について

手続等については下記のとおりです。

1 四輪車を使用の場合

1) 対象者

- ・学部4年生以上の者
- ・交通機関による通学時間が片道1時間以上の者

2) 申請受付場所・期間

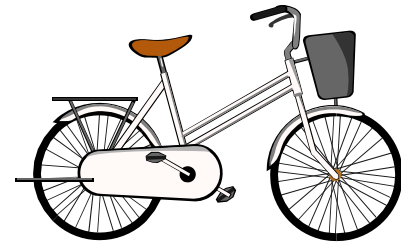
- ・学生支援室学生生活係
- ・毎年1回(3月)学生生活係掲示板にてお知らせします。
- ・その他に10月入学の新生を対象に、10月以降随時受付を行っています。

3) 登録費用

- ・1年間(年度毎): 12,000円

4) 申請に際しての必要書類

- ・申請書・誓約書・自動車車検証写し・運転免許証の写し・車庫証明書の写し
- ※駐車台数が限られているため、抽選となる場合があります。



2 二輪車を使用する場合

1) 対象者

- ・やむを得ない理由があり、片道3km以上の者

2) 申請受付場所・期間

- ・学生支援室学生生活係
- ・毎年1回(3月)学生生活係掲示板にてお知らせします。

3) 登録費用

- ・1年間(年度毎): 3,000円

4) 申請に際しての必要書類

- ・申請書・誓約書・自動車車検証等写し・運転免許証の写し

3 自転車を使用する場合

申請は不要ですが、必ず定められた場所に駐輪してください。

※ 詳しくは府中地区学生支援室学生生活係までお問い合わせください。

(2) 小金井キャンパス構内交通について

手続等については下記のとおりです。

1 四輪車を使用の場合

1) 対象者

- ・学部4年生以上で指導教員が認める者
- ・居住地区が正門より2km以上の者

2) 申請受付場所・期間

- ・学生支援室学生生活係
- ・随時

3) 登録費用

- ・1年間(年度毎)：12,000円
(1年間=4月～3月。10月1日以降の申請の場合、登録費用は6,000円)

4) 申請に際しての必要書類

- ・申請書・誓約書・運転免許証写し・自動車車検証写し
- ・自動車保管場所標章番号通知書(車庫証明)写し



2 二輪車を使用する場合

1) 対象者

- ・全学生

2) 申請受付場所・期間

- ・学生支援室学生生活係
- ・随時

3) 登録費用

- ・1年間(年度毎)：1,000円(1年間=4月～3月、年度途中申請でも3月までの登録費用は同額、継続なし)

4) 申請に際しての必要書類

- ・400cc以上は、申請書・誓約書・運転免許証写し・自動車車検証写し
- ・400cc未満は、申請書・誓約書・運転免許証写し・軽自動車登録済証明書(もしくはそれに類する書類)写し



3 自転車を使用する場合

- 1) 小金井キャンパスにおいて自転車を使用する者は、工学部生協HPから申請して下さい。その他手続等は生協で行っています。

- 2) 申請は随時受付けています。

3) 登録費用

工学部生協HPでご確認下さい。

- 4) 不用自転車は無料で生協が処分を代行します。(期限指定)

※ 1, 2について詳しくは小金井地区学生支援室学生生活係までお問い合わせください。また、3について詳しくは、生協までお問い合わせください。

11. 修学・生活上の注意等

(1) 受験心得

受験にあたっては、厳正な態度で臨み、不正な行為は行わないこと。受験中不正行為などがあったと認められたときは、その行為が発覚した時点から謹慎処分となり、東京農工大学学則第15条第2項又は第3項に規定する前期若しくは後期における当該学生の履修した授業科目全ての単位が無効となり、学則により相応の懲戒処分を受けることとなります。

- 1 受験する学生は、特別の指示のない限り毎試験開始5～10分前までに所定の教室に入室すること。
- 2 特に指示のない限り、指定された座席で受験すること。
- 3 受験に必要な物品以外は、監督者の指示する場所に置くこと。
- 4 携帯電話は電源を切って、カバンの中にしまうこと。
- 5 学生証は、受験中必ず机の上に置くこと。
学生証を携帯しない者は、その試験が無効になることがあるので、必ず携帯すること。
- 6 受験中は、筆記用具類の貸借をしないこと。
- 7 受験中は、監督者の許可なく試験場外に出ないこと。
- 8 受験中は、騒音等を発し、他人の受験の妨げとなるようなことはしないこと。
- 9 試験開始後30分以内は、退室をしないこと。
- 10 30分以上遅刻した者は、原則として受験することができない。
ただし、事情によっては受験を許可することがあるので、授業担当教員に届け出て、指示をうけること。
- 11 答案に学科、入学年度、学籍番号、氏名の記載がないと無効になることがあるので、記載の確認をすること。
- 12 試験時間が終了し、また、終了前に答案を作成し終ったときは、特に指定がない限り、教卓上に提出するか又は監督者に直接手渡して静かに退室すること。
自己の机の上に置いて退室しないこと。
- 13 答案用紙の持ち帰りはしないこと。
- 14 履修承認を受けた正規受験者以外は入室しないこと。

(2) 本学における禁煙対策について

平成15年5月施行の健康増進法第25条に伴い、本学においても禁煙・分煙の環境作りを進めてきましたが、令和元年7月1日から、両キャンパス（府中・小金井）において、環境に対する配慮を標榜とする大学として、敷地内全面禁煙を目指すべき方向としつつ、当面は以下のとおり分煙対策強化により建物内の禁煙（タバコの煙が建物内に流れ込む建物外での禁煙を含む。）を徹底することにしました。以下のことについて、厳守して下さい。

1. 学内分煙化に当たっての実際の措置

- ① 研究室・学生寮を含む建物内は、禁煙である。（したがって、受動喫煙防止措置が講じられていても室内における喫煙は禁止されることになる。）
- ② 建物外にあっても、タバコの煙が建物内に流れ込む場合は禁煙である。
- ③ 学内敷地内においても指定場所以外は禁煙である。したがって、歩行しながらの喫煙も禁止である。

2. キャンパス内の美化及び喫煙のモラルについて

たばこの吸殻の放置など喫煙によりキャンパス内の美化が損なわれていること、また、歩行しながらの喫煙など社会において既に指摘されてきている喫煙のモラルが守られていないことを勘案し、分煙対策の強化と並行して喫煙モラルの健全化を図る。

3. 喫煙ルール

- ① キャンパス内の指定喫煙場所においてだけ喫煙が許容されている。それ以外の場所で喫煙しないこと。
- ② 吸殻や灰は吸殻入れに捨て、周囲に撒き散らさないこと。
- ③ 歩行喫煙、自転車運転中の喫煙は禁止する。
- ④ 空き缶やペットボトルは吸殻入れに捨てないこと。これらを吸殻入れとして使わないこと。
- ⑤ タバコの火は吸殻入れ内で消し、壁面などでは決して火を消さないこと。
- ⑥ 吸殻入れの発煙・発火は火災の原因になる。発煙・発火が見られたときは直ちに水をかけて消火すること。
- ⑦ 上記のルールを守らない者に対しては、ルールを守るよう相互に注意を与えること。
- ⑧ 喫煙場所であっても、周囲の歩行者などに配慮し、いったん火を消す、しばらく喫煙を我慢する、などして、受動喫煙の防止につとめること。

【参考】健康増進法第25条（受動喫煙の防止）

第25条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。



健康・相談

充実した大学生生活を送るためには、健康の維持・増進がすべての生活の基盤となることを自覚し、自分の健康は自分で注意、管理する習慣を身につけることが大切です。

本学には、学生の皆様が心身ともに健康な学生生活を送ることができるよう保健管理センターが設けられており、学生の健康管理の指導・助言を行っています。心身の異常や不調がある場合はお早めにご利用ください。

1. 保健管理センター

保健管理センターは、府中と小金井に設置されており、次の業務を行っています。心身の健康についてお困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。



1. 学生定期健康診断

定期健康診断は、全学生を対象に毎年4月（4月入学生対象）及び10月（10月入学生対象）に実施し、再検査などを5月にかけて実施しています。（日時と場所は事前に保健管理センターホームページ、web掲示板などに掲示されます。）

学生の健康状態を把握し、病気や心身の不調を発見するうえで重要なため、必ず受診してください。また、この健康診断に基づいて、就職、奨学金の申請などに必要な診断書等の発行を行っています。なお、定期健康診断の結果の通知や郵送は行っておりませんが、証明書自動発行機で健康診断証明書を発行すると結果を確認できます。

2. 健康診断書及び健康診断証明書の発行

健康診断証明書は、各地区学生支援室に設置してある証明書自動発行機で発行出来ます。自動発行機により発行出来なかった場合や、検査・書式などが指定されている場合は、保健管理センターで書類の発行を行っております。検査・書式によっては当日の発行が出来ない場合があるので、時間の余裕を持ってお申し込みください。

3. 応急処置・診療

保健管理センターでは、学内で発生した外傷や急病に対し応急処置（一次処置）を行っています。さらに必要に応じて、医師の診察と、外部医療機関への紹介なども行っています。急病については学業にできるだけ支障を及ぼさないように、医師の判断により薬の処方を行う場合があります。また、状況によっては休養室を利用することもできます。

実験中の事故の場合、現場で「安全マニュアル」に記載されている必要な措置を講じた上、必ず担当教員が付き添い受診してください。

4. 健康相談（内科・婦人科）

内科医・婦人科医による専門的な診察・健康相談・指導等を行います（看護師による健康相談は、随時受付けています）。なお、保健管理センターではレントゲン・血液検査等の設備はありませんので、検査等ご希望の方は、必要に応じ医療機関をご紹介します。

5. カウンセリング・精神保健相談

学生と職員の心の健康管理、悩みごとの相談に専門家が応じています。相談時間は50分程で予約制、料金は無料です。予約申し込みは、保健管理センター受付に直接または電話で申し込んでください。基本的に予約が優先されますが、急を要する場合は、受付の看護師か事務職員に申し出てください。心配な友人、同僚、家族のことも相談できます。また、学生のご家族、教職員等からの相談も可能です。キャンパスに関わらず、どちらの保健管理センターでも利用できます。

- 府中地区 本部敷地内 保健管理センター TEL：042-367-5548・5189
- 小金井地区 管理棟1階 保健管理センター TEL：042-388-7171

なお、「4. 健康相談」「5. カウンセリング・精神保健相談」の開室日時や担当者名等は保健管理センターホームページ、またはホームページ内の「健康のしおり」をご確認ください。

保健管理センターホームページ <http://web.tuat.ac.jp/~health/>



東京農工大学 保健管理センター Health Service Center
Tokyo University of Agriculture and Technology

サイトマップ AEDマップ (環境安全管理センター) 府中地区・小金井地区

ホーム お知らせ センターガイド 利用案内 カウンセリング アクセス スタッフ 医療機器 健康のしおり.pdf リンク集

けがをしたとき
体調不良のとき
気持ちが不安なとき・悩みごとがあるとき

保健管理センターを利用する方は、様々な理由で来室されます。
当センターは、すべての学生・教職員が健康的な生活を送れるように支援するための大学の施設です。

トピックス 最新情報のご案内です

2019年10月31日
学校感染症の発症報告（インフルエンザと、インフルエンザ以外）
登校可能証明書のスムーズな発行と、集団感染の予防・対策のために、
学校感染症の感染がわかった時点でこのリンクから報告して下さい。
(2019年11月1日から運用開始)

2019年12月25日
年末・年始の休診のご案内
2019年12月26日（木）～2020年1月5日（日）の期間、
保健管理センター（府中地区ならびに小金井地区）を閉室させていただきます。
ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
The Health service center will be closed from Dec. 26, 2019 to Jan. 5, 2020.
Thank you for your understanding and cooperation.

※ 往診等緊急対応時、または感染症者が受診している時には、利用を制限したり、閉室とすることがあります（センター入り口に掲示します）。なお、感染症が疑われる方は、受診前に電話でご相談ください。また、発熱の疑いのある方は、センター来室時に入り口のインターホンまたは受付でお知らせください。

《健康保険証》

保健管理センターで行う健康診断、応急処置、健康相談等には、健康保険証は不要ですが、他の医療機関を利用する場合には必要となります。

急病の時に保険証を所持していないために困る例が多々あります。自宅以外の通学者は、あらかじめ「遠隔地被扶養者保険証」を作っておいてください。

2. 特別修学支援室

特別修学支援室は、障がいのある学生に対して各学部・学府及び研究科と連携し、よりよい修学環境で学生生活が送れるように必要な支援サービスを提供します。身体の障がい、修学面でのコミュニケーションの困難、その他さまざまな修学上の問題等がありましたら、一人で悩まずに特別修学支援室へご相談ください。

【相談の受付・お問い合わせ】

特別修学支援室 事務担当（保健管理センター事務室）

月曜日～金曜日 8：30～17：15

（但し、祝日、創立記念日、入試実施日、一斉休業日を除く）

〒183-8538 東京都府中市晴見町3-8-1

TEL 042-367-5548 / FAX 042-367-5579

【面談場所】＊面談場所は応相談

府中地区

本館1階 特別修学支援室

府中保健管理センター2階 カウンセリング室

小金井地区

管理棟1階 小金井保健管理センター内 カウンセリング室

3. 学生相談

学生と教員が自由に話し合える場として、学生相談室が両キャンパスにあります。学業、進路、人間関係、生活上のことなど、なんでも気軽に学生相談室を訪ねて、話し合ってください。

相談員は農学部、工学部の教員が、ローテーションを組んで担当しています。相談員は学生の話にゆっくりと耳を傾けて一緒に問題を考えてくれます。

	府中キャンパス	小金井キャンパス
場 所	農学部本館1階	工学部管理棟3階
電 話 番 号	042-367-5579	042-388-7018
開 室 日 と 時 間	毎週木曜日 12時～13時	第2・第4火曜日・金曜日 15時～18時
相 談 員	農学部学生生活委員及び クラス担任(アドバイザー)	工学部学生生活委員等

4. ハラスメント相談

東京農工大学はハラスメント (harassment) を、「差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えること」と定義します。ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、人種・民族ハラスメントの他、アルコール・喫煙・メール・電話等によるハラスメントがあります。

本学は、個人の尊厳と学問の自由を損なう各種のハラスメントの防止と被害救済を目的にハラスメント防止・対策委員会を発足させ、相談と問題解決の取次機関としてハラスメント相談室を開設しています。

問題解決の方法は、相談員によるアドバイス及び苦情申立てとなっており、相手への注意や警告のほか、事実関係の調査、当事者間の話し合い（相談者の希望による調停）、さらに審議によっては委員会勧告、制裁などの強制的措置があります。いずれの場合も相談者の意思を尊重し、相談者の名誉とプライバシーを守ります。どの段階でも苦情申立ての手続きを取り下げることができます。また、相談のみで終了する場合もあります。詳細な規程、ガイドライン及び相談のプロセスは本冊子及びホームページに記されています。

【ハラスメント相談窓口】

相談時間・開設場所は下記のとおりです。具体的な相談日等は、本学ホームページ「学生生活・就職進学」>「学生生活」>「教育支援・相談窓口」>「相談窓口」>「ハラスメントの防止・相談」>「ハラスメント相談」にあります。ハラスメント相談日時以外の時間帯は、他の「学生相談」や「進路・就職相談」が行われておりますので、メールにて連絡先及び連絡可能な時間帯を連絡してください。折り返し、相談員より連絡を致しますが、速やかに対応できない場合がありますので、その際にご容赦下さい。

ハラスメント相談室：府中キャンパス（農学部本館1階 特別修学支援室）

原則として週1回 9:00～12:00 開室

小金井キャンパス（工学部管理棟3階 学生相談室）

原則として週1回 9:00～12:00 開室

国立大学法人東京農工大学 ハラスメント防止及び対策ガイドライン (平成31年2月22日改正)

1. ハラスメント防止に向けて

東京農工大学は、個人の尊厳（人権）と学問の自由を損なういかなるハラスメントも許容せず、教育・研究及び就労環境の整備に努めていくことを宣言します。

そこで、まず東京農工大学ハラスメント防止及び対策ガイドラインを作成しました。これに基づき、これまでのセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程を改め、**東京農工大学ハラスメント防止及び対策等に関する規程**を定め、各種のハラスメントの防止と被害者の迅速な救済を目的にハラスメント防止・対策委員会を発足させ、相談と同委員会への苦情申立ての問題解決取次ぎ専門機関としてハラスメント相談室を開設しました。

ハラスメント相談室では、専門のハラスメント相談員がハラスメントを受けた悩みや気持ちを受け止め、今後の行動指針と支援を得る方策をアドバイスします。個人のプライバシーに十分配慮しながら相談者の立場に立って相談と苦情申立ての取次ぎに応じます。なお、相談後の対応プロセスのすべてに**相談者の意思を尊重**します。また、ハラスメント防止・対策委員会による**調停制度**のほか、ハラスメント調査委員会による**調査**や、必要な**緊急避難措置**を行うこともあります。相談員が申立て、問題解決処理を取り次ぎますのでご相談下さい。ハラスメント被害や苦情申立ての相談を受けた教職員や関係者の方へのアドバイスも行います。

匿名での相談や訴えに対しては、原則的に苦情処理や調査は行わず、当事者双方匿名で内容と件数のみハラスメント防止・対策委員会に報告して啓発活動に用います。

相談後の流れ（対応・措置の過程）の概要は、**ハラスメント対応フロー図**を、ハラスメント防止に関する諸規則は、**東京農工大学ハラスメント防止及び対策等に関する規程**をご覧ください。このガイドラインをすべての大学構成員が読んで、意識改革と今後の行動指針に活用されることを強く望みます。

2. ハラスメントの定義

東京農工大学は、ハラスメントを、「差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えること」と定義します。

ハラスメントに特徴的なこととしては、その行動が不快で、屈辱的で、敵意に満ち、脅迫的であると、受け手に見えるか感じられること、若しくは理性的な第三者によってそのように見なされることにあります。

ハラスメントの例はおよそ次のようなものです。差別的な言動、執拗ないじめ・嫌がらせ・からかい、性格や容姿に関する不快なコメント、持続的で不合理な批判、罵倒、又は性的な好意や行為と引き換えに報酬（単位認定、推薦、昇進など）の約束をしたり、必要な指導や支援を拒否し、脅迫したりすることなどが挙げられます。

なお、**行為者がどんなつもりでそれを行ったかはハラスメントを構成する要件ではありません。**

3. ハラスメントの種類とハラスメントになり得る言動の具体例

性別による差別的言動をはじめとして、人種、民族、身分、出生地、出身校又は障害や病気による差別、上下関係や権力関係を背景にした、いじめや各種服従の強要のない大学キャンパスをつくるには、すべての構成員がお互いの人格と相手の文化的背景を尊重する意識を持ち、ハラスメントは相手の人格権を意識的・無意識的に侵害し、時に深刻な心身の健康障害をもたらすものであるとの認識が必要です。たとえば、ある人にとってハラスメントと感じなくても、出身国が異なる人同士の関わりの中で社会・文化・宗教的な差異があるときには、それがハラスメントとして受け取られることもあるのです。

1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、性差別の一形態とみなされる人権侵害です。学問、労働、社会的状況へ性的なコメントや活動を不適切に持ち込むという特徴があり、しばしば対等の立場にない人々の間で生じます。もしそこに権限のある、又は信頼される立場の濫用があるならば、明確な利益、不利益の提示がなくても、大学は重大なセクシュアル・ハラスメントとみなします。

また、性的指向性について差別的発言を行うこともセクシュアル・ハラスメントとなります。

ある言動がセクシュアル・ハラスメントにあたるかどうかは、あくまでも相手の受けとめ方（「不快」と感じるかどうか）によるのであって、その言動を行う者の感覚で判断されるものではないことに注意してください。

<刑事犯罪>

強姦や性的暴行、ストーカー、痴漢、覗きや盗撮行為は、刑事犯罪あるいは迷惑防止条例違反相当行為です。ハラスメント相談員は、必要な手続きや心身のケアに関する助言、緊急避難措置などの支援を行うことができます。

2) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントは、職場において、上司や同僚が、教職員の妊娠・出産及び育児・介護等に関する制度等の利用に関する言動により教職員の就業環境を害することや、妊娠・出産等に関する言動により女性教職員の就業環境を害することです。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがありますので、このような言動を行わないよう注意してください。

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントには該当しません。

また、妊娠・出産する教職員、育児・介護等に関する制度等を利用する教職員の側においても、ハラスメントに係る言動を受けないために、制度等の利用ができるという知識を持つとともに、周囲と円滑なコミュニケーションを図りながら自身の体調や制度等の利用状況等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つ必要があります。

※学生の妊娠・出産についても、同様の認識が必要です。

3) 人種・民族ハラスメント

人種・民族ハラスメントは、人種差別の一形態とみなされ、許容されるものではありません。大学は、人種、民族、国家的な背景を根拠にした屈辱的で攻撃的ないかなる行為や表明も、またこのような行為への参加を扇動することもハラスメントとみなします。

4) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントは、「大学の構成員が権力関係をもとにして、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、学修・研究や職務遂行に関連して不利益・損害を与えること」です。（「アカデミック・ハラスメント」防止等対策のための5大学合同研究協議会報告書に準拠）

ただし、同じような言動であっても、その背景及び様々な状況によってアカデミック・ハラスメントであったり、そうでなかったりすることがあります。

アカデミック・ハラスメント問題の解決までには、適正な教育研究指導や職権行使と権力の濫用の間の線引きが難しく、定義もあいまいであり、デリケートな問題を含むため困難な作業が伴います。しかしこの種の相談が全国的に、特に理系学部・大学院において急増しており、被害者救済と教育環境改善のためハラスメントとして一括した対応が求められています。

ハラスメントは、安心して安全な教育を受け、研究し、快適な環境で就労する権利を奪

う人権侵害行為です。したがって、特に指導的立場にある人は、このことをしっかりと認識して学生や部下の信頼を裏切る行為は厳に謹み、良好な教育・研究・就労環境をつくるよう努めてください。

5) パワー・ハラスメント（職場のパワー・ハラスメント）

パワー・ハラスメントは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など職務上の地位に限らず、人間関係や専門知識など様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。（内容によっては、部下から上司など下位の者から上位の者へ行われることもありえます）（厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議WG」報告書に準拠）

6) アルコール・ハラスメント

アルコール・ハラスメントは、一気飲みの強要や、酒席でノンアルコールを用意しなかったり、お酌を強要したり、体質的に飲めない人に飲酒を強要したりすることです。

7) その他のハラスメント

上記に記載のない事項でも、本学のハラスメントの定義にあてはまる言動は、ハラスメントとみなされます。

4. ハラスメントにあったとき

- 1) ハラスメントを受けていると感じたなら、もし少しでも可能ならば言葉と態度で自分はそのような行動を「望んでいない」、「受け入れられない」、「不快である」とはっきりと伝えましょう。勇気を出して拒絶し、意思を明確に相手に伝えることが大切です。しかし、「ノー」と言えない場合もあるでしょう。（そこにハラスメントの特徴があります。）周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。あなたが悪いと感じたり、それに耐えなければならぬと感じたりしてはなりません。
- 2) 手紙や書状、電子メールの方が伝えやすいかもしれません。（コピーをとっておいてください。）これだけでハラスメントを止めさせるのに十分な場合もあります。
- 3) 「ノー」と言ったため指導を拒否されたり、嫌がらせがひどくなったりしたら困ると思うかも知れません。もし相手がそのような態度に出たら、そのことを記録し、ハラスメント相談室を利用してください。大学はそのようなハラスメントを許しません。
あなたを悩ます問題に関するどんな出来事も詳細に記録したり、日記をつけたりすることは大切です。とりわけ相手に話すことができないと感じたり、話したあとにもそのハラスメントが持続したりするときはそうです。
その記録や日記に、いかにその行為があなたの学生生活や学問・研究活動、仕事や社会生活を変えてしまったか、あるいは心身の健康を損なってしまったかの詳細を書いておいてください。
- 4) これらの対応が自分でうまくできない場合、あるいはハラスメントが止まない場合は、ハラスメント相談員に相談・苦情申立てを行ってください。

5. ハラスメント相談、相談窓口、その後の対応（「対応のフロー図」を参照）

ハラスメント相談員（以下、相談員）は、特別の研修を積んだ専門家である本学の常勤・非常勤のカウンセラーです。

自分ひとりで行きにくい場合は、誰かに付き添ってもらってください。相談者の立場に立ってじっくり話を聞きながら、事態を理解し整理することを手助けし、今後の対処の方針や解決方法を自分自身で意思決定をするための相談に応じます。必要な場合には、カウンセ

リングや医療の専門家を紹介します。相談者の希望に応じて苦情申立ての取り次ぎを行い、問題解決への道筋を示します。相談員は、相談者の名誉とプライバシーを守ります。

問題を解決するための方法には、相手への注意や警告のほか、事実関係の調査、調停（当事者間の話し合い）、勧告、懲戒処分などの強制的な措置があります。これらは正式の手続きを経てできるだけ迅速に行いますが、いずれの場合も、あくまで相談者本人の意思を十分に確認してから行います。またどの段階でも、苦情申立てなどの手続きを取り下げることができます。

苦情申立てがなされた時点で（相談の途中であっても）ハラスメントの疑いのある行為が継続し深刻な心身の障害をきたしているなどの緊急性が認められる場合は、ハラスメント防止・対策委員会は、臨時措置として当事者双方の所属部局長等に対し、緊急避難措置を勧告することができます。

ハラスメント相談のみで解決終了する場合があります。すべての相談が加害者（以下、被申立人）の調査、報告、処分につながるわけではありません。あなたの相談、苦情申立て後の対応のすべての過程で、相談者の意思を最大限尊重し、プライバシー保護に万全を期します。相談者の了承なくして個人情報が開示されることはなく、情報は相談者を守る関係者のみに開示され、またすべての調査は秘密が保持されます。

相談員以外の教職員が相談を受けた場合には、相談者の同意の上で具体的事項を相談窓口へ報告するものとしています。また、相談員は相談を受けた教職員又は学生への助言も行います。

大学は、ハラスメントの訴えを重大問題として扱います。したがって、事実に基づかない虚偽の訴えや悪意に基づく根拠のない誹謗中傷はしてはいけません。

相談日時、相談室の場所等の詳細については、学内掲示板や大学ホームページに記載されています。

○ハラスメント相談窓口

相談日時、相談室の場所は以下のとおりですが、詳細については、本学ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

<http://www.tuat.ac.jp/~jinjika/sekuhara/soudansitsu.htm>

◎相談用メールアドレス(両キャンパス共通) : sa-sodan@cc.tuat.ac.jp
(利用の際は、全角@マークを半角に、前後の空白を詰めて下さい。)

◎府中キャンパス相談室

場 所：農学部本館1階
相談日時：原則として週1回 午前 9:00～12:00
電話番号：042-367-5536(学内からは内線 5536)
※電話は相談日時のみお受けしております。

◎小金井キャンパス相談室

場 所：工学部管理棟3階
相談日時：原則として週1回 午前 9:00～12:00
電話番号：042-388-7018(学内からは内線 7018)
※電話は相談日時のみお受けしております。

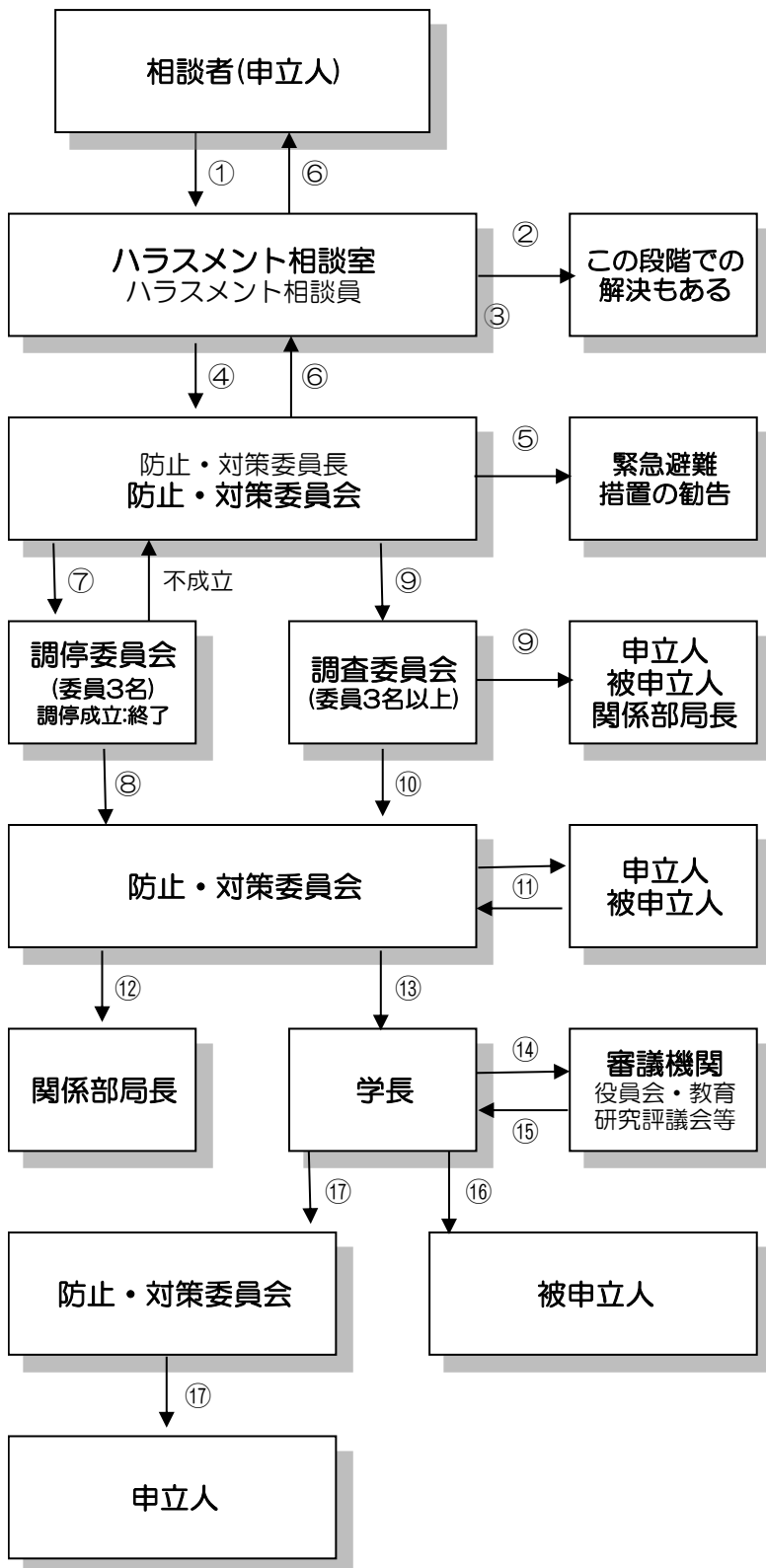
メール又は電話にて相談員と面談の約束が行えます。

ハラスメント相談日時以外の時間帯は、他の「学生相談」や「進路・就職相談」が行われておりますので、メールにて連絡先及び連絡可能な時間帯をご連絡下さい。

折り返し、相談員より連絡を致しますが、速やかに対応できない場合がありますので、その際はご容赦下さい。

東京農工大学ハラスメント対応のフロー図

(平成24年4月1日改正)



- ① ハラスメント相談室ではハラスメントの相談・訴えに応じます。
- ② この段階での解決もあります。相談者は、どの段階でも申立てを取り下げることができます。
- ③ 相談員はプライバシーなどの人権を尊重しつつ、事情を聞き取り、申立ての意思を確認します。
- ④ 相談者の申立てを防止・対策委員会へ取り次ぎます。
- ⑤ 救済手段として委員長判断により緊急避難措置を勧告する場合があります。
- ⑥ 不受理と判断した場合は、相談者及び相談員へ文書にて通知し、併せて説明を行います。
- ⑦ 防止・対策委員会は、申立人が調停を求めた場合は、調停委員会を設置し調停を行います。
- ⑧ 成立した調停内容を防止・対策委員会へ報告します。
- ⑨ 防止・対策委員会は必要に応じて調査委員会を設置し、当事者及び関係部局長へ通知します。
- ⑩ 調査結果を防止・対策委員会へ報告します。
- ⑪ 調査結果に基づく結論について、当事者に文書にて通知し、併せて説明を行います。当事者は2週間以内に不服申立てを行うこともできます。
- ⑫ 必要に応じて救済措置を関係部局長へ勧告します。
- ⑬ 個別の事案への対応等を行ったときは学長へ報告します。職員への懲戒処分又は訓告等並びに学生への懲戒が必要であると認めた場合は、その旨も併せて報告します。
- ⑭ 学長は、防止・対策委員会から職員への懲戒処分又は訓告等並びに学生への懲戒が相当との報告を受けた際は、対象となる被申立人の身分に応じた審議機関へ審議を依頼します。
- ⑮ 審議結果を学長へ報告します。
- ⑯ 学長は、審議機関の審議結果に基づき、職員への懲戒処分又は訓告等並びに学生への懲戒を行います。
- ⑰ 学長は防止・対策委員会に職員への懲戒処分又は訓告等並びに学生への懲戒を行ったことを通知し、防止・対策委員会はそのことを申立人へ報告します。

5. 学生保険

本学では、学生生活における万一の事故・傷害に備えるとともに、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した場合などにおける補償のため、学生全員に保険への加入を義務付けています。

保険には、以下の種類がありますが、①の「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」は、全員加入としています。なお、①の他、②、③、④、⑤の中からいずれか一つに全員加入することとしています。※留学生は、①の他、③にも必ず加入してください。

① 学生教育研究災害傷害保険（通称：学研災）

この保険は、大学の正課中、学校行事中、課外活動中及び通学中において不慮の災害・事故等により学生が身体に傷害を被った場合の救済措置する制度です。本学では、万一の災害・事故等に備えて原則として全員加入としています。この保険の担当窓口は、下記のとおりです。

農学部・農学府

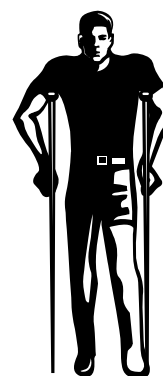
府中地区学生支援室学生生活係（電話042-367-5579）

工学部・工学府・生物システム応用科学府

小金井地区学生支援室入学試験係（電話042-388-7014）

連合農学研究科

府中地区学生支援室連大学生係（電話042-367-5670）



(1) 加入時期

新入学生は、入学時（4月・10月）に受付していますが、その他の期間でも随時受付しています。

(2) 保険金の種類及び金額

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中・学校行事中	2,000万円	120～3,000万円	3千円～30万円	1日につき 4,000円 (180日が 限度)
通 学 中	1,000万円	60～1,500万円	6千円～30万円(治 療日数4日以上が 対象)	
大学施設等の相互間の移 動中				
上記以外で大学施設内に いる間(課外活動を除く)			3万円～30万円(治 療日数14日以上が 対象)	
大学施設内外での大学に 届け出た課外活動中				

※死亡保険金は、事故の日から180日以内に死亡したときが対象となります。

※後遺障害保険金は、事故の日から180日以内に後遺障害が生じたときが対象となります。

(3) 保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、天災（地震、津波等）、無資格運転、酒酔い運転、施設外の課外活動で危険を伴うスポーツを行っている場合等。

(4) 保険料と保険期間

区分	保険期間	保険料	備考
学部学生	2年	1,750円	3年次編入学
	3年	2,600円	
	4年	3,300円	
	6年	4,700円	農学部共同獣医学科
大学院学生	2年	1,750円	修士課程・博士前期課程・専門職学位課程
	3年	2,600円	博士課程・博士後期課程
	4年	3,300円	農学府共同獣医学専攻
	5年	4,050円	一貫制博士課程
標準修業年限を越えて 在籍する学生	1年ごと	1,000円	
研究生・科目等履修生・ 短期留学プログラム学生 その他非正規生	修業期間 1年未満 の場合	1,000円	

※4月入学生の保険始期及び保険終期は4月1日午前0時から保険期間の3月31日午後12時まで、10月入学生の保険始期及び保険終期は10月1日午前0時から保険期間の9月30日午後12時まで。

※年度途中で加入した場合でも保険料分担金は、1年単位となります。

※保険料は、一括支払となります。

※接触感染予防保険金支払特約（任意加入） 4年間70円 6年間100円 但し、共同獣医学科・共同獣医学専攻のみ加入可

(5) 事故の通知及び保険の請求

①事故通知（所定用紙あり）

保険に該当する事故等が発生した場合、ただちに事故日時・場所・状況等を各担当窓口へ通知してください。事故から30日以上経過後に通知した場合、保険金が支払われない場合があります。

②保険請求（所定用紙あり）

事故通知に対する請求を行う場合、請求金額が10万円以下で後遺障害がない場合は、所定の用紙及び領収書等の写しを各担当窓口へ提出してください。請求金額が10万円以上（他の医療機関との合算した場合も含まれます。）の場合は、医師の診断書が必要となります。

③保険支払

保険請求が保険会社に届いてから原則として30日以内に本人へ支払います。

(6) 異動（退学・休学等）に関する手続き

保険期間中に退学及び1年以上休学する場合は、願い出（所定の用紙あり）により保険料の差額を返還します。但し、保険の残期間が1年未満の場合は、保険料の返還は行いません。

② 学研災付帯賠償責任保険制度（通称：学研賠）

この保険は、大学の正課中、学校行事中、ボランティアクラブ等での課外活動中及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより被る法律上の損害賠償を保証する制度で、学研災に加入している学生に限ります。

この保険の担当窓口は、学研災と同じです。

（１）加入時期

新入学生は、入学時（４月・１０月）に受け付けていますが、その他の期間でも随時受け付けています。

（２）保険金の補償金額

補償内容	正課中・学校行事中及びその往復中(国内外の事故を担保)
対人賠償	1事故1億円限度(免責金額 0円)
対物賠償	

（３）補償の対象とならない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、天災（地震、津波等）、自転車・バイク・自動車・楽器・美術品などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難等。

（４）保険料と保険期間

１年間３４０円（２年間以上まとめて支払う場合は、金額×年数）となります。

４月入学生の保険始期及び保険終期は４月１日午前０時から保険期間の３月３１日午後１２時まで、１０月入学生の保険始期及び保険終期は１０月１日午前０時から保険期間の９月３０日午後１２時までとなります。

保険始期（４月入学者は４月１日、１０月入学者は１０月１日）以降に加入しても保険料は変わりません。但し年度途中で加入した場合でも保険料は１年単位となります。

③ 学生賠償責任保険（通称：学賠）

この保険は、学生生活２４時間（正課の講義・行事・実習・日常生活中）の賠償事故に卒業まで適用されます。この保険へ加入するためには、生協に加入する必要があります。

④ 学研災付帯学生生活総合保険制度（通称：付帯学総）

この保険は、大学生生活２４時間におけるケガ・病気、事故、賠償責任等に対応した任意加入制度です。この保険へ加入するためには、予め前記の「学生教育研究災害傷害保険」へ加入しておく必要があります。この保険の担当窓口は、取扱代理店（0120-811-806）となりますので、直接お問い合わせしてください。（土日祝日を除く 9:30~17:00まで）

⑤ 学生総合共済

この保険は、大学生協が扱っている学生生活24時間におけるケガ・病気、事故、賠償責任等に対応した任意加入制度です。この保険の担当窓口は、大学生協となりますので直接、お問い合わせください。なお、この保険に加入するためには生活協同組合への加入が必要です。加入時に出資金15,000円が必要となりますが、脱退時に返還されます。



1. 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構では、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、教育を受ける機会を保障し、自立した学生生活を送れるよう奨学金事業を行っています。

本学で出願者の家計の経済状況、学業成績等を選考基準により審査のうえ、適格者を日本学生支援機構へ推薦します。

選考は人物・学力・家計について基準に照らして行い、日本学生支援機構の予算の範囲内で採用されることとなりますので、全員が採用されるわけではないことをご留意ください。

(日本学生支援機構のホームページ <https://www.jasso.go.jp>)

なお、奨学金の各担当窓口は以下のとおりで、募集等については掲示等で案内します。

農学部・農学府

府中地区学生支援室学生生活係（電話042-367-5540）

工学部・工学府・生物システム応用科学府

小金井地区学生支援室学生生活係（電話042-388-7011）

連合農学研究科

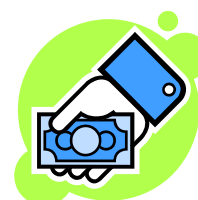
府中地区学生支援室連大学生係（電話042-367-5670）

① 貸与奨学金の種類

奨学金の種類	対象者の貸与月額(令和元年度)
第一種奨学金 (無利息)	学部学生 自宅通学者 45,000円、30,000円、20,000円 から選択 自宅外通学者 51,000円、40,000円、 30,000円、20,000円 から選択
	大学院学生 修士課程 50,000円、88,000円 から選択 博士課程 80,000円、122,000円 から選択
第二種奨学金 (年3%上限とした 利息付。但し、在学 中は無利息)	学部学生 20,000円から120,000円のうち1万円単位で選択
	大学院学生 50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、 150,000円 から選択

※ 第一種奨学金の貸与対象者は、特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な学生となります。

※ 第二種奨学金の貸与対象者は、優れた学生で経済的理由により修学困難な学生となります。



② 募集の種類

種類	内容	申請期間
予約採用 (国内用)	入学前に奨学金を予約する制度	大学院へ進学する場合は 進学する前年の10月中旬 まで
予約採用 (海外用)	国内の大学等在学中に、海外の短期大学・大学・ 大学院へ短期留学(原則として3ヶ月以上1年以 内)をするために奨学金を希望する場合で、第二 種奨学金(利息付)を申請する制度	各担当窓口にお問い合わせ ください
在学採用	入学後に奨学金を申請する制度 予約採用で不採用もしくは辞退した場合も申請可	原則として毎年4月上旬か ら4月中旬まで
緊急採用	家計の急変(主たる家計支持者が失職・病気・事 故・会社倒産・死別又は離別・災害等)で奨学金 を緊急に必要とする場合で、第一種奨学金(無利 息)を申請する制度	随時申請可
応急採用	家計の急変(主たる家計支持者が失職・病気・事 故・会社倒産・死別又は離別・災害等)で奨学金 を緊急に必要とする場合で、第二種奨学金(利息 付)を申請する制度	随時申請可

③ 奨学金の申請

奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構発行の「奨学金案内」等を担当窓口で受け取ってください。申請はそれらに記載されている必要書類を指定先に提出し、IDおよびパスワードを受け取った後、自らパソコンで日本学生支援機構の指定HPから入力することにより完了します。

入力時に、保証制度として、連帯保証人(原則として両親のどちらか)と保証人(4親等以内、65歳未満、保証能力がある事が条件)を立てる「人的保証制度」、または一定の保証料を支払うことにより連帯保証人を立てずに済む「機関保証制度」を選択することになります。ただし、選択した保証制度は採用後、原則、変更できませんので、熟慮のうえ選択してください。

採用が決定したら、「返還誓約書」の提出があります。「人的保証制度」を選択した者は、本人の「住民票」(大学院のみ)、連帯保証人の「印鑑証明書」「収入に関する証明書」、保証人の「印鑑証明書」が必要となり、「機関保証制度」を選択した者は、本人の「住民票」(大学院のみ)、「保証依頼書」の提出が義務づけられます。

返還誓約書が期限までに提出されない場合は、奨学金の振込みが停止されたり、採用が取り消される場合があります。

また、海外留学の第二種奨学金を申し込む場合も同様の手続きとなります。

※ 給付奨学金については、各担当窓口にお問い合わせください。

④ 奨学金の採用決定

種類	採用決定時期	初回振込予定
予約採用	4月もしくは5月中旬	4月もしくは5月中～下旬
在学採用	6月上旬もしくは7月上旬	6月11日もしくは7月10日
緊急採用	申請した翌月上旬	申請翌月の11日
応急採用	申請した翌月上旬	申請翌月の11日

※振込日が土、日、祝日等の場合はその前日に本人口座へ振り込まれます。

※初回振込みには貸与始期分からまとめて振り込まれます。

※奨学生として採用されると、日本学生支援機構から奨学生に対し「奨学生証」が交付されます。「奨学生証」は各担当窓口で受け取るようお願いいたします。

※日程は変更となる場合があります。

⑤ 適格認定奨学金継続願

奨学生自らの奨学金の継続意思及び平素の学業成績との総合的評価により奨学金の適格認定を行います。学校が定めた入力期限までに手続きしない場合は、奨学金は「廃止」となり、奨学生の資格を失うこととなります。

毎年12月に、「奨学金継続願」を各担当窓口にて奨学生へ配付しますので、必ず受け取るようお願いいたします。手続きについては奨学生自身がインターネットにより入力した「適格認定奨学金継続願」の入力内容と人物、健康、経済状況、学業成績を総合的に審査し、奨学金継続の可否等が判断されます。したがって、「適格認定奨学金継続願」を提出しても必ず継続されるとは限りません。

⑥ 各種異動願等の手続きについて

奨学生が異動手続きが生じたときは、速やかに各担当窓口で手続きしてください。願・届の様式は各担当窓口にあります。主な願・届は下表のとおりです。

休学を申し出る場合	異動願(届)「休止」を提出してください。
退学を申し出る場合	異動願(届)「退学」を提出してください。
経済状況が好転し、奨学金が不要となった場合	異動願(届)「辞退」を提出してください。
大学へ復学し、奨学金を再度希望する場合	異動願(届)「復活」を提出してください。
奨学金貸与額を増額または減額希望する場合	「奨学金貸与月額変更願(届)」を提出してください。 ※人的保証で増額を希望する場合は連帯保証人・保証人それぞれの署名と実印での押印、及び添付書類として印鑑証明書が必要です。

⑦ 奨学金の返還

奨学金は貸与であり、貸与終了後は必ず返還しなくてはなりません。また、奨学生からの返還金は直ちに後輩に貸与される資金となります。そのために、採用が決定したら、指定された書類と共に、「返還誓約書」を提出してください。この手続きが奨学生と日本学生支援機構との返還に関する約束になります。最終学年の奨学生は「返還説明会」へ必ず出席し、返還の口座（リレー口座という）開設に係る書類を受け取り、直ちに提出してください。手続きを怠った場合は、奨学生に不利益が生じることもありますのでご注意ください。

⑧ 特に優れた業績による返還免除（大学院第一種奨学金貸与者のみ）

在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した者は、貸与期間終了後に、奨学金の全部または一部（半額）の返還が免除されます。

対象者は、平成16年度以降の日本学生支援機構大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中（令和2年度にあつては令和2年度中）に貸与期間が終了（退学・辞退も含む）する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた場合となります。

具体的な評価項目は、課程の趣旨・目的や奨学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に業績のそれぞれについて、日本学生支援機構の奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定し、学内選考委員会がこれらに沿って総合的に評価することで、免除候補者の推薦の選考が行われます。

申請期間は毎年1月中で、申請書類は本学ホームページからダウンロードできます。（「在学生の皆様」>「学生生活」>「授業料・入学料・奨学金等」>「奨学金」>「日本学生支援機構奨学金」）

結果発表については、貸与終了した翌年度6月頃に日本学生支援機構から直接通知されます。

2. 東京農工大学奨励奨学金

本学の基本理念である「使命志向型教育研究-美しい地球持続のための全学的努力」(MORE SENSE)を担う人材育成に寄与することとともに大学院基軸大学として優秀な博士課程学生の人材確保を目的とした奨学金です。

この奨学金は博士課程に進学する方が対象となります。ただし、次の(1)から(9)に該当する方は対象となりません。

- (1) 工学府共同サステナビリティ研究専攻の学生で、東京外国語大学大学院又は電気通信大学大学院に本籍を置く者
- (2) 農学府共同獣医学専攻の学生で、岩手大学大学院に本籍を置く者
- (3) 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻の学生で、早稲田大学大学院に本籍を置く者
- (4) 国費外国人留学生
- (5) 外国政府派遣留学生
- (6) 日本学術振興会特別研究員
- (7) 社会人学生で企業等から在学に係る経済的支援を受けている者
- (8) 重複受給ができない他の奨学金等を受給している者
- (9) 奨学金の受給を希望しない者

奨学金の給付は入学時で、募集等については、所属専攻にお問い合わせください。

3. 東京農工大学教育研究振興財団奨学金

平成21年度より、東京農工大学教育研究振興財団からの寄付金を財源とした「東京農工大学教育研究振興財団奨学金」制度を創設しました。

対象者は、前年度の学業成績・人物共に優秀な学部学生および修士課程・博士前期課程、一貫制博士課程、専門職学位課程の大学院学生です。前年度成績が審査対象となるため、新入生および第3年次編入で入学した3年生は対象外です。奨学生は各学部・学府の推薦・選考を経て決定されます。

※令和元年度に本財団は解散し、現在は後継団体が運営しています。

4. 地方公共団体・民間団体等の各種奨学金

日本学生支援機構同様に、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、各種団体が行う奨学金制度があります。募集期間は、主に4月から5月にかけてですが、その時期以外にも募集を行う団体があります。

募集等については、奨学金担当窓口で案内しております。出願資格、出願手続き及び奨学金支給額等が各種団体により異なりますので、ご注意ください。

5. 授業料の免除及び徴収猶予

(1) 授業料免除制度について

授業料免除は、経済的な理由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対し、選考の上、授業料の全部又は一部を免除する制度です。

(2) 授業料徴収猶予の制度について

授業料徴収猶予は、経済的な理由により授業料の納付期限までに納付が困難であると認められる者に対し、選考の上、授業料の徴収を猶予する制度です。授業料免除を申請し、選考の結果、不許可もしくは半額免除となった場合に納付する授業料の徴収猶予を希望する者も申請することができます。

授業料の徴収猶予を認められた場合は、前期は8月末まで、後期は2月末まで猶予されることとなります。

(3) 各担当窓口

授業料免除及び授業料徴収猶予の各担当窓口は以下のとおりで、募集等については、WEB掲示等によりお知らせします。

農学部・農学府：府中地区学生支援室学生生活係（電話042-367-5579）

工学部：小金井地区学生支援室学生生活係（電話042-388-7011）

工学府・生物システム応用科学府：

小金井地区学生支援室入学試験係（電話042-388-7014）

連合農学研究科：府中地区学生支援室連大学生係（電話042-367-5670）

(4) 授業料免除の対象者

対象者	免除の対象となる事由	
学部学生 大学院学生	ア	経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
	イ	入学前1年以内(在学生は納期限の半年以内)に、主たる家計支持者が死亡し、または学生もしくは主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が著しく困難な者
	ウ	上記イに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(5) 授業料徴収猶予の対象者

対象者	徴収猶予の対象となる事由	
学部学生 大学院学生	ア	経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
	イ	当該学生が行方不明となった場合
	ウ	学生又は主たる家計支持者が災害を受け、納付が困難であると認められる者
	エ	その他やむを得ない事情があると認められる場合

(6) 申請要領の配布について

前期分の申請は1月下旬から、後期分の申請は7月中旬から各担当窓口にて配布します。

(7) 申請に必要な提出書類

申請書類	備考
授業料免除願 授業料徴収猶予願 家庭状況調書	全員提出。家計困窮度と学力優秀度について申告します。詳細は申請要領をご覧ください。
各種証明書類等	授業料免除・授業料徴収猶予願・家庭状況調書の申告内容について証明します。所得証明書、源泉徴収票等、成績原簿等があります。それぞれの本人の状況や家庭状況により必要な証明書類が異なりますので、詳細は申請書類をご覧ください。

(8) 申請受付時期及び申請場所

前期授業料免除申請時期は3月中旬～4月初旬、後期授業料免除申請時期は9月中旬～10月初旬で、各担当窓口にて受け付けます。部局ごとに申請受付期間が異なりますので、各自でご確認ください。

(9) 選考方法と判定内容

授業料免除は、家計及び学力の状況に基づき総合的に評価したうえで選考します。授業料免除の判定の結果、免除が認められた場合、「全額免除」、「2/3額免除」、「半額免除」または「1/3額免除」のいずれかとなり、認められなかった場合、「免除不許可」となります。

(10) 結果発表

発表は学務情報システムSPICAにて行います。

発表時期 前期分・・・6月中旬頃 後期分・・・12月中旬頃

(発表時期については、別途、掲示にてお知らせします。)

6. アルバイト

本学のように実験実習の多い理工系の大学では、アルバイトと学問の両立は難しく、アルバイトで無理な仕事をもった結果、学業に支障が生じたり、健康を害して休学・退学を余儀なくされたという事例も少なくありません。アルバイトをするときは、この点を十分考慮して勉学に支障がないように心がける必要があります。

また、大学の紹介でないアルバイトは、トラブルが多いため注意してください。

アルバイトの紹介については、各地区学生支援室学生生活係で行っております。また、携帯電話やパソコンでアルバイトの情報を収集できるシステムを導入しています。

(<http://www.aines.net/tuat/>)

利用方法については、上記ホームページにアクセスして、確認してください。

東京農工大学 学生情報 aines.net
東京農工大学では、学生生活をより充実させるために、学生生活サポートに力を入れています。アルバイト情報に詳しく、学業は、いつでも検索できる検索機能・PCにて情報検索できるシステムも無料で提供することにより、より便利に活用いただけます。
東京農工大学 学生アルバイト情報ネットワーク
試験監督、実験補助、イベントスタッフ、PCオペレーター、出版、事務etc.
大学経由のアルバイト依頼を提供。パソコンや携帯電話から、24時間365日開通できるシステムです。
ご利用方法と登録方法は裏面

【制約職種】

本学では、教育的な配慮のもとに、事故やトラブル等を防止する目的で、次のとおり制約職種を決めていますので、個人的にアルバイトをする時にも避けるようにしてください。

ア 自動車運転免許を必要とする職種

イ 翌日の授業に差し支えのある深夜（22時以降）の作業を伴う職種

ウ 従事する業務に危険を伴う職種

プレス・裁断機等の自動機械の操作、高所での屋外作業、土木・水道工事の穴掘り、高温・低温下等人体に有害な作業など

エ 学生アルバイトとしてふさわしくないと考えられる職種

外交販売・勧誘、風俗営業やギャンブルに関する仕事、女子の住込・深夜作業、秘密調査など

オ 法令に違反する、マルチ・ネズミ講商法や出来高払い、性別により異なる条件を付すもの

カ 人命にかかわることが予想される監視員やベビーシッターなど

7. 住まい

(1) 学寮（男子寮・女子寮）

本学では、学生の良好な生活と勉学の環境を提供するため、学生寮を設置しています。小金井キャンパス隣接地には、櫻寮（男子寮）および桜寮（女子寮）が、府中キャンパス隣接地には、檜寮（男子・女子寮）および楓寮（女子寮）が設置されています。

在学生の入寮募集は、空室が生じた場合に大学ホームページにて掲示を行いますので、入寮希望者は所定の手続きをとって下さい。

出願資格は、日本人学生で経済的困窮度が高く、かつ遠隔地のため自宅からの通学が困難な者、および外国人留学生で経済的困窮度が高い者が対象となります。

（※外国人留学生の募集は櫻寮・檜寮・楓寮のみ実施します。）

入寮を希望する学生は、学務課学生生活係（042-367-5882）へご連絡ください。

学寮名	入寮対象者	定員	寄宿料月額	共益費月額	部屋の規格	設備	所在地
櫻寮 (けやきりょう)	男子学生	200名	30,000円	10,000円	個室	バス・トイレ ミニキッチン	小金井市中町 2-24-16 工学部隣接地
桜寮 (さくらりょう)	女子学生 (外国人留学生は除く)	18名	30,000円	10,000円	個室	バス・トイレ ミニキッチン	小金井市中町 2-24-16 工学部隣接地
楓寮 (かえでりょう)	女子学生	48名	7,400円	無し	個室	共同風呂 共同トイレ 共同キッチン	府中市幸町 2-4-1 農学部隣接地
檜寮 (ひのきりょう)	男子学生 女子学生	111名	37,800円	2,200円	個室	シャワー・トイレ ミニキッチン 冷蔵庫	府中市幸町 2-48-1 農学部隣接地

※櫻寮・桜寮・檜寮は、退去時清掃費30,000円が別途必要です。

※櫻寮・桜寮は、各居室に係る光熱水費、ランドリー使用料、インターネット使用料が共益費に含まれます。

(2) 賃貸アパート等

学寮以外の居住を希望する学生に、府中、小金井周辺等の賃貸アパート等の情報を紹介しています。各地区学生支援室学生生活係には、近隣の大家さんなどからの賃貸情報が提出されています。

当該物件については、大学は契約に関与していないため、万一のトラブルを避けるためにも、部屋の状態、環境等を十分に把握し、賃貸業者との間で契約内容（入居・退去時の諸条件、賃貸月額、管理費等）を確認したうえで契約するようにしてください。

なお、入居後は契約の内容・条件等に違反しないよう十分注意してください。

進路・就職

1. 就職

本学では、学生各人が自己の能力・適正に応じて適切に職業選択ができるよう教員と事務との連携によって、進路・就職指導及び情報提供を行っています。

(1) 進路・就職指導体制

就職活動の支援と充実を図るために、各学科に就職担当教員がおり、就職事務の窓口は学務課及び各地区学生支援室学生生活係等で行っています。

また、全学の就職指導事務を学務課で総括しており、進路・就職ガイダンス等を企画しています。

(2) 進路・就職相談室

進路や就職について個別に指導・助言を受けられるように、豊富な経験と知識を有する相談員（キャリア・アドバイザー）を学外から招へいし、相談に応じています。

開設場所	開催日時	相談室	相談員
府中キャンパス	月曜日(毎週)13:00～16:00	農学部本館1階学生相談室	岡崎 正規
	水曜日(毎週)13:00～16:00	農学部本館1階学生相談室	片山 葉子
	金曜日(毎週)13:00～16:00	農学部本館1階学生相談室	峰松 敏夫
小金井キャンパス	月曜日(毎週)13:30～16:30	工学部管理棟3階学生相談室	深水 智明
	木曜日(毎週)13:30～16:30	工学部管理棟3階学生相談室	國眼 孝雄

(3) 就職情報コーナー

各地区学生支援室に就職情報コーナーが整備されています。企業情報の収集等ができるようになっていきますから、活用してください。

2. 進路(就職・進学)ガイダンス

進路選択や就職活動の進め方などについて、具体的な情報提供の場として、各種ガイダンスを両地区において実施しています。例年、一般就職説明会、公務員ガイダンス、企業別説明会、模擬面接講座等を開催しているほか、各学科でも就職説明会を行っています。

なお、進路(就職・進学)ガイダンス日程等の詳細については、本学ホームページ(「学生生活・就職進学」>「就職進学」>「進学」>「進路(就職・進学ガイダンス)」)又は学生WEB掲示板等で案内いたします。

【問い合わせ先】

府中地区学生支援室 学生生活係 (Tel 042-367-5579)

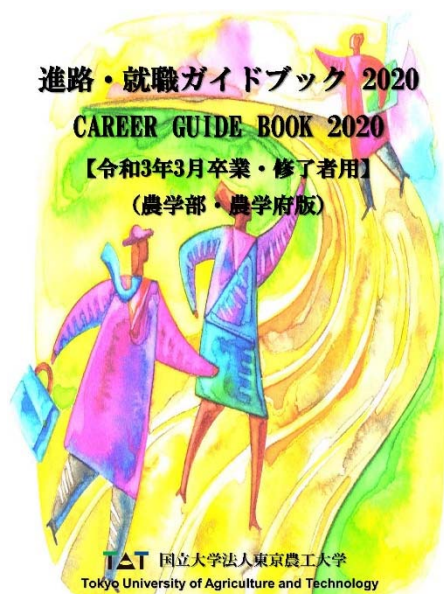
小金井地区学生支援室 学生生活係 (Tel 042-388-7011)

3. 進路・就職ガイドブック

就職活動の進め方を、手軽に利用できるガイドブックのかたちにまとめたものです。就職活動に関する必要な情報と具体的な進め方がわかりやすく説明されています。年度毎に内容の見直しを行い、毎年1月頃に本学ホームページ上に、最新版を公開します。（詳細は各学科の就職担当教員、または学生生活係に確認してください。）

なお、ガイドブックは本学ホームページ（「学生生活・就職進学」>「就職進学」>「就職」>「就職ガイドブック」）に全頁掲載され、学内ネットワークからのみ閲覧することができます。ガイドブックを活用して、早くから自己の進路についての考えをめぐらし、主体的、計画的に自信をもって就職活動に取り組むことを期待します。

また、進路・就職相談室との関係で言えば、ガイドブックを先ず読んで、テーマを絞って相談室に行くのも良いですし、相談室でのアドバイスを実行に移すためにガイドブックを利用するのも良いでしょう。



4. 求人情報について

企業や団体からの求人情報・インターンシップ情報は、求人情報システム「キャリアタスUC」を使用して検索・閲覧できます。インターネットに接続すれば、どこでも検索・閲覧が可能です。

ご利用に際しては、ID・パスワードが必要になりますので、学生支援室学生生活係の窓口まで、お問い合わせください。

※キャリアタスUCに掲載される求人情報・インターンシップ情報は、学生支援室をとおさずに、企業・団体が直接登録したものとなります。皆さん自身が企業・団体に関してよく調べたうえで、応募や問い合わせをするようにしてください。

※従来通り紙媒体で送付された求人情報は、学生支援室学生生活係で閲覧することができます。

課外活動

1. 課外活動について

課外活動は、学生が自主的に行う活動であり、社会の一員として必要な資質を身につけたり、教養を高める等の大切な役割を担っています。

また、課外活動を通して得られるさまざまな体験や学部学科を超えた友人を得るなどの経験は、一生忘れることのできない素晴らしい思い出になります。

サークル活動だけでなく、各学部には学生の自治会があり年間を通じてさまざまな活動を行っています。

学生諸君は、大学という教育の場で、各自の関心と適性に合った課外活動に取り組み、社会的な特性を涵養するとともに、より高い専門的知識や技能を身につけるなど積極的な大学生活を送ってください。

※本学には文科系サークル43団体、体育系サークル39団体（令和元年12月現在）

が大学公認団体として活動しています。これらの活動の詳細や自治会活動については「課外活動・サークル紹介」（別冊）を参照してください。

2. 課外活動上の心得

学生の課外活動は、サークル独自の自主的な運営とクラブ員各自の自覚と責任によって行われるものですが、サークルの関係行事の立案と実施に際しては、日頃の練習活動を踏まえた安全対策について十分に検討を行い、事故が起こらないよう万全を期してください。各サークルのリーダーは、下記の留意事項を参照して「危険性の回避」及び「危険性の予見」等の努力をし、サークル活動上の危険防止に努めてください。

また、公認サークル・リーダーズ講習会等に積極的に参加し、日頃から応急措置等の知識を身につけておいてください。

記

〔留意事項〕

各サークルが主催する行事あるいは学外における各種行事（大会）等へ参加する場合には、下記の事項を厳守すること。

ア 行事の実施計画及び行事の届出等について

(1) 実施計画書の作成

行事の実施、あるいは行事への参加については、その行事内容等について顧問教員に事前に報告するとともに、顧問教員が署名・捺印した実施計画書を各地区学生支援室学生生活係に提出すること。

(2) 学外活動届の提出

学外で試合・合宿・旅行等を行う際は、必ず出発の7日前までに、学外活動届を各地区学生支援室学生生活係に提出すること。

(3) 行事の終了報告

行事が終了した場合には、行事の概要速やかに顧問教員に報告するとともに、各地区学生支援室学生生活係にも報告すること。

イ 行事实施前の健康診断の実施等について

(1) 健康診断の受診日時及び場所

過激な競技あるいは、体力の消耗が激しいスポーツ等の行事（大会）に参加する場合は、事前に健康診断を受けておくこと。サークルとして保健管理センターでの健康診断を希望する場合は、1か月前までに学務課（保健担当者）に申し出て指示を受けること。

(2) 定期健康診断の受診

4月に実施される定期健康診断は必ず受診すること。

再検査を受けた者は、保健管理センターからの注意等十分踏まえて自己管理を行うこと。

なお、校医による健康相談（内科・婦人科・精神科）を実施しているので利用されたい。

ウ 行事（大会）の実施に伴う救急対策について

(1) 健康状況の把握

サークルのリーダーは、参加者全員の健康状況を確認し、身体に少しでも異常のある者を行事（大会）等に参加させてはならない。寒中における行事や、気象条件等自然環境の大きく作用する活動では、健康状況だけでなく各参加者の知識、技量も含めた総合的な判断が求められることに十分留意すること。

(2) 救急病院の確認

サークルが主催する行事（大会）等の実施前には必ず、開催場所近隣の救急病院等の所在及び連絡方法を確認しておくこと。

(3) 救急車の出動依頼（連絡）

学内の体育施設等におけるサークル活動中に、万一事故が発生し救急車の出動を依頼した時は、速やかに各地区学生支援室学生生活係（休日及び夜間は宿直室、守衛所）に報告すること。

エ 課外活動における事故発生時の連絡先について

課外活動において事故が発生した場合は、先ず顧問教員に報告し、下記に速やかに連絡すること。

府中地区学生支援室学生生活係

TEL 平日の昼間 (042) 367 - 5579

TEL 休日及び夜間 (042) 367 - 5664 (宿直室)

小金井地区学生支援室学生生活係

TEL 平日の昼間 (042) 388 - 7011

TEL 休日及び夜間 (042) 388 - 7007 (守衛所)

大学は連絡を受け次第、事故の状況を考慮し、必要に応じて対策本部を設置する。

オ 事故報告及び保険金の申請手続きについて

(1) 事故報告

サークルのリーダーは、上記により連絡した詳細を記した「事故報告書」を作成し、各地区学生支援室学生生活係に提出すること。

なお、保険によっては、一部危険を伴うサークル活動が、補償範囲からその適用を除外されているものがあるので、予め確認しておくこと。

(2) 保険金の申請及び問い合わせ先

ア. 学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む）

P 2 3 参照

イ. 学研災付帯学生総合保険

学生生活総合保険相談デスク（電話 0120-811-806）

ウ. 学生賠償保険・学生総合共済

大学生協（電話 042-366-0762）

エ. スポーツ安全協会傷害保険

財団法人スポーツ安全協会東京都支部（電話 03-3481-2423）

オ. ボランティア活動保険

全国社会福祉協議会総務部（電話 03-3581-7851）

カ 体育施設及び課外活動施設の安全使用について

体育施設及び課外活動施設は、体育授業及び各種サークル活動の共用の場として使用されているため、種々の器具・設備が備えられているが、サークルの練習中に床、ガラスの破損あるいは、器具、設備等を破損した場合には、これが「けが」等の事故発生につながるため、直ちに各地区学生支援室学生生活係にその状況を報告すること。

また、サークルリーダーは諸施設の使用に当たっては、各地区学生支援室学生生活係の使用許可を得ることは当然であるが、使用時には、火災には万全の注意を払うとともに、平常のサークル活動あるいはサークル行事（大会）等の終了時には、次に使用する各サークルが気持ちよく使用できるように、後片付けと清掃を部員の一人一人が進んで実施するように指導し、これを遵守すること。



3. 学生の行事・催し

(1) 農工祭

農工祭は、今年は第62回目を迎えます。講演会や教授との座談会、音楽会や演芸会、また、サークルや学科研究室等の趣向をこらした催し物、展示などで日頃の成果が公開されます。これは一般市民にも公開されていて、市民と学生の集いなど地域社会とも交流し、親善を図っています。

農工祭の企画・実施は、学生の農工祭実行委員会が行います。



(2) 東京地区国公立大学体育大会

この大会は、東京地区にある国立大学法人11大学と首都大学東京の学生の体育活動の発展を促進するとともに、学生相互間の親睦を図ることを目的として毎年、5月から翌年3月まで、参加大学の輪番制による世話で開催しています。種目は陸上、水泳、野球を始め、ヨット、ゴルフ、スキー（3月）など多種目の競技を行っています。昭和28年から始まり本年度は第68回で、東京大学が当番校として運営します。

(3) 東京地区国公立大学連合文化会・美術展

東京地区にある国立大学法人11大学と首都大学東京の学生の文化活動の発展を促進し、学生相互間の親睦を図ることを目的として毎年1回、発表会を行っています。この発表会は例年3月頃に、都内の催物場で絵画、彫塑、写真などを展示して、市民にも公開しています。

本年度の第67回連合文化会は、電気通信大学が当番校として運営することとなっています。

(4) 三大学体育大会

この大会は、戦前、繊維専門学校であった信州大学、京都工芸繊維大学と本学の3校が、学生相互間の親睦を図るために、昭和33年5月に復活第1回大会を信州大学で開催して以来、毎年5月～6月の土、日を利用して陸上競技、硬式野球、硬式庭球、軟式庭球、バレーボール、卓球、バドミントン、弓道、剣道の9種目の競技を3校の学生自治会または学友会が主催して輪番制で行っているものです。

本年度は、第62回大会として京都工芸繊維大学が当番校として運営することとなっています。



4. 貸出備品

皆さんが余暇を利用して心身の練成、レクリエーションなどをする場合は、授業及び管理上に支障がないかぎり、設備してある用具などを利用することができます。現在、つぎの物品が備え付けてありますから、貸出を希望する場合は直接、係へ申し込んでください。

貸出場所	貸出物品
府中地区学生支援室 学生生活係 (注)	硬式テニス用具一式、自転車空気入れ、ソフトボール用具一式、延長コード、サッカーボール、暗幕、テント(4脚)、長机・椅子、ブルーシート、放送セット、巻尺、拡声器
小金井地区学生支援室 学生生活係 (注)	巻尺、トランシーバー、拡声器、長机・椅子、台車・リヤカー、放送セット、自転車空気入れ
農学部・工学部 体育館 ※体育館管理人から借りてください。	バドミントンラケット、バスケットボール、バレーボール、卓球ラケット (以下農学部のみ) インディアカ、縄跳び

(注) 個数につきましては、各係にお尋ねください。

学生生活関係施設等

1. 福利厚生施設

学生の憩いの場、学生相互間、学生と教職員との親睦を図るための施設として「農学部福利厚生センター」、「工学部総合会館」、「けやきホール」があります。

東京農工大学農学部福利厚生センター福利厚生施設使用心得

- この使用心得は、東京農工大学農学部福利厚生センター規程第6条の規定に基づき施設の使用について定める。
- この施設は原則として本学の学生・教職員が福利厚生のために使用するものとする。
- 施設の開館期間、開館時間及び休館日は、次のとおりとする。
 - 開館期間および開館時間
通 年 9時から21時まで
 - 休 館 日
土・日曜日、国民の祝日、振替休日、本学の創立記念日、大学休講期間、年末年始
 - 管理責任者が必要と認める場合には、前項の開館時間又は休館日を臨時に変更することができる。
- 福利・厚生施設の区分については、別表のとおりとする。

別 表

施設名	区 分
福 利 施 設	食堂、厨房、売店
厚 生 施 設	喫茶、会議室

(注) 本票にないものの区分は、管理責任者が定める。

上記施設を使用する場合は、規程第7条により使用手続きを必要とするが、次のものは所定の手続きを必要としない。

食堂（食堂にあっては食事時間外で特別の用途に使用する場合を除く。）厨房、売店、喫茶の開かれている時間内で通常の用途に使用する場合。

- 施設を利用する場合の使用責任者は、使用の3日前までに施設使用願（所定用紙）を府中地区学生支援室学生生活係に提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、施設使用の承認を受けた者は、施設使用願に記載した目的以外の用途に使用し、又は他に転貸してはならない。
- 継続して使用することができる期間は、6日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は承認を受けて使用期間を延長することができる。
- 施設の各部屋の鍵は、府中地区学生支援室学生生活係で保管する。

施設を使用しようとする者は、府中地区学生支援室学生生活係で鍵を受け取り、使用終了後は、速やかに返戻すること（平日の17時以降、土・日曜日、祝日及び休日は農学部宿直室に返戻する）。
- 使用者は、次の各号の事項に留意し、快適に使用するよう努めなければならない。
 - 建物内の清潔、整頓に注意し、施設の管理に協力すること。
 - 風紀を乱したり、近隣、他人の迷惑になる行為をしないこと。
 - 建物内にスパイク靴等、他人に迷惑を与えるような履物で出入りしないこと。
 - 使用した設備、備品は直ちに清掃し、使用前の状態にしておくこと。施設内の備付物品の持出は禁止する。
 - 故意又は過失により、建物、備品等を破損、又は滅失したときは、府中地区学生支援室学生生活係に申し出てその指示を受けること。
 - 常に火気について十分注意し、次の事項を厳守すること。
 - 施設内外で自炊又はたき火をしないこと。
 - 備付けの暖房器具以外の熱器具は、使用しないこと。
 - 常に盗難の予防につとめ、特に貴重品の保管については、各自十分留意すること。
- 施設使用終了後は、必ず室内の清掃、火気の始末、戸締まり等をしなければならない。
- この使用心得に違反する行為があった時は、使用の許可を取消すことがある。
- その他必要な事項は、管理責任者が定める。

東京農工大学 工学部総合会館使用要項

平成27年4月28日 学生生活委員会承認

平成27年5月13日 学工学府工学部運営委員会承認

平成27年4月1日 施行

改正 平成27年12月2日

第1条 東京農工大学工学部に工学部総合会館(以下「会館」という。)を置く。

第2条 会館の使用については、この要項に定めるところによる。

第3条 会館を使用することのできる者は、本学の学生、教職員とする。ただし、工学府・工学部長(以下、学部長)が特に認めた場合は、この限りではない。

第4条 会館の開館時間および休館時間は、次のとおりとする。ただし、学部長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 開館時間
食堂 10:20から18:30
購買 10:00から17:00
- (2) 休館日
夏季一斉休業日
冬季一斉休業日
大学入試センター試験日およびその準備日
大学入試センター試験の予備試験日およびその準備日
本学個別入学試験日およびその準備日(2月22日から25日、3月10日から12日)
- (3) 休日等の利用
授業のない土曜日の利用: 13:00~16:00もしくは17:00~20:00
1日に1団体が終日利用することは不可。
休日(授業のない土曜日以外)の利用: 10:00~13:00もしくは15:00~18:00
1日に1団体が終日利用することは不可。

第5条 会館を使用する場合は、使用しようとする日の2週間前までに所定の様式にて学部長に届け出てその許可を受けなければならない。

第6条 会館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を認められた時間を超過しないこと。
- (2) 会館を清潔に保ち設備・備品等を破損しないこと。
- (3) ホットプレート、カセットコンロ、IHヒーター等の使用を含む会館内での火気使用および喫煙は禁止する。
- (5) 下駄、スパイク等、床面を傷つける履物等で出入しないこと。
- (6) 会館の設備・備品を無断に搬出し又は滅失若しくは損失しないこと。
- (7) 使用願に記載した目的以外の用途に使用し、又は他に転貸しないこと。
- (8) 使用した設備・備品は、使用後ただちに清掃し、使用前の状態にしておくこと。
- (9) 無断で物品販売、広告宣伝等の行為をしないこと
- (10) 会館を使用する者が建物・設備・備品等をき損し又は滅失、忘失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。
- (11) 風紀を乱したり、大声、大音量の音楽、ダンス・舞踏などの足音など騒音・振動にて他の利用者や隣寮、国際交流会館および近隣の住民に迷惑をかける行為等をしないこと。
- (12) その他学部長の指示に従うこと。

第7条 この要項に違反した団体・個人は、その使用を中止させることがある。

第8条 この要項に度重なる違反をした団体・個人は恒久的に使用を禁止することができる。

第9条 その他必要な事項は、学生生活委員会が定める。

農学部福利厚生センター



工学部総合会館



第1条 けやきホール（以下、ホール）の使用については、この細則に定めるところによる。

第2条 ホールを使用することのできる者は、本学の学生、教職員とする。ただし、工学府・工学部長（以下、学部長）が特に認めた場合は、この限りではない。

第3条 ホールの開室時間および休室時間は、次のとおりとする。ただし、学部長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 開室時間 午前9時から午後8時まで

(2) 休室日 夏季一斉休業日

1 2月24日から1月7日

大学入試センター試験日およびその準備日

大学入試センター試験の予備試験日およびその準備日

本学個別入学試験日およびその準備日（2月22日から25日、3月10日から12日）

2 学部長が必要と認める場合には、前項の開室時間又は休室日を臨時に変更することができる。

第4条 ホールを使用する場合は、使用しようとする日の3日前までに所定の様式にて学部長に届け出てその許可を受けなければならない。

第5条 ホールを使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用を認められた時間を超過しないこと。

(2) ホールを清潔に保ち設備・備品等を破損しないこと。

(3) ホットプレート、カセットコンロ、IHヒーター等の使用を含むホール内での火気使用および喫煙は禁止する。

(4) ホール内での飲酒は禁止する。

(5) 下駄、スパイク等、床面を傷つける履物等で出入しないこと。

(6) ホールの設備・備品を無断に搬出し又は滅失若しくは損亡失しないこと。

(7) 使用願に記載した目的以外の用途に使用し、又は他に転貸しないこと。

(8) 使用した設備・備品は、使用后ただちに清掃し、使用前の状態にしておくこと。

(9) 無断で物品販売、広告宣伝等の行為をしないこと。

(10) ホールを使用する者が建物・設備・備品等をき損し又は滅失、忘失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

(11) 風紀を乱したり、大声、大音量の音楽、ダンス・舞踏などの足音など騒音・振動にて他の利用者や隣寮、国際交流会館および近隣の住民に迷惑をかける行為等をしないこと。

(12) その他学部長の指示に従うこと。

第6条 この細則に違反した団体・個人は、その使用を中止させることがある。

第7条 この細則に度重なる違反をした団体・個人は恒久的に使用を禁止することができる。

第8条 その他必要な事項は、学部長が定める。

2. 合宿研修施設

(1) 利用可能な学外の合宿研修施設

本学では、学生の課外活動、オリエンテーション・野外実習授業・ゼミ等の研修や、学生・教職員のレクリエーション等のための合宿研修施設として、下記の施設について民間事業者と利用契約を結んでいます。

◎利用可能な施設

名称	住所 / 予約案内ホームページ
サンセットブリーズ保田	〒299-1909 千葉県安房郡鋸南町大六1032
	http://sunset-breeze.com
昭和の森フォレストヴィレッジ	〒267-0062 千葉県千葉市小食土町955
	http://forestvillage.jp
アルビンスポーツパーク	〒297-0234 千葉県長生郡長柄町長柄山220
	http://www.aerbinsportspark.com
白浜フローラルホール	〒295-0103 千葉県南房総市白浜町滝口6767-1
	http://shirahamafh.com
本栖湖スポーツセンター	〒401-0337 山梨県南都留郡富士河口湖町210
	http://motosukosc.com
清風荘	〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野339
	http://seifuuso.com
Namikaze TATEYAMA	〒294-0045 千葉県館山市北条2861
	http://namikazetateyama.com
Lake Lodge YAMANAKA	〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野479
	http://lakelodgeyamanaka.com
Kitみずさわ	〒299-4423 千葉県長生郡睦沢町大上3220
	http://kit-mizusawa.com/
上郷森の家	〒247-0013 神奈川県横浜市栄区上郷町1499-1
	http://kamigo-morinoie.com/

◎利用料金

本学学生料金

プラン	素泊まり	朝食	昼食	夕食
金額(全期間)	¥2,000	¥700	¥700	¥1,100

大学からの補助で、通常料金より安価で利用することが可能になっています。

◎予約・お問い合わせ

各施設の予約及びお問い合わせは、それぞれ施設の電話、ホームページからできます。下記の電話番号から予約も可能です。

予約センター代表番号 03-6632-2161 (9:30~17:30)

※予約の際には、下記事項が必要となります。また、予約時に本学学生である旨を伝えて下さい。

団体名

幹事氏名 (フリガナ)

電話番号又はメールアドレス

希望日

希望施設

人数 (団体の人数と、団体内の本学学生の人数)

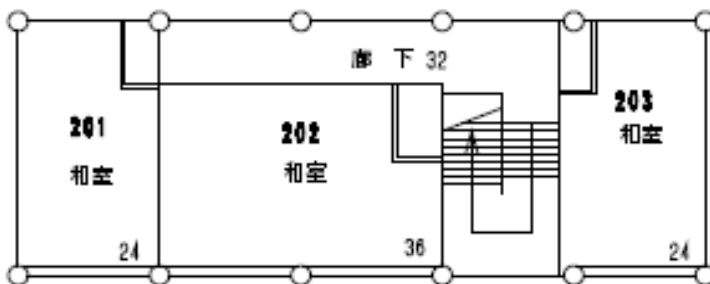
使用目的

(2) 工学部合宿研修施設

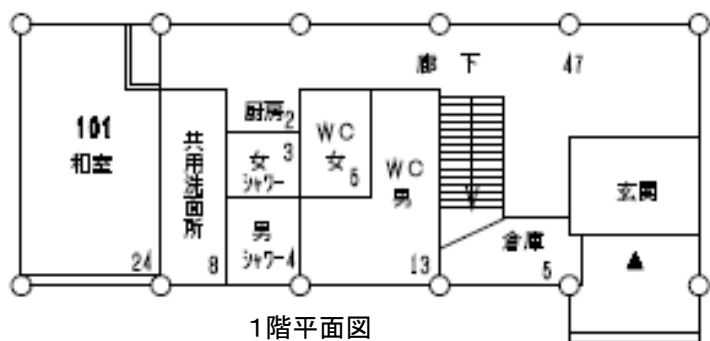
東京農工大学工学部合宿研修施設使用について

※2020年度は使用不可となる期間があります。詳細については、工学部サークル代表者会議にて案内しますので、今後の情報を確認してください。

1. 施設を使用することのできる者は本学の学生及び教職員です。ただし施設長が特に必要と認めた場合はこの限りではありません。
2. 施設を使用できる期間は7日以内です。
ただし12月25日から1月5日までの期間は使用できません。
 - 2) 施設長が必要と認める場合には、前項の使用期間を変更することができます。
3. 施設を使用する場合は、工学部サークル代表者会議に出席し決定します。
4. 使用の許可を受けた者に対しては使用許可証を交付します。
5. 施設を使用する者は次の各号に掲げる事項を守ってください。
 - (1) 使用を認められた期間を守ること。
 - (2) 施設を清潔に保ち、設備、備品等を破損しないこと。
 - (3) 施設内では飲酒及び喫煙しないこと。
 - (4) 下駄、スパイク等で出入りしないこと。
 - (5) 施設の設備、備品を無断で搬出し、あるいは第三者に転貸しないこと。
 - (6) 施設使用願に記載した目的以外の用途に施設の設備、備品を使用しないこと。
 - (7) 使用した設備、備品は使用后直ちに清掃し使用前の状態にしておくこと。
 - (8) 施設を使用する者が、故意又は過失により施設の建物、設備、備品等をき損し、又は滅失し、あるいは亡失したときは、それにより発生した損害を賠償する責任を負う。
なお、前述の場合は直ちに届出ること。
 - (9) 風紀を乱したり、また近隣の住人及び他の利用者に迷惑のかかる行為をしないこと。
 - (10) 補食コーナーの使用に際しては、安全管理及び衛生に注意し常に清潔を保ち、他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
6. これに違反した者はその使用を中止します。



2階平面図



1階平面図

【問い合わせ先】

小金井地区学生支援室学生生活係

TEL 042-388-7011 t-life@cc.tuat.ac.jp



課外活動共用施設の使用について

平成 28 年 4 月 21 日

工学部サークル代表者会議承認

改正 平成 29 年 7 月 20 日

1. 工学部サークル代表者会議（以下「サ代会」という。）が許可した団体は課外活動共用施設（以下「サークル棟」という。）の部屋を部室として使用することができる。部屋の配置についてはサ代会が別に定める。
これについては、サ代会もしくは大学側が必要と認めた場合は見直し及び変更等を行う場合がある。
2. サークル棟の使用を許可された団体は「東京農工大学課外活動共用施設使用基準」「課外活動共用施設利用心得」を遵守すること。
3. サークル棟で活動できる時間は 8 時 00 分から 20 時までとする。
その他、大学側が使用禁止とした日時に使用することは出来ない。
4. 部室については、これを他団体に借用することは出来ない。また、鍵は大学に無断で複製・交換・取付することは出来ない。
5. 課外活動以外の用途で利用しないこと。
6. 風紀を乱したり、近隣他の利用団体に迷惑をかける行為をしないこと。
7. 施設を清潔に保ち、ゴミ等は放置しないこと。
8. 故意又は過失により、建物を破損又は滅失したときは学生生活係に申し出てその指示を受けること。
9. 常に盗難の予防につとめ、特に貴重品の保管、使用後の戸締りについては各自十分に留意すること。
10. これに違反した者、またはその他大学側とサ代会が協議の上に別途定めたルールに基づき、サ代会もしくは大学側が使用許可を取り消すことがある。
11. 活動停止となった団体については、大学側が使用許可を取り消すことがある。
12. 各部室は原則として年 1 回入れ替えを行う。入れ替えにより移転が決まった団体は速やかに退出すること。
13. 消耗品経費は使用団体の負担とする。
14. その他必要なルールは、大学側とサ代会が協議の上定める。
15. 大学側が科した処分により、部室の使用許可を取り消された団体は、入れ替え時に部室の使用を申請することができる。その時期は、処分を解除された後の申請時期から 1 年後とする。
附則
このルールは、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
附則
このルールは、平成 29 年 8 月 1 日から施行し、平成 28 年 5 月 1 日から適用する。

共用倉庫（旧サークル棟2階）使用心得

共用倉庫（旧サークル棟2階）の使用については、本心得を遵守すること。

1. 使用の許可日から2週間以内に物品を搬入すること。
2. 物品等を保管する倉庫としての利用を厳守すること。
3. 電灯を含めた電気の使用は認めない。
4. 物品の保管については十分に注意し、倉庫内の搬出・搬入が終わったら必ず施錠をすること。
5. 廊下等の共通に使用する場所に資材等を放置したり、それらの場所を占有しないこと。
6. 倉庫内は常に清掃に使用し、整理整頓すること。
7. 倉庫のため火気厳禁とする。
8. 翌年度以降引き続き使用を希望する場合は、1月末日までに延長希望を申請すること。
9. 以上のルールが厳守出来なかった団体に対しては、割り当てられた倉庫を没収することがある。

小金井地区事務部学生支援室 学生生活係

3. 体育施設等の使用について

1. グラウンド（府中地区及び小金井地区）

（1）使用手続

- ① 授業、クラブ活動等で使用しない月曜日から金曜日の10時～16時半まで、（2）の使用上の注意に従って使用できる。
- ② 平日16時半以降及び、休日にクラス、研究室、その他任意の団体が使用を希望する場合は、以下の通り開かれる当該施設の運動施設運営協議会・運動施設運営者協議会に代表を出席させ、使用日程等の調整を受け、使用して下さい。
- ③ 府中地区グラウンドの運動施設運営者協議会は、毎月第2火曜日の午後5時から農学部本館2階22教室で開催される。（長期休暇前は、前月にまとめて3ヶ月分の調整をすることがある。）その結果に基づき「施設使用届」を府中地区学生支援室学生生活係に提出した後、当該施設を使用できる。
- ④ 小金井地区グラウンドの運動施設運営協議会は、毎月第3木曜日の午後4時30分から掲示で指定された場所で開催される。

（2）使用上の注意

- ① 雨天、雨天後、冬季など、グラウンドの軟弱な時は、原則として使用してはならない。試合などで、どうしても使用しなければならない時は、責任を持って事後の整備をすること。
- ② ビン類・花火その他の危険物を持ち込まないこと。
- ③ 車輛（自転車を含む）で立ち入らないこと。
- ④ 授業時間中は、その授業以外の学生はグラウンド内に立入らないこと。
- ⑤ グラウンド内での飲食および喫煙は禁止する。
- ⑥ 使用後は、必ず「とんぼまたはブラシ」をかけ整備すること。



2. 総合屋内運動場（府中地区体育館・武道場及び小金井地区体育館・武道場）

（1）使用手続

- ① 授業、クラブ活動等で使用しない月曜日から金曜日の10時から16時半まで、（2）の使用上の注意に従って使用できる。ただし、管理人のいない時は原則として使用できない。
- ② 平日16時半以降及び、休日にクラス、研究室、その他任意の団体が使用を希望する場合は、以下の通り開かれる当該施設の運動施設運営協議会・運動施設運営者協議会に代表を出席させ、使用日程等の調整を受け、使用して下さい。
- ③ 府中地区体育館・武道場の運動施設運営者協議会は、毎月第2火曜日の午後5時から農学部本館2階24教室で開催される。（長期休暇前は、前月にまとめて3ヶ月分の調整をすることがある。）その結果に基づき「施設使用届」を府中地区学生支援室学生生活係に提出した後、当該施設を使用できる。
- ④ 小金井地区体育館・武道場の運動施設運営協議会は、毎月第3木曜日の午後4時30分から掲示で指定された場所で開催される。

（2）使用上の注意

- ① 学生証・職員証等本学発行の身分証明証の所有者に限り、使用することができる。
- ② 体育館シューズ及び運動着を着用すること。土足、はだし（武道場を除く）は認めない。
- ③ 総合屋内運動場内での決められた方法・場所以外での飲食及び喫煙は、禁止する。
- ④ 使用後は必ず清掃すること。
- ⑤ 体育館管理人の指示に従うこと。



3. テニスコート（府中地区及び小金井地区）

（1）使用手続

- ① 授業等で使用しない時は、府中地区は学生系事務棟西側（オムニコート）、小金井地区はグラウンド東側（オムニコート）に限り、（2）の使用上の注意に従って使用できる。その際、各地区の学生支援室学生生活係において、学生証と引換にコート入口の鍵を受け取ること。ただし使用できる日時は次の通りである。

月～金	9：00～10：20（全 面）
	10：30～11：50（全 面）
	13：10～14：40（全 面）
	14：50～16：30（全 面）

※スポーツ・健康科学実技を開講している時間帯については、使用することができません。

- ② 平日16時半以降及び、休日にクラス、研究室、その他公認の団体が使用を希望する場合は、以下の通り開かれる当該施設の運動施設運営協議会・運動施設運営者協議会に代表を出席させ、使用日程等の調整を受け、使用して下さい。

- ③ 府中地区テニスコートの運動施設運営者協議会は、毎月第2火曜日の午後5時から農学部本館2階22教室で開催される。（長期休暇前は、前月にまとめて2ヶ月分の調整をすることがある。）その結果に基づき「施設使用届」を府中地区学生支援室学生生活係に提出した後、当該施設を使用できる。
- ④ 小金井地区テニスコートの運動施設運営協議会は、毎月第3木曜日の午後4時30分から掲示で指定された場所で開催される。

(2) 使用上の注意

- ① コートの状態が悪いときは使用できない。判断に迷う時は体育教員または担当係に相談し、指示を受けること。
- ② 「許可証」は、コートの指定場所に提示すること。
- ③ 使用に当たっては必ずテニスシューズを着用すること。
- ④ 使用後はコートブラシをかけ、ネットをゆるめること。
- ⑤ コートを退去する時、他に使用者がいない場合はコート出入口を施錠すること。
- ⑥ コート内での飲食および喫煙は禁止する。
- ⑦ その他担当係の指示に従うこと。



4. ゴルフ練習場（府中地区）

(1) 使用資格

ゴルフ練習には危険が伴うので次の者に限定する。

- ① 授業でゴルフを履修した者。
- ② 一般学生の場合は体育教員の認定を受けた者。

(2) 使用手続

- ① 授業、クラブ活動等で使用しない月曜日から金曜日までの10時～16時半まで使用できる。ゴルフ練習場（以下「練習場」とする）利用適格者は体育教員の発行する証明書を府中地区学生支援室学生生活係に提示し、学生証・証明書と引換に練習場入り口の鍵を受け取り（3）の使用上の注意に従って使用できる。
- ② 平日16時半以降及び、休日にクラス、研究室、その他任意の団体が使用を希望する場合は、以下の通り開かれる当該施設の使用者会議・運動施設運営者協議会に代表を出席させ、使用日程等の調整を受け、使用して下さい。
- ③ 府中地区ゴルフ練習場の運営者協議会は、毎月第2火曜日の午後5時から農学部本館2階24教室で開催される。その結果に基づき、「施設使用届」を府中地区学生支援室学生生活係に提出した後、当該施設を使用できる。

(3) 使用上の注意

- ① マットを使用する。
- ② 規定のキャンバスを使用する。
- ③ 規定の打席内から打球する。
- ④ 他者が打球中は自分の打席から決して前方に出ない。
- ⑤ 複数の者で使用する場合はボールの回収を一斉に行う。
- ⑥ 他者が打球中は、その打席には決して入らない。
- ⑦ 練習場を退去する時、他に使用者がいない場合は練習場出入口を施錠すること。
- ⑧ ゴルフの練習は危険を伴うので、練習場内での飲食及び喫煙は、禁止する。
- ⑨ その他、この施設を使用するにあたっては体育教員の定める決まり、指示に従うこと。



4. 学外共同利用施設

財団法人 大学セミナーハウス

大学セミナー・ハウスは八王子の南東に連なる多摩丘陵の一角、野猿峠の西側に位置し、本学の農学部附属波丘地利用実験実習施設より車で5～6分で行けます。

この施設は本学を含め60数校の大学が協力会員校となり、静かな自然環境の中で教職員はもとより、学生の各種セミナー、クラスの研究集会等、起居を共にしながら思索し、討議し、談話を交え、人格的接触を図りながら密度の深い人生経験を持つとする目的で設置されたものですから積極的な利用を期待しております。利用申込み等については、下記に問い合わせてください。

○所在地 〒192-0372 東京都八王子市下柚木1987-1
電話 042-676-8511 FAX 042-676-1220

1. グローバル教育院

Organization for the Advancement of Education and Global Learning (EAGL)

グローバル教育院は東京農工大学全体の国際活動、教養教育および入試戦略の策定などを一層強力に推進するための拠点として平成30年4月につくられました。本学の国際化戦略、国際交流に関する情報収集と発信、学術・研究における国際活動の支援、国際交流教育の学内外への提供、国際交流に関する学生支援などの業務を担っています。

グローバル教育院は、院長、副院長と9名の専任教員（令和2年4月1日現在）および事務局の学務課とが協働して数多くの事業を進めています。その中から学生の皆さんを対象とした留学等に関連した各種の事業を紹介しましょう。

① 本学の各種の留学プログラム(Semester派遣/受入、AIMS, STEPなど)の企画運営

本学がこれまでに実施している独自の留学プログラムを通して、日本人学生の海外大学への派遣および海外からの留学生の受入等を推進しています。

② 海外留学を希望している日本人学生への指導助言と情報提供

特に、海外留学に関心があるが、具体的にどうすればいいのかよくわからない学生に対して、学年や専攻分野を考慮して、留学計画を立てるための支援や本学の留学プログラムの紹介を行っています。海外留学ポータルサイト(<http://web.tuat.ac.jp/~studyabroad/>)も訪れてみてください。

③ 留学生への指導助言と国際交流の推進

留学生の修学・生活・メンタリティ上のいろいろな問題についての相談・助言・指導、チューター・マネージメント等様々なオリエンテーション事業、及び地域交流を含めた国際交流に関係ある諸行事を企画運営しています。

④ 留学生や外国人研究者が日本での生活を円滑に進めるための日本語科目を開講

研究活動を円滑に行うためのコミュニケーション力を身につけることを目的とした、留学生対象日本語科目を開講しています。また、本学キャンパス内で役に立つコミュニケーション場面を取り上げた日本語支援Webサイト“ACTION TUAT!” <https://tuataction.com/> も活用してください。

⑤ 日本人学生と留学生の交流のサポート

国際交流に興味のある学生やサークルとの情報共有・交流機会の提供・助言などを行い、日本人学生及び留学生にとってより実りの多い交流が行えるように、特にバディ活動をサポートしています。

グローバル教育院はこのように国際交流のあらゆる分野にかかわる活動をしています。日本人学生も留学生との合同授業への参加や、世界各国からの留学生とコンタクトを取るなどの活動を通してグローバル教育院を活用し、日本人学生にとっても異文化間交流のトレーニングとコミュニケーションの場になればと考えています。この実現のための第一歩としてバディになりませんか。グローバル教育院はその諸活動のために様々なバディを必要としています。ぜひ国際交流の接点に立った活動を一緒にしましょう。

海外留学などの情報収集や相談をするためにも、バディ活動をするためにも、どうぞ気軽に訪ねてください。グローバル教育院は小金井キャンパスは13号館に、府中キャンパスは農学部本館1階(Global Information Office)にあります。

2. 海外への留学について

(1) 留学プログラムについて

東京農工大学では、海外留学を希望する学生に、様々な留学プログラムを用意しています。

募集は、WEB掲示板・学内説明会等を通じて行われます。

以下に大学が実施する主なプログラムの概要についてご紹介します。

① 短期派遣プログラム

夏季・春季休暇を利用し、語学研修や専門分野に係る研修（専門科目授業の聴講やフィールド見学等）を行う、10日間～1か月程度のプログラムです。将来、長期留学ができる確かな英語力と異文化コミュニケーション力を身につけることを目的としています。2019年度は、イギリス、アメリカ、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランドの大学・機関等での研修を実施しました。英語を使った現地ならではの体験、現地学生との交流等を通じて、参加学生の多くは語学力に自信をつけ、帰国後に次の留学のステップに進んでいます。

② セメスター派遣プログラム

セメスター（前／後学期）単位で協定校に留学するプログラムです。東南アジア諸国、中南米、欧州の協定校を中心に実施されています。本プログラムは、英語による現地大学での授業履修、研究施設・研究室での研究やセミナーへの参加、現地企業等の視察やインターンシップ等を行います。現地大学で取得した単位は本学の単位として互換されます。

③ 交換留学・研究派遣留学

本学は、世界各国の164大学・機関と姉妹校協定を締結しており（別表参照）、多くの学生を協定校に派遣しています。特に大学院レベルの学生は、姉妹校の研究室メンバーの一員として、専門領域の研究に加わっています。また最近では、学部学生も専門分野の研究を深めるため、姉妹校の研究室に派遣されています。

上記プログラム以外にも、海外インターンシッププログラムやダブルディグリープログラム、各種教育プログラムの一環としての海外研修など、海外で学ぶ機会は多くあります。

また、プログラムに参加する以外にも、自身で留学計画を立てて留学する学生もいます。

海外留学にあたっては、各種奨学金制度（『JASSO海外留学支援制度（協定派遣）』、『トビタテ！留学JAPAN』等）があります。

グローバル教育院（EAGL: Organization for the Advancement of Education and Global Learning）では、随時、留学相談を行っていますので、不明なことがあればご相談ください。

<留学に関する情報>

Web掲示板や以下Webページに情報を掲載しています。

○ 国際交流室のWEBサイト
http://web.tuat.ac.jp/~intl/ja/tuat_student/

○ グローバル教育院の海外留学ポータル
<http://web.tuat.ac.jp/~studyabroad/>



(2) 留学手続きについて

学生が海外に渡航する場合には、「渡航届」や「留学願」、「海外渡航誓約書」等の書類を各学部・学府・研究科の教務窓口に提出する必要があります。

渡航時に教務窓口に提出する書類は、渡航目的等によって異なりますので、Web掲示板や教務窓口にてご確認ください。

なお、渡航には以下のものすべて含まれます。

- ① 授業履修 ② 研究指導 ③ 語学研修 ④ 調査・実験・実習・インターンシップ
- ⑤ 国際学会、国際会議 ⑥ その他（私事旅行等（観光旅行は除く））

(3) 海外旅行保険の加入について

本学では、本学の研究教育活動の一環として実施される学外研究活動等に参加する海外派遣学生に対し、海外旅行保険の加入を義務付けています。該当する海外派遣学生は原則全員学研災付帯型海外旅行保険「付帯海学」へ加入してください（本保険への加入は渡航誓約書の誓約項目の1つとなっています）。この「付帯海学」に加入登録することで、大学が加入する海外救援活動サービスに登録されます。

<海外旅行保険の加入の必要性について>

海外の医療費は日本と比べて非常に高額で、例えば盲腸の手術でも数百万かかります。渡航先では、気候や環境の変化から体調を崩してしまうケースも珍しくありません。また、留学先で事件・事故に巻き込まれるケースや、物品の破損に関するトラブルも起きています。

このようなときに海外旅行保険に加入していると、経済的な支援を受けることができますので、緊急事態に備えて必ず加入してください。なお、クレジットカードに付帯している海外旅行保険は、あくまでクレジットカードのおまけであり、補償内容が十分とは言えないものがほとんどですのでご注意ください。

<「付帯海学」とは>

学研災付帯海外留学保険（付帯海学）は、大学が承認した派遣留学等に参加する学研災加入者が加入できる保険です（学研災については、本書23頁参照）。全国321大学で採用されている保険で、包括割引が適用されるため同内容の補償の海外旅行保険に個人で加入する場合と比較して、2/3以下の料金設定になっています。

<海外救援活動サービスとは>

本学は、危機管理強化のため、日本アイラック社が提供する海外救援活動サービス「日本アイラック安心サポート」に大学として加入しています。本サービスは、24時間の緊急対応を行っており、緊急時に大学と保険会社と連携しながら救援活動を行います。留学にあたって上記「付帯海学」に加入している学生はこのサポートを無料で受けることができます。

3. 国際交流会館

本学は、府中及び小金井キャンパス内に留学生及び外国人研究者の居住施設である国際交流会館を設置しています。また、小平市にある一橋大学国際学生宿舎（一橋寮）にも本学の留学生は入居することができます。

(1) 東京農工大学 府中国際交流会館

所在地 〒183-0054 東京都府中市幸町2-41

府中国際交流会館は、府中キャンパスの南東に位置し、鉄筋コンクリート造りで、3階建て総延面積 2,263.22㎡の建物です。留学生用居室数は、単身室40室・夫婦室4室・家族室4室で、その他外国人研究者用居室があります。

(2) 東京農工大学 小金井国際交流会館

所在地 〒184-0012 東京都小金井市中町2-24-16

小金井国際交流会館は、小金井キャンパスの北東に位置し、鉄筋コンクリート造りで、5階建て総延面積 1,973.5㎡の建物です。留学生用居室数は、単身室32室・夫婦室3室・家族室2室で、その他外国人研究者用居室があります。

(3) 一橋大学国際学生宿舎（一橋寮）

所在地 〒187-0045 東京都小平市学園西町1-29-1

(JR国分寺駅より西武多摩湖線 一橋学園駅下車徒歩10分程度)

一橋大学国際学生宿舎は、一橋大学に在学する学部学生及び大学院学生（外国人留学生を含む）並びに東京学芸大学、東京農工大学、電気通信大学に在学する外国人留学生の居住の場です。本学留学生には、単身室33室・夫婦室3室・家族室7室が割り当てられています。

各居住施設の詳細や入居者の募集については、東京農工大学国際交流室のWEBサイトに掲載していますので、ご参照ください。

・国際交流会館の紹介ページ

<http://web.tuat.ac.jp/~intl/ja/administrative/house.html>

・学生寮・住宅の紹介ページ（留学生・外国人研究者向け）

<http://web.tuat.ac.jp/~intl/ja/current/housing.html>

※留学生向け学生寮（檜寮・樺寮・楓寮）入寮者募集情報もちょうろに掲載しています

府中国際交流会館



小金井国際交流会館



【問合せ先】

学務課学生生活係

TEL: 042-367-5932

E-mail: gakryo@m2.tuat.ac.jp

協定数	地域別協定数	相手国名	相手側大学名
	アジア 83校	インドネシア共和国 9校	ボゴール農科大学
			バンドン工科大学
			ガジャマダ大学
			ランブン大学
			インドネシア技術評価応用庁
			ベテランジョグジャカルタ大学 (注1)
			ウダヤナ大学
			インドネシア大学
			スンバウ工科大学
		カンボジア王国 2校	カンボジア王立農業大学
			カンボジア工科大学
		スリランカ民主社会主義共和国 1校	ペラデニア大学
		タイ王国 10校	チュラロンコン大学
			カセサート大学
			キングモンクット工科大学トンブリ校
			マヒドン大学
			泰日工業大学
			チェンマイ大学
			マハナコーン工科大学
			ナレスアン大学
			キングモンクット工科大学ラカバン校
			スラナリー工科大学
		大韓民国 5校	慶熙大学校
			済州大学校
			国立慶尚大学校
			全南国立大学校
			慶北国立大学校
		中華人民共和国 25校	浙江大学
			南京林業大学
			華東理工大學
			中国農業大学
			東北林業大学
			南京農業大学
			瀋陽農業大学
			東華大学
			東北農業大学
			貴州大学
			北京郵電大学
			雲南民族大学
			大連理工大學
			清華大学
			北京林業大学
			中国環境科学研究所
			上海市農業科学院
			南京工業大学
			合肥工業大学
			内モンゴル自治区園芸研究所
中国農業科学院・農業資源及び農業地域計画研究所 (注1)			
広東工業大学			
浙江工商大学 (注1)			
中国科学院・プロセスエンジニアリング研究所			
上海交通大学機械動力工程学院 (注1)			
ネパール連邦民主共和国 1校	農林大学		
バングラデシュ人民共和国 5校	スタムフォード大学		
	チッタゴン大学		
	ラジシャヒ大学		
	バングラデシュ畜産研究所		
	ダッカ大学		
フィリピン共和国 5校	ビサヤ州立大学		
	フィリピン大学ロスバニョス校		
	フィリピン大学デリマン校		
	セントルイス大学		
	デ・ラサール大学		
ブルネイ・ダルサラーム国 1校	ブルネイ・ダルサラーム大学		
ベトナム社会主義共和国 11校	カントー大学		
	フエ農林大学		
	ハノイ科学技術大学		
	ホーチミン市科学大学		
	ホーチミン市工科大学		
	ホーチミン市国際大学		
	FPT大学		
	ベトナム林業大学		
	ベトナム国立農業大学		
	ノンラム大学		
	チャビン大学		
マレーシア 5校	マレーシア工科大学		
	マレーシア・ブトラ大学		
	マラ工科大学		
	クアラルンプール大学		
	マレーシアマラッカ技術大学		
ミャンマー連邦共和国 1校	イエジン農業大学		
ラオス人民民主共和国 1校	ラオス国立大学		
台湾 2校	台湾工業技術研究院		
	国立交通大学		

合計 164機関

(43カ国・地域および国際連合)

オセアニア 3校	オーストラリア連邦 3校	モナッシュ大学 フリンダース大学 ロイヤルメルボルン工科大学		
北アメリカ 12校	アメリカ合衆国 12校	ニューヨーク州立大学バッファロー校 パデュー大学 ハワイ大学マノア校 (注1) カリフォルニア大学デービス校 コーネル大学 (注1) カリフォルニア大学リバーサイド校 アリゾナ州立大学 アリゾナ大学 ジョージア大学 デューク大学 ジョージア工科大学 ノースカロライナ大学チャペルヒル校		
		ブラジル連邦共和国 2校	バウリスタ総合大学 カンピナス州立大学	
		ペルー共和国 1校	ラモリーナ国立農業大学	
		中南米 5校	メキシコ合衆国 2校	チャピング自治大学 国際トウモロコシ・コムギ改良センター
				ローマ大学 ミラノ大学 フィレンツェ大学 パドヴァ大学 マルケ工科大学 ピサ大学
		ヨーロッパ 49校 (NIS諸国を含む)	イタリア共和国 6校	キエフ工科大学 国立ウズベキスタン大学 タシケント州立農業大学
			ウクライナ 1校	フライントン大学
			ウズベキスタン共和国 2校	オックスフォード大学 (注1) リヴァプール大学 (注1)
			英国 4校	クイーン・メアリーカレッジ (ロンドン大学)
			オーストリア共和国 1校	ウィーン獣医科大学
			オランダ王国 2校	ヴァーヘニンゲン大学 フローニンゲン大学
			スウェーデン王国 2校	スウェーデン王立工科大学 カロリンスカ研究所
スペイン王国 3校	オビエド大学 バレンシア大学 スペイン国立研究評議会			
チェコ共和国 1校	チェコ工科大学			
ドイツ連邦共和国 9校	アーヘン工科大学 ホーエンハイム大学 ボン大学 ミュンヘン工科大学 シュタインバイス大学 生物的分除研究所 (注1) ライプニッツ農業景観研究センター ケルン大学 ブラウンシュヴァイク工科大学			
	フィンランド共和国 2校		アアルト大学 オウル大学	
	フランス共和国 9校		モンペリエ大学 レンヌ第1大学 ナント通信工学・人工頭脳学研究所 ポールサバティエ大学 (トゥールーズ第三大学) グルノーブルアルプス大学 バリエストクレイユ大学 (注1) ESIEEパリ・エンジニア学院 ストラットデザイン学校 パリ国立先端技術学校	
			ブルガリア共和国 1校	トラキア大学
			ポーランド共和国 2校	ヤゲロニア大学 ポーランド日本情報工科大学
			ポルトガル共和国 1校	リスボン大学
			リトアニア共和国 1校	アレクサンドラス・ストゥルギシスキス大学
			ロシア連邦 3校	パシフィック・ナショナル大学 モスクワ大学 (注1) ロシア科学アカデミーシベリア支部 動物分類学・生態学研究所
	中東 6校		アフガニスタン・イスラム共和国 1校	カブール大学
			アラブ首長国連邦 1校	UAE大学 (注1)
トルコ共和国 4校			アンカラ大学 (注1) 黒海工科大学 イスタンブール工科大学 チュクロバ大学	
			エジプト・アラブ共和国 1校	ベンハー大学
			ガーナ共和国 1校	ガーナ大学
アフリカ 3校	タンザニア連合共和国 1校		ソコイネ農業大学	
国際連合 1校	国際連合 1校		国際連合食糧農業機関	

(注1) 部局間交流協定

学生関係諸規定一覧

学生に関わる諸規定を抜粋し掲載しています。必要な場合は下記のホームページから確認してください。

- 学則
- 東京農工大学学部における教育研究上の目的に関する規程
- 東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程
- 学位規程
- 早期卒業に関する規程
- 研究生規程
- 博士特別研究生規程
- 科目等履修生規程
- 外国人留学生規程
- 外国人留学生等の全学共通教育科目履修の特例に関する規程
- 学生の派遣、留学及び受入れに関する規程
- 科学技術短期留学プログラム実施細則
- 学生表彰規程
- 学生表彰規程施行細則
- 授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程
- 「授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者」に対する、
退学を命ずる時期等に係わる申し合わせ
- ハラスメント防止及び対策ガイドライン
- ハラスメント防止及び対策等に関する規程
- 学生懲戒規程
- 学寮規程
- 国際交流会館規程
- 農学部教育規則
- 農学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程
- 農学部における授業科目の履修登録単位数の上限及び成績優秀者に関する細則
- 工学部教育規則
- 工学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程
- 工学部における授業科目の履修登録単位数の上限及び成績優秀者に関する細則
- 電気主任技術者の資格を取得しようとする者に必要な授業科目の履修に関する要項
- 大学院工学府教育規則
- 大学院農学府教育規則
- 大学院生物システム応用科学府教育規則
- 大学院連合農学研究科教育規則

ホームページ

https://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/campuslife/binran/kitei.html





Ⅱ 学内施設等

1. 図書館
2. 総合情報メディアセンター
3. 科学博物館
4. 農学部附属広域都市圏
フィールドサイエンス教育研究センター
5. 保育施設

1. 図書館

1. 概要

農工大の図書館は、府中キャンパスと小金井キャンパス両地区にあります。両館とも自由に利用できますが、開館時間やサービス内容に多少の違いがあります。詳しくは、各館の「利用案内」や、図書館ウェブサイトをご覧ください。

2. 図書館ウェブサイト (<http://www.library.tuat.ac.jp/>)

The screenshot displays the library's website interface. At the top, there is a header with the TAT logo, the text '東京農工大学図書館' (Tokyo University of Agriculture and Technology Library), and a search bar. Below the header is a navigation menu with 'HOME', '利用案内 (学内)', '資料を探す', and '学外の方へ'. The main content area features a search bar with '蔵書検索 OPAC' and '電子ジャーナル' tabs, and a '検索' button. Below this are two calendar sections for '府中図書館 / Fuchu' and '小金井図書館 / Koganei', both for January 2020. To the right, there is a '最新のお知らせ' (Latest News) section with several announcements dated from 2019/11/26 to 2019/12/13. Below the news is a 'MyOPAC' section with a 'ログイン' button and a link to 'MyOPACについて'. At the bottom, there is a footer with '利用案内 (学内)', '資料を探す', and '学外' sections, each containing a list of links and services. A small inset window on the right side of the page shows a mobile version of the website, with the text '<スマートフォン>' below it.

トップページ<PC>

<スマートフォン>

3. 開館時間と休館日

1) 開館時間

	月～金曜日	土曜日	日曜日
通常開館[府中]	8：45～21：00	10：00～17：00	13：00～17：00
通常開館[小金井]	8：45～21：00	12：30～19：30	13：00～17：00
短縮開館（2学期・ 冬季休業・3月）	8：45～17：00	—	—
特別開館	9：00～18：00	9：00～18：00	

※授業実施日の土曜日・祝日・振替休日・創立記念日(5/31)の開館時間は府中図書館・小金井図書館ともに9：00～18：00。なお、学年歴に基づき変更となる場合があります。

2) 休館日

- ◇ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- ◇ 本学創立記念日（5月31日）
- ◇ 8月、9月、12月、2月及び3月の末日（その日が休日のときはその前日）
- ◇ 2学期、4学期及び冬季休業期間の土曜日、日曜日
- ◇ 12月28日から1月4日
- ◇ 大学の一斉休業日
- ◇ その他、臨時休館することがあります。館内掲示や、図書館ウェブサイトの開館スケジュールをご覧ください。

4. 入館

- ◇ 学生証・職員証が図書館利用者カードです。
- ◇ 入口ゲートに利用者カードをタッチして入館します。
- ◇ カードを忘れた方は、カウンターにお申出ください。
- ◇ 本学所属の研究生・研究員の方は利用者カードを発行できます。カウンターへお申出ください。

5. 資料の閲覧

1) 閲覧

- ◇ 開架資料は自由に閲覧できます。
 - * 土日は府中図書館第5閲覧室、小金井図書館雑誌室4階が利用できません。
- ◇ 書架から抜き出した資料は、必ず元の場所にお戻しください。
- ◇ 雑誌（当年分）は、府中図書館は第4・5閲覧室に、小金井図書館は新着雑誌コーナー（北棟2F）にあります。
- ◇ 雑誌（バックナンバー）は、製本してタイトルのアルファベット順に並んでいます。府中図書館は第5閲覧室に、小金井図書館は雑誌室に配架しています。
- ◇ 修士・博士学位論文をご利用の際は、カウンターまでご相談ください。

2) 図書の貸出

- ◇ 10冊／2週間
利用者カードと資料を持参の上、カウンターにてお手続きください。
- ◇ 自動貸出機もご利用ください。
- ◇ 他人のカードで資料を借りることや借りた資料を又貸しすることはお止めください。

3) 雑誌・参考図書

- ◇ 翌開館日まで貸出ができます。カウンターにてお手続きください。

4) 授業関連書・留学生用図書・就職関連書

- ◇ 関連テーマごとのコーナーを館内に設けてあります。
- ◇ 府中図書館は第1閲覧室、小金井図書館は閲覧室1階をご覧ください。

- 5) AV資料 (CD・DVD・ビデオなど)
- ◇ AV資料も貸出を行っています。「館内」シールが貼ってあるものは、館内利用のみ可能です。
 - ◇ 小金井図書館AVコーナーを利用する際は、カウンターでヘッドホンをお貸しします。
 - ◇ 府中図書館の視聴覚室では、各ブース備え付けのヘッドホンをご利用ください。
- 6) 予約・取寄
- ◇ 貸出中図書予約や、他地区図書館の図書を取寄せることができます。農工大OPACの検索画面からお申込みください。
 - ◇ 図書館ウェブサイトの「MyOPAC」から、予約した図書の状況などを確認できます。
- 7) 貸出期間の更新
- ◇ 貸出期間の更新は1回までできます。利用者カードと資料を持参の上、カウンターにてお手続きください。「MyOPAC」から、ご自分で更新することもできます。
 - ◇ 返却期限を過ぎている場合、予約がかかっている場合、長期貸出期間に借りた場合は更新できません。
- 8) 返却
- ◇ 返却する本は、カウンターまで持参するか、返却ポストにお返しくください。
*ただし、AV資料は返却ポストではなく、カウンターに直接ご返却ください。
 - ◇ 書架に直接返されると、返却手続きができません。ご注意ください。
*雑誌・参考図書は直接カウンターで返却手続き後、ご自分で書架に戻してください。
- 9) 紛失
- ◇ 資料を紛失した場合は、原則として同じ資料で弁償していただきます。



6. 資料の探し方

1) 図書

- ◇ 図書は一部を除き、請求記号順(主題別)に、書架に並んでいます。
- ◇ 所在の確認には農工大OPACをご利用ください。
- ◇ 電子ブック (eBook) も利用できます。OPACから検索するか、図書館ウェブサイトの「電子ブック (eBook)」からご利用ください。

2) 雑誌

- ◇ 雑誌は、タイトルのアルファベット順に並んでいます。
- ◇ 最新号の受入状況等の確認には農工大OPACをご利用ください。

3) 電子ジャーナル、データベース

図書館ウェブサイトから、各種電子ジャーナルやデータベースなどが利用できます。

◇ 電子ジャーナル

- ScienceDirect (Elsevier)
- SpringerLink (Springer)
- Wiley Online Library (Wiley)
- Nature
- J-STAGE (JST)
- ACM Digital Library (Association for Computing Machinery)
- IEEE All-Society Periodicals Package
- BioOne Complete (BioOne)
- 日経BP記事検索サービス 等

◇ データベース

- Web of Science Core Collection (自然科学)
- Journal Citation Reports (雑誌情報)
- Essential Science Indicators (研究業績)
- JDreamIII (科学技術・医薬)
- SciFinder (化学)
- CiNii Articles (国内学術論文)
- 聞蔵II ビジュアル (新聞記事) 等

7. 本学にない場合は

1) 文献複写・相互貸借

- ◇ 必要な資料が図書館にない場合、他機関から複写の取寄せや貸借ができます。申込書に必要事項を記入し、カウンターまでお持ちください。
- ◇ 他機関への文献複写・貸借依頼は図書館ウェブサイトの「MyOPAC」からも申込みができます。図書館ウェブサイト「学外の資料を取り寄せる」をご参照ください。

2) 紹介状

- ◇ 他大学の図書館を利用する場合、紹介状が必要な図書館があります。訪問の前にカウンターまでご相談ください。

3) 他の図書館との提携

西東京地区5大学(電通大、一橋大、東京学芸大、東京外語大)は学生証・職員証で閲覧利用が可能です。紹介状は不要です。

4) 購入希望

希望の資料が図書館にない場合は、購入希望を受け付けます。カウンターまでお申し出ください。

8. 資料の複写

- ◇ 図書館のコピー機では、著作権の範囲内（一人につき一部、全体の半分未満）で、図書館資料に限り複写することができます。
- ◇ コピーカードは、生協でお求めください。

9. 参考調査

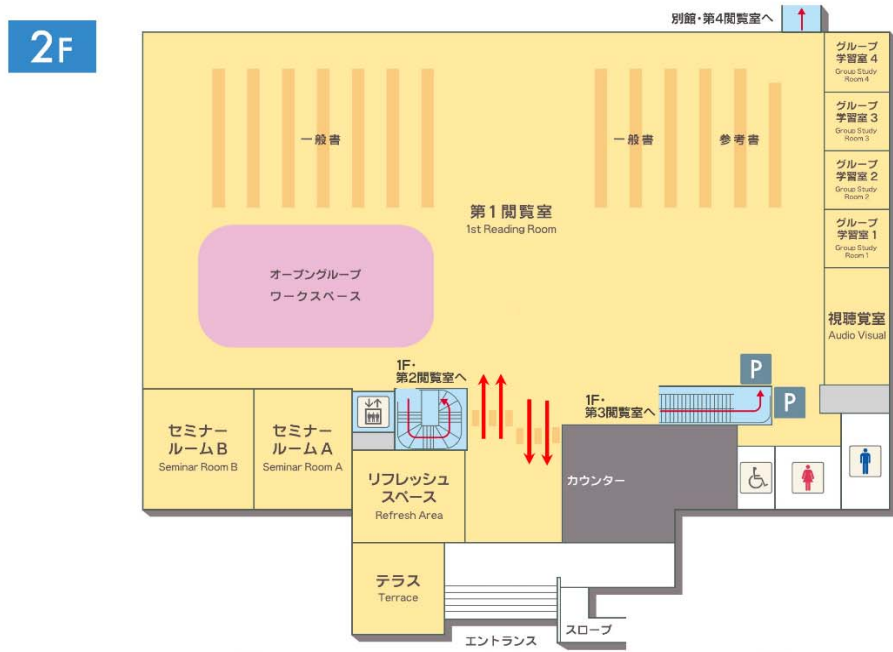
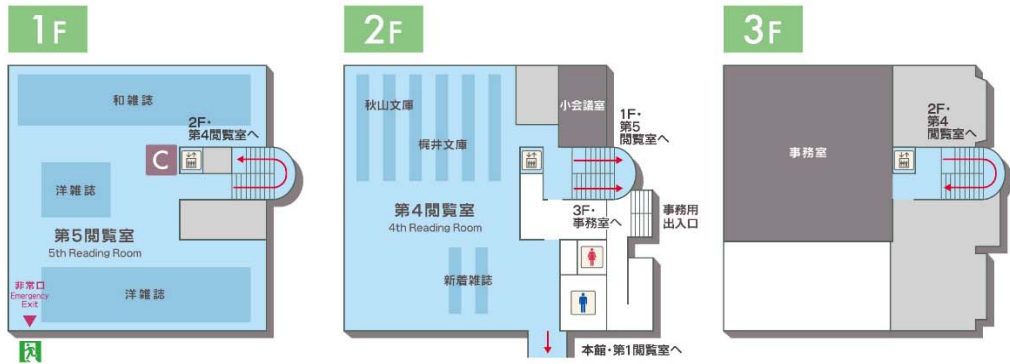
- ◇ 事柄の調査、文献検索、書誌調査のご相談などにも応じています。

10. 図書館の利用ルール

- ◇ 館内では静粛にし、他人に迷惑をかけないようにご注意ください。
ただし、下記エリアでは、自由に議論しながら学習・研究することが可能です。
 - ・府中図書館コモンズエリア
 - ・小金井図書館グループ学習室
 - ・小金井図書館オープングループワークスペース
- ◇ 館内は禁煙です。
- ◇ 携帯電話等での通話をご遠慮ください。
- ◇ 貴重品の管理は各自の責任でお願いします。
- ◇ 小金井図書館周辺は駐輪禁止です。
- ◇ 飲食については指定された場所でルールを守ってください。

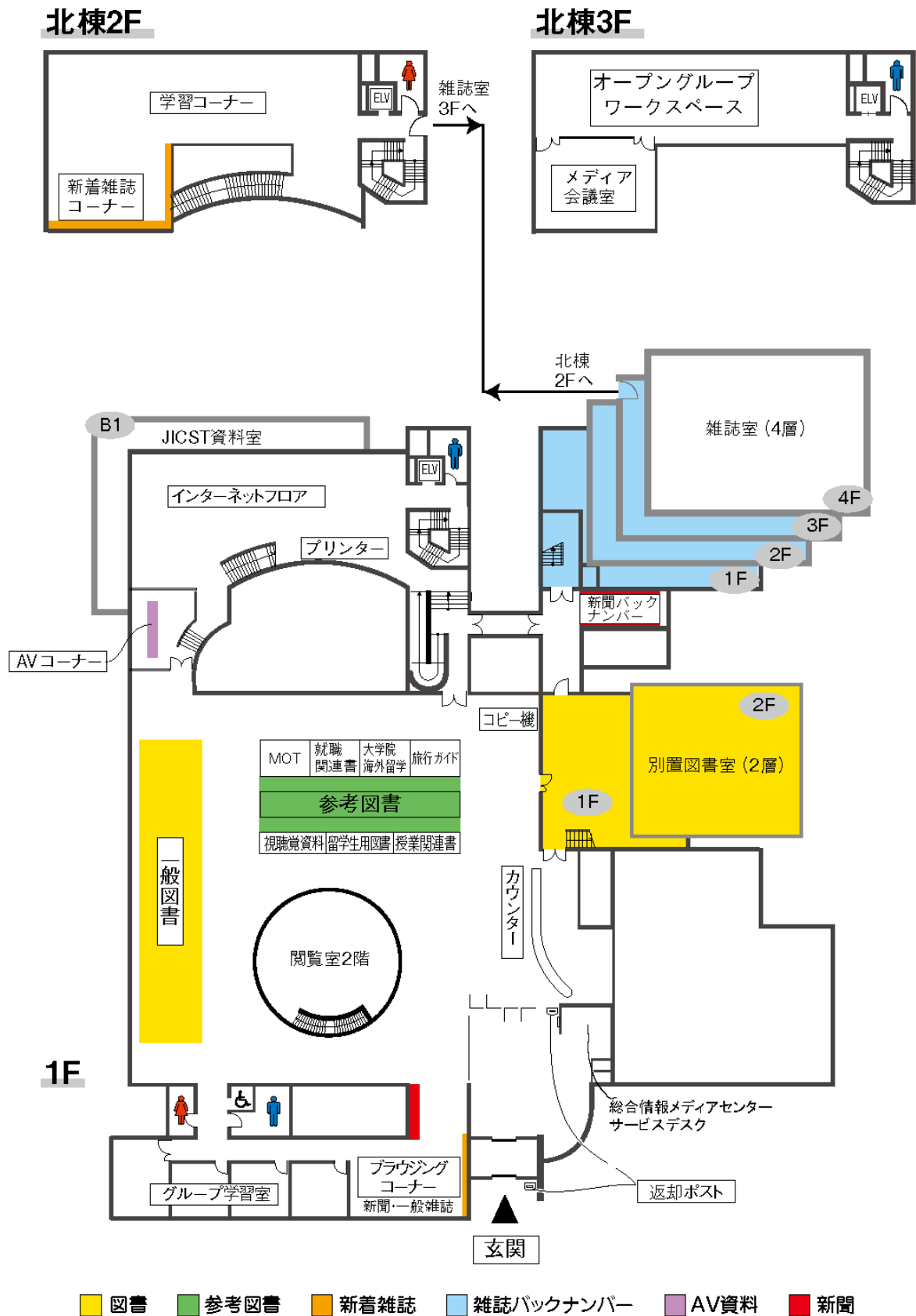
	飲み物	食事
府中図書館 リフレッシュスペース テラス	○ 密閉容器のみ	○ 軽食のみ (おにぎり、サンドウィッチ等)
府中図書館（上記以外） 小金井図書館	○ 密閉容器のみ	× 不可

府中図書館平面図



 コモンズエリア (自由に議論しながら研究・学習する空間)
 静寂エリア (集中して静かに研究・学習する空間)
P オンデマンドプリンタ
C コピー機

小金井図書館平面図



2. 総合情報メディアセンター

総合情報メディアセンターは、時代に即した高度な情報通信技術と多種多様なサービスを取り入れた学術情報基盤を中心に整備を行い、教育研究の側面から全学の活動に資する情報通信システムの拡充整備を推進してきました。例えば、広帯域キャンパスネットワークの管理運営、各種サービスを実現するサーバの管理運営のほか、キャンパス内の無線LANシステム、eラーニングシステムの拡充、他国立大学とも連携する多地点制御遠隔講義システムの整備などがあります。

これまでのシステムの多くは、大学という場所に各種機器を設置することでサービスを提供してきましたが、近年、利便性・コスト・セキュリティ・可用性などの観点から、クラウドサービスと呼ばれる学外に設置されたシステムと、学内に設置されたシステムとをバランスよく活用してサービスを提供する時代になってきています。今後の情報通信技術の革新を踏まえ、総合情報メディアセンターでは常に最新の動向を調査研究し、質の高い研究および教育を支援する学術情報基盤の構築を推進していきます。

本学では、全学戦略としてのBYOD(個人端末の持ち込み)化を推進しております。総合情報メディアセンターではこれに対応した新しい時代の電子計算機システムを提供しています。これにより、各個人の端末のブラウザを利用し、キャンパスや端末を意識せずに共通のデスクトップ環境を通じて、電子メール、Webアクセス、プログラミング、文書作成等を行うことができるようになっていきます。授業や自習に利用できる仮想デスクトップ環境は450台分用意されています。また、電子メールシステムとして、学生・教職員によらず、G Suite(Google)とMicrosoft Office365の2種類のクラウドサービスを提供しています。このほかに、キャンパス内から印刷出力可能なプリペイドのオンデマンドプリンティング方式による複合機プリンタを各所に配置しています。

現在、総合情報メディアセンターは小金井キャンパスに本部(8号館)、府中キャンパスに分室(新2号館2階)があります。また、小金井図書館入り口にはサポート窓口を設置しています。

3. 科学博物館

科学博物館は、1886年（明治19年）に工学部の前身である「農商務省蚕業試験場」の参考品陳列場として設置され、その後、工学部附属繊維博物館として本学の歴史とともに歩んで来ました。

平成20年4月1日より、工学部附属繊維博物館と農学部附属資料室を統合して、全学的な施設「科学博物館」となり、小金井キャンパスに科学博物館本館、府中キャンパスに科学博物館分館が設置されています。また、本館の耐震改修工事を実施して平成24年10月にリニューアルオープンし、学生・教職員ならびに広く市民の皆様に愛される博物館として生まれ変わりました。独自に附属博物館をもつ大学は国立大学の中でも少なく、このように明治以来、130年を超える歴史を持つ博物館は、他大学ではほとんど見られない大きな特徴となっています。

本館には、本学のルーツである養蚕や繊維関連資料、分館には、農学研究資料が所蔵され、その所蔵点数は1万点を超えます。本館には、人類初の人工繊維で、世界でも希少価値の高い「シャルドンネ人絹」、500点を超える養蚕をテーマとした浮世絵、ガードナー国際賞受賞などの業績を持つ遠藤 章特別荣誉教授の生い立ちや様々な研究成果を展示した顕彰記念室、さらに豊田佐吉が発明したG型自動織機等多くの繊維機械の動態展示など、本学が世界に誇る貴重な資料が多数展示されています。年に数回実施している企画展では、本学の最新の研究成果を分かりやすく展示しています。

以上のように多くの展示資料を通して、学生諸君には本学への理解、誇りを持つことができるかと確信しています。講義の合間やお昼休みに時間が空いたとき、小金井キャンパス正門脇の科学博物館本館及び府中キャンパス農学部本館2階の科学博物館分館に気軽にお立ち寄りください。

各種資料の展示の他にも、工学部1年次の「工学基礎実験」における博物館見学、農工両学部生を対象とした「学芸員課程」を実施しています。また、地域の小中学生を対象とした「子供科学教室」「ジュニアサイエンスプログラム」や種々の生涯学習なども実施しており、学外に向けた教育普及活動を通して地域貢献を推進しています。さらに、博物館のサイエンスコミュニケーターとして展示の独自作成や展示ガイド、科学教室の実施などに取り組む学生団体「musset（みゆぜっと）」も活発に活動しており、理工系人材として広く活躍しています。



科学博物館本館



動態展示されている繊維機械展示室

◎入館料 無料

◎展示会・講習会など

特別展・企画展（年3回程度）

国際博物館の日記念イベント、科学博物館サマーフェスタ、友の会講習会（年約10回）、子供科学教室、ジュニアサイエンスプログラム、友の会サークルの作品展、その他多くのイベントを実施。毎週火曜日には、繊維技術研究会による繊維機械の動態展示を実施。

◎開館日 火曜日～土曜日 10:00～17:00（但し入館は16:00まで）

◎休館日 日曜・月曜・祝日・5月31日（創立記念日）

8月中旬 12月28日～1月4日

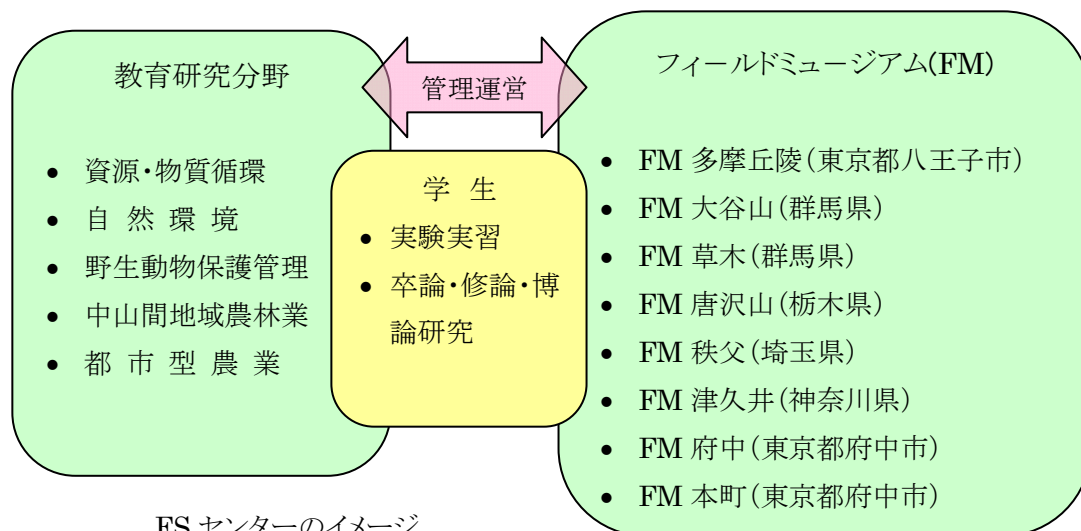
その他振替・臨時休館あり

◎学芸員課程

科学博物館では、「学芸員課程」を開設しています。学芸員は博物館施設における専門職員の国家資格であり、課程を修了することで資格を得ることができます。詳細は履修案内を参照して下さい。

4. 農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター

『広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター（通称FSセンター）』は、森林や農耕地などのフィールドを主な領域として、総合的、学際的かつ実践的な教育・研究を行っている附属施設です。その構成は次図の通りで、5つの教育研究分野と8ヶ所のフィールドミュージアム（FM）から成り立っています。学生は、各学科の授業カリキュラムの中で実験実習の場として利用するだけでなく、卒業論文・修士論文・博士論文などの研究フィールドとしても利用することができます。



FSセンターのイメージ

FSセンターの前身は農場・演習林・波丘地実験実習施設の3施設で平成12年度（2000年）に統合されて生まれ変わりました。「フィールドミュージアム（FM）」という呼称は、大学の農場や森林が農林業生産だけでなく、学生や教員が「調べ、学び、発見し、成果を発信する」役割を持つことに由来しています。また、FSセンターの生産物（野菜、果実、農産物加工品など）を販売するアンテナショップを農学部構内に設け、特に毎週木曜日は「農工夢市場」として盛大に開催し、地域交流も図っています。

以下にそれぞれのFMを紹介します。FM府中は農学部構内の農場を中心とした施設で、府中キャンパスの約半分の面積を占めています。研究棟群の間の道を抜けると、突然、目の前に緑の畑が広がり、「東京にこんな農場が！」と誰しも驚きます。初夏の麦秋、夏秋の野菜・果実類が季節の移り変わりを教えてくれます。また、ブルーベリーで有名な果樹園や、原乳を毎日生産している牛舎もあります。



FM府中（畑）



FM本町（学生田植え実習）

また、東京都や動物園と連携した野生動物の保護治療、幼稚園・学校動物の飼育支援と治療、子供および高校生向けの教室開催などを、教育研究として推進しています（野生動物保護管理）。



FM府中（子供教室）



FM府中（生息適地で猛禽の放鳥）

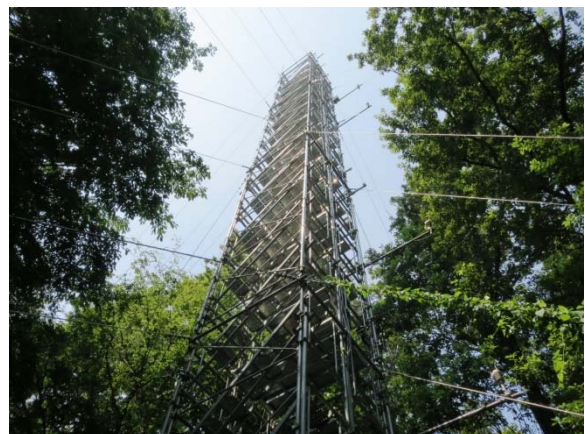
FM本町は東京では希少価値のある水田農場（田んぼ）で、府中キャンパスから自転車で南へ15分のところにあります。面積は約3haで、実習履修者はコメ作りの理論を学ぶとともに、イネの種まき（4月）、田植え（6月、写真）、稲刈り（10月）などの作業を実際に体験できます。また、環境に優しいイネ栽培法、高収量品種の性質、空中窒素固定菌利用の可能性、田んぼに棲む水生生物などについて、F Sセンター以外の教員や学生も参加して活発な研究を行っています。

FM津久井（9.5ha）は神奈川県相模原市緑区（旧津久井町）の丹沢山塊を望む丘陵地にあります。以前は肉牛の飼育や養蚕をしていましたが、現在は加工農産物（ブルーベリー、桑の葉、大豆等）の生産拠点と位置づけ、中山間地域農林業に関する実習・研究を行っています。また、従前からの旧津久井町葦尾根地区住民との交流を踏まえて、平成22年7月に本学と相模原市との間で「地域産業活性化に関する協定」が締結され、FM津久井近隣住民等との交流活動も行われています。

FM多摩丘陵（12.6ha）は八王子市郊外にあります。周囲は住宅地ですが、施設に入るとまるで山里のような環境です。そこには高さ30mの観測タワー、気象観測装置など種々の測定機器が設置されており、資源・物質循環に関する様々な教育研究活動が行われています。府中キャンパスからアクセスの良い場所なので、大気、水、土壌、樹木などに関心を持つ学生には見逃せないポイントです。



FM津久井（養蚕実習）



FM多摩丘陵（観測鉄塔）

FM大谷山（92ha）とFM草木（415ha）は、府中から北に約100 km離れた群馬県みどり市にあります。宿泊施設を持ち、自然環境に関する様々な教育・研究活動を行っています。FM大谷山は主にスギ、ヒノキの人工林であり、森林生態系の物質循環の研究が50年以上に渡って継続されています。一方、FM草木は、広葉樹が多く、樹木を含めて豊かな植物相があり、昆虫・哺乳類などの動物相も豊富です。FM草木内には、長期生態学研究を行う固定調査地を3haにわたり設け、樹木現存量や落葉落枝量などの基盤データを蓄積しています。



FM大谷山（宿泊施設）



FM草木（学生実習）

FM唐沢山（162ha）は、府中から北東に 約100 km離れた栃木県佐野市にあります。過去に地元住民に利用されており、里山としての要素が強い森林です。列状間伐試験地や法面緑化試験地など、他大学にはほとんどみられない特徴的な試験地が設定されています。北関東自動車道・佐野田沼ICから近く、宿舎もFM唐沢山内にあるため、大学内だけでなく、他大学の研究者・学生による教育・研究利用も活発にされています。

手つかずの自然が最も残っているのは埼玉県秩父市にあるFM秩父（234ha）です。FM秩父は秩父多摩甲斐国立公園の一部で、標高800～1450mの地形の険しい場所です。他の森林と同仕様の気象観測装置を設置することで、山奥での森林気象のデータを取得しています。



FM唐沢山



FM秩父

以上8ヶ所のFMを肌で感じるためのプログラムとしてFS実験実習（農学部共通専門科目）があります。是非これを履修してください。

◎各FMを利用したい場合は、FSセンター（事務室：電話042-367-5812）にご連絡ください。

5. 保育施設

本学には、キャンパス内に別法人が運営する保育施設があります。
概要については、下記のとおりとなっています。

◆小金井キャンパス

東京都認証保育所「回帰船保育所」 平成23年6月開所 運営法人:NPO法人回帰船保育所
保育所の概要

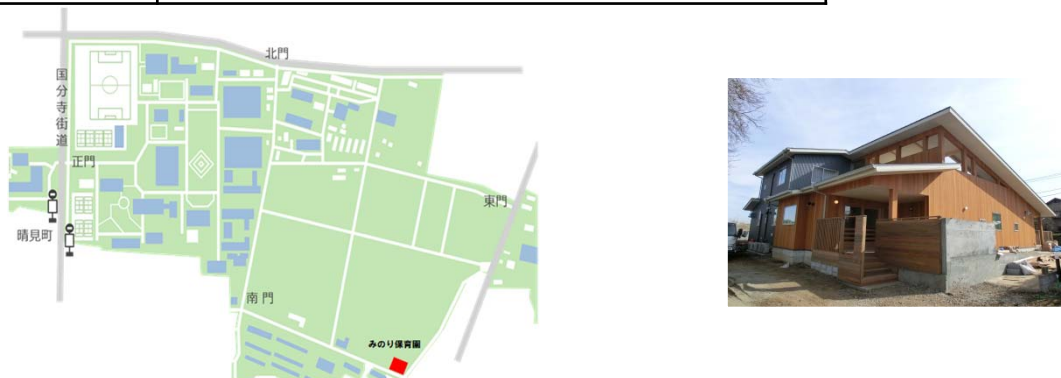
定員	27名(0歳～就学前)
保育時間	8:00～18:00 (7:00～8:00、18:00～20:00は延長保育時間)
入園金	40,000円
保育料	52,000円～/月 お子さんの年齢と保育時間によって異なります。



◆府中キャンパス

東京都認証保育所「みのり保育園」 平成25年4月開所 運営法人:株式会社 パザパ
保育所の概要

定員	40名(0歳～就学前)
保育時間	8:30～17:30 (7:00～8:30、17:30～20:00は延長保育時間)
入園金	30,000円
保育料	56,000円～/月 保育時間によって異なります。



◆お問い合わせ先

男女共同参画推進室 事務担当：人事課 職員係 TEL:042-367-5567



Ⅲ
本学の概要

1. 歴代学長 / 歴代教育担当副学長

歴代学長

代 数	氏 名	在 職 期 間
初 代	田 中 丑 雄	昭和24年 5月31日～昭和30年 7月31日
(事務取扱)	中 島 道 郎	昭和30年 8月 1日～昭和30年12月19日
第2代	吉 田 正 男	昭和30年12月20日～昭和34年12月19日
(事務取扱)	北 尾 淳一郎	昭和34年12月20日～昭和35年 2月 9日
第3代	井 上 吉 之	昭和35年 2月10日～昭和41年 2月 9日
第4代	近 藤 頼 巳	昭和41年 2月10日～昭和47年 2月 9日
(事務取扱)	諸 星 静次郎	昭和47年 2月10日～昭和48年 3月31日
第5代	福 原 満洲雄	昭和48年 4月 1日～昭和54年 3月31日
第6代	諸 星 静次郎	昭和54年 4月 1日～昭和60年 3月31日
(事務取扱)	松 本 正 雄	昭和60年 4月 1日～昭和60年 4月30日
第7代	喜 多 勲	昭和60年 5月 1日～平成元年 4月30日
第8代	阪 上 信 次	平成元年 5月 1日～平成7年 4月30日
第9代	梶 井 功	平成7年 5月 1日～平成13年 4月30日
第10代	宮 田 清 藏	平成13年 5月 1日～平成17年 4月30日
第11代	小 畑 秀 文	平成17年 5月 1日～平成23年 3月31日
第12代	松 永 是	平成23年 4月 1日～平成29年 3月31日
第13代	大 野 弘 幸	平成29年 4月 1日～令和2年 3月31日
第14代	千 葉 一 裕	令和2年 4月 1日～

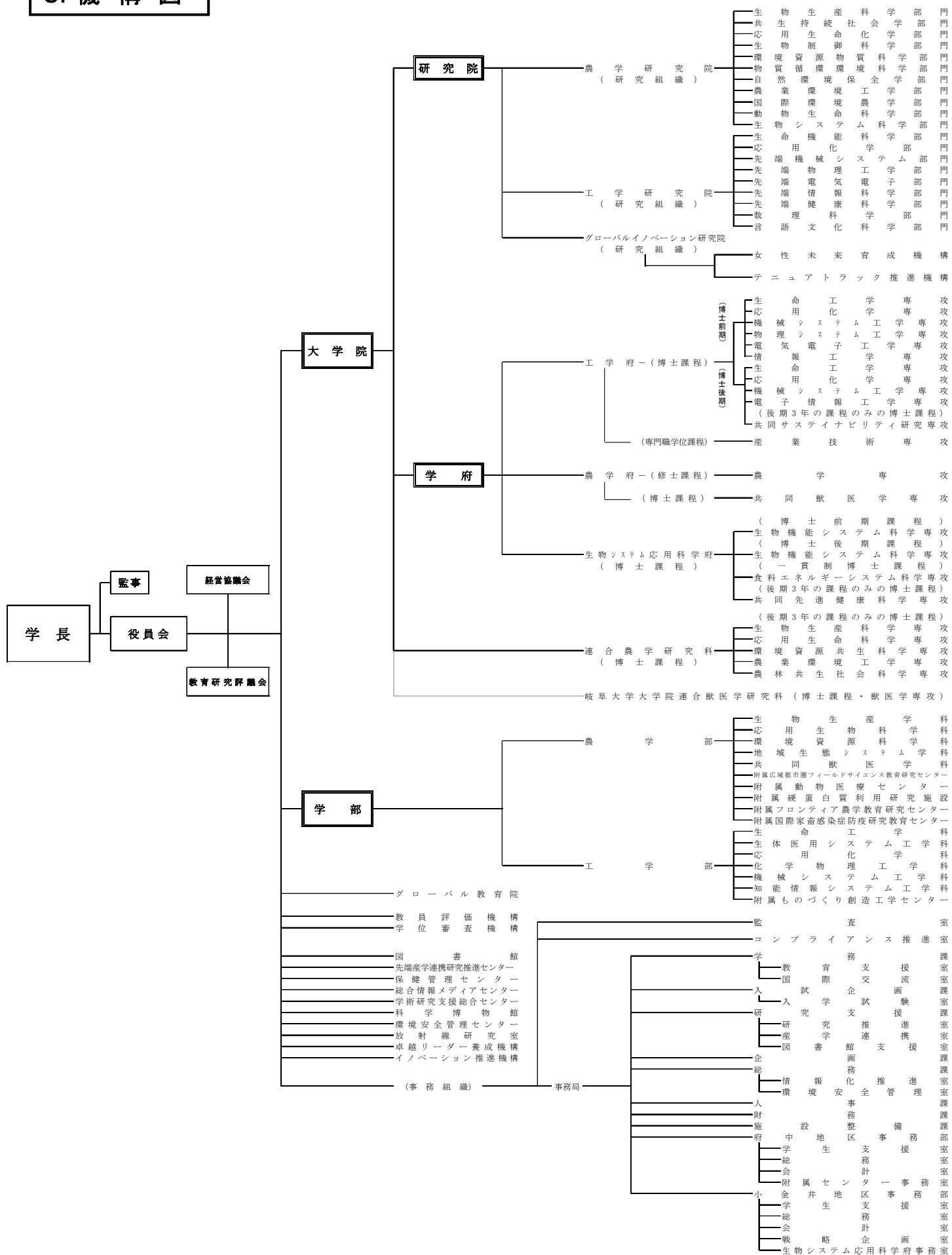
歴代教育担当副学長

氏 名	在 職 期 間
福 嶋 司	平成12年 4月 1日～平成13年 4月30日
松 岡 正 邦	平成13年 5月 1日～平成15年 4月30日
神 田 尚 俊	平成15年 5月 1日～平成17年 4月30日
佐 藤 勝 昭	平成17年 5月 1日～平成19年 4月30日
笹 尾 彰	平成19年 5月 1日～平成23年 3月31日
瀬 瀬 明 伯	平成23年 4月 1日～平成25年 3月31日
國 見 裕 久	平成25年 4月 1日～平成29年 3月31日
梅 田 倫 弘	平成29年 4月 1日～令和2年 3月31日
有 江 力	令和2年 4月 1日～

2. 沿革略図

沿革			
明治7年(1874)		内務省勸業寮内藤新宿出張所	
		農事修学場	蚕業試験掛
明治10年(1877)	内務省樹木試験場		
明治11年(1878)		駒場農学校	
明治14年(1881)	農商務省樹木試験場	農商務省駒場農学校	
明治15年(1882)	農商務省東京山林学校		
明治17年(1884)			農商務省蚕病試験場
明治19年(1886)	農商務省東京農林学校		
明治20年(1887)			蚕業試験場
明治23年(1890)	帝国大学農科大学乙科		
明治24年(1891)			農商務省仮試験場蚕事部
明治26年(1893)			蚕業試験場
明治29年(1896)			蚕業講習所
明治31年(1898)	帝国大学農科大学実科		
明治32年(1899)			東京蚕業講習所
大正3年(1914)			東京高等蚕糸学校
大正8年(1919)	東京帝国大学農学部実科		
昭和10年(1935)	東京高等農林学校(現在地の府中へ実科独立・移転)		
昭和15年(1940)			(現在地の小金井へ移転)
昭和19年(1944)	東京農林専門学校		東京繊維専門学校
昭和24年(1949)	東京農工大学(農学部・繊維学部)を設置		
昭和37年(1962)	繊維学部を工学部に改称		
昭和40年(1965)	大学院農学研究科(修士課程)を設置		
昭和41年(1966)	大学院工学研究科(修士課程)を設置		
昭和60年(1985)	大学院連合農学研究科(博士課程)を設置		
平成元年(1989)	大学院工学研究科(修士課程)を工学研究科(博士前期・後期課程)に改組		
平成7年(1995)	大学院生物システム応用科学研究科(博士前期・後期課程)を設置		
平成16年(2004)	国立大学法人東京農工大学に移行		
平成16年(2004)	大学院(農学研究科、工学研究科、生物システム応用科学研究科)を改組し、共生科学技術研究部(研究組織)及び工学教育部、農学教育部、生物システム応用科学教育部(教育組織)に再編		
平成17年(2005)	専門職大学院技術経営研究科(専門職学位課程)を設置		
平成18年(2006)	大学院(共生科学技術研究部、工学教育部、農学教育部、生物システム応用科学教育部)の名称を共生科学技術研究院、工学府、農学府、生物システム応用科学府に変更		
平成22年(2010)	大学院共生科学技術研究院(研究組織)を改組し、農学研究院及び工学研究院に再編		
平成23年(2011)	専門職大学院技術経営研究科(専門職学位課程)を改組し、大学院工学府産業技術専攻(専門職学位課程)に再編		
平成28年(2016)	グローバルイノベーション研究院(研究組織)を設置		

3. 機構図



4. 卒業・修了者数

令和元年度卒業・修了者数（内訳）

学部

区分	平成31年9月31日までの累計	令和元年度卒業生												卒業生累計
		6月卒業			9月卒業			3月卒業			R1年度計			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
農学部														
生物生産学科	1,615							30	28	58	30	28	58	1,673
応用生物科学科	1,641				2		2	28	43	71	30	43	73	1,714
環境資源科学科	1,455							36	23	59	36	23	59	1,514
地域生態システム学科	1,765							47	30	77	47	30	77	1,842
獣医学科	1,043								1	1		1	1	1,044
共同獣医学科	70							22	13	35	22	13	35	105
応用生物科学科	608													608
環境・資源学科	593													593
農学科	1,437													1,437
林学科	1,347													1,347
獣医学科	1,060													1,060
農芸化学科	1,346													1,346
農業工学科	874													874
蚕糸生物学科	861													861
植物防疫学科	763													763
林産学科	870													870
環境保護学科	785													785
計	18,133				2		2	163	138	301	165	138	303	18,436
工学部														
生命工学科	1,898				1		1	41	43	84	42	43	85	1,983
応用分子化学科	826							33	22	55	33	22	55	881
有機材料化学科	768				1		1	31	20	51	32	20	52	820
化学システム工学科	671							28	13	41	28	13	41	712
機械システム工学科	3,798							126	10	136	126	10	136	3,934
物理システム工学科	1,011				1		1	39	12	51	40	12	52	1,063
電気電子工学科	2,024							95	7	102	95	7	102	2,126
情報コミュニケーション工学科	625													625
情報工学科	680							60	9	69	60	9	69	749
応用化学科	779													779
電子情報工学科	2,162													2,162
物質生物工学科	1,360													1,360
高分子工学科	1,173													1,173
材料システム工学科	1,329													1,329
工業化学科	1,507													1,507
機械工学科	1,521													1,521
電気工学科	1,228													1,228
化学工学科	971													971
応用物理学科	844													844
電子工学科	817													817
生産機械工学科	596													596
数理情報工学科	501													501
資源応用化学科	398													398
機械システム工学科	286													286
繊維化学科	303													303
計	28,076				3		3	453	136	589	456	136	592	28,668
合計	46,209				5		5	616	274	890	621	274	895	47,104

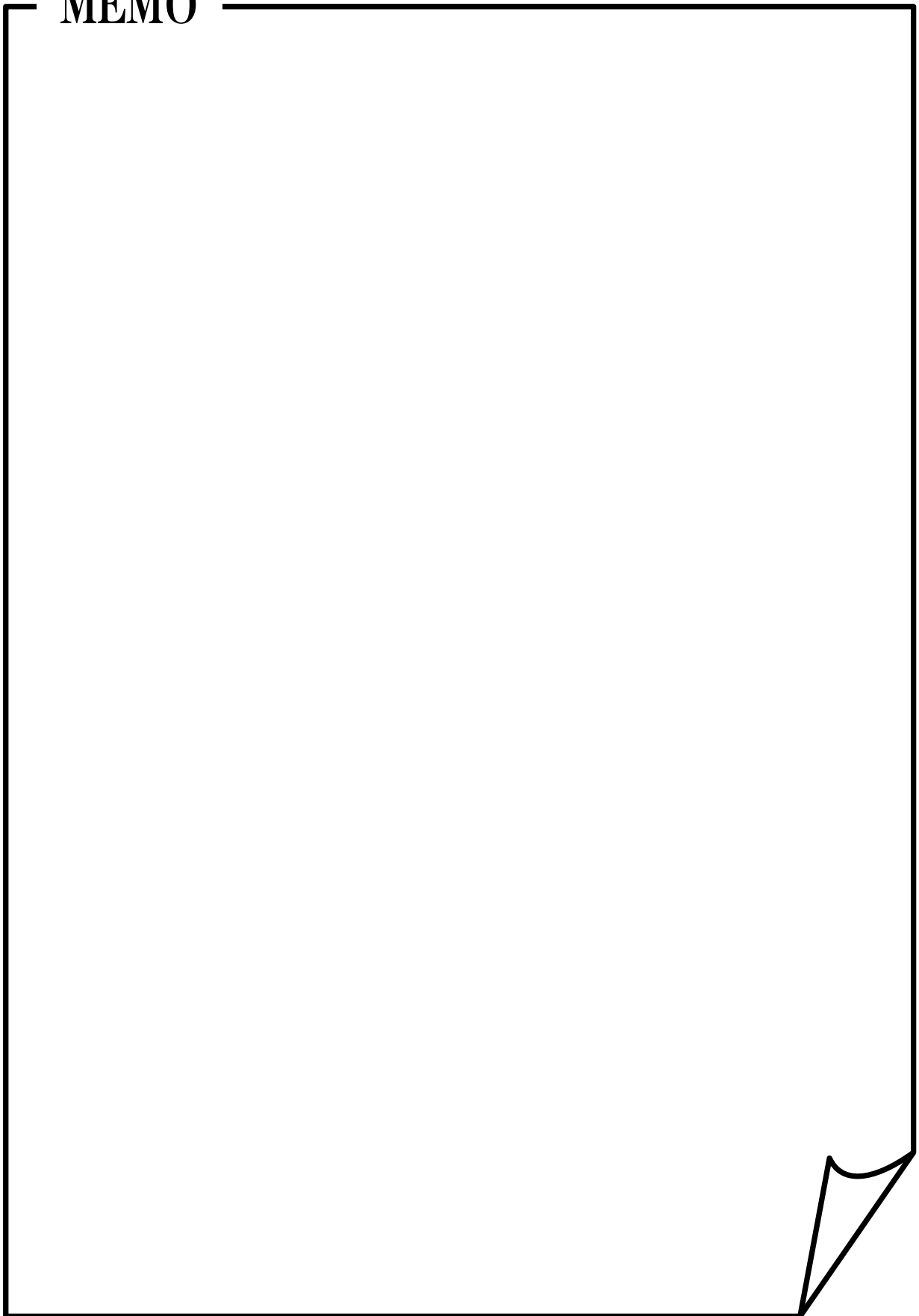
令和元年度卒業・修了者数（内訳）

論文博士	6月	9月	12月	3月	計
工学府					
生物システム応用科学府					
連合農学研究科		1		4	5
計		1		4	5

大学院

区分	平成31年3月31日までの累計	令和元年度修了者												修了者累計					
		6月修了			9月修了			12月修了			3月修了				R1年度計				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計		
農学府																			
生物生産科学専攻	486					1	1						10	21	31	10	22	32	518
共生持続社会学専攻	285												9	2	11	9	2	11	296
応用生命化学専攻	581												18	20	38	18	20	38	619
生物制御科学専攻	419												14	7	21	14	7	21	440
環境資源物質科学専攻	251												8	11	19	8	11	19	270
物質循環環境科学専攻	367												12	6	18	12	6	18	385
自然環境保全学専攻	370												12	8	20	12	8	20	390
農業環境工学専攻	186												4	3	7	4	3	7	193
国際環境農学専攻	616					11	6	17					11	6	17	22	12	34	650
生物生産学専攻	129																		129
応用生物学専攻	297																		297
環境・資源学専攻	225																		225
農学専攻	285																		285
林学専攻	181																		181
獣医学専攻	303																		303
農芸化学専攻	308																		308
農業工学専攻	214																		214
養蚕生物学専攻	132																		132
植物防疫学専攻	214																		214
林産学専攻	198																		198
環境保護学専攻	186																		186
修士課程 計	6,233					11	7	18					98	84	182	109	91	200	6,433
適合農学研究科																			
生物生産学専攻	547																		547
生物学専攻	210																		210
資源・環境学専攻	183																		183
生物生産科学専攻	182					5	3	8					8	6	14	13	9	22	204
応用生命科学専攻	61						1	1						1	1		2	2	63
環境資源共生科学専攻	112						1	1					6	5	11	6	6	12	124
農業環境工学専攻	49					2	2	4					6	1	7	8	3	11	60
農林共生社会科学専攻	63					2	1	3					1	1	2	3	2	5	68
博士課程 計	1,407					9	8	17					21	14	35	30	22	52	1,459
工学府																			
高分子工学専攻	122																		122
材料システム工学専攻	159																		159
工業化学専攻	254																		254
機械工学専攻	210																		210
電気工学専攻	150																		150
化学工学専攻	176																		176
応用物理学専攻	178																		178
電子工学専攻	169																		169
生産機械工学専攻	98																		98
数理情報工学専攻	102																		102
資源応用化学専攻	79																		79
機械システム工学専攻	33																		33
修士課程 計	1,730																		1,730
生命工学専攻	1,106											33	29	62	33	29	62	1,168	
応用化学専攻	1,482											50	26	76	50	26	76	1,558	
機械システム工学専攻	1,869											61	8	69	61	8	69	1,938	
物理システム工学専攻	434											24	5	29	24	5	29	463	
電気電子工学専攻	1,082					1	1					63	2	65	64	2	66	1,148	
情報コミュニケーション工学専攻	139																		139
情報工学専攻	549						1	1				34	9	43	34	10	44	593	
電子情報工学専攻	1,252																		1,252
物質生物学専攻	869																		869
博士前期課程 計	8,782					1	1	2				265	79	344	266	80	346	9,128	
産業技術専攻	249											26	7	33	26	7	33	282	
専門職学位課程 計	249											26	7	33	26	7	33	282	
生命工学専攻	230					4	1	5				6	3	9	10	4	14	244	
応用化学専攻	204	2		2	3	1	4		1	1	3	2	5	8	4	12	216		
機械システム工学専攻	217					7	7		1	1	6	2	8	13	3	16	233		
電子情報工学専攻	306	3		3					1	1	7		7	11		11	317		
物質生物学専攻	135																	135	
博士後期課程 計	1,092	5		5	14	2	16	1	2	3	22	7	29	42	11	53	1,145		
計	11,853	5		5	15	3	18	1	2	3	313	93	406	334	98	432	12,285		
生物システム応用科学府																			
生物システム応用科学専攻	1,433																	1,433	
生物機能システム科学専攻	213					3	3					38	15	53	41	15	56	269	
博士前期課程 計	1,646					3	3					38	15	53	41	15	56	1,702	
生物システム応用科学専攻	307					1	1	2							1	1	2	309	
生物機能システム科学専攻	20					2	2					4	3	7	4	5	9	29	
食料エネルギーシステム科学専攻												8	2	10	8	2	10	10	
共同先進健康科学専攻	30					1	1					1	1	2	2	1	3	33	
博士後期課程 計	357					2	3	5				13	6	19	15	9	24	381	
計	2,003					5	3	8				51	21	72	56	24	80	2,083	
技術経営研究科																			
技術リスクマネジメント専攻	253																	253	
計	253																	253	
合計	21,749	5		5	40	21	61	1	2	3	483	212	695	529	235	764	22,513		

MEMO



IV

教職課程について

教職課程について

1 教育職員免許状取得の意義

中学校及び高等学校の教員となるには、教育職員免許法、同施行規則及び本学学則の定めるところにより、所定の基礎資格を修得し、かつ、教育職員免許状を取得するための定められた単位を修得することによって、免許状を授与されるに必要な要件を満たし、教育職員免許状を取得しなければならない。

公立学校の教員となるには、各都道府県教育委員会等が実施する教員採用候補者選考試験に合格し(登録され)採用されて、はじめて教員となることができる。

私立学校については別途個別に教員採用試験が実施されている。

なお、教育職員免許状は、一定の欠格条項(教育職員免許法第5条)該当者には授与されず、これに該当するに至った場合には、その有する免許状は効力を失うことになるので注意すること。

(注)「教育職員免許法」第5条第1項第3号から第7号までの規定

(欠格条項)

- 3号 成年被後見人又は被保佐人
- 4号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 教職課程の設置

東京農工大学の学部及び大学院には、その学科、専攻ごとに教育職員免許法に基づいて、中学校及び高等学校の教育職員免許状を取得するための課程が設置されている。

この課程において定められた科目の単位を修得すれば、教育職員免許状を取得することができる。

3 教育職員免許状の取得できる学部・学科等ごとの免許状の種類

(学部の場合)

学 部 ・ 学 科		中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
農学部	理科コースの単位を 修得した場合	理 科	理 科
	農業コースの単位を 修得した場合	/	農 業
工学部	生 命 工 学 科 応 用 化 学 科 機 械 シ ス テ ム 工 学 科 化 学 物 理 工 学 科	理 科	理 科
	知能情報システム工学科	数 学	数 学
		/	情 報

(大学院の場合)

学 府 ・ 専 攻		中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状
工 学 府 博 士 前 期 課 程	生 命 工 学 専 攻 応 用 化 学 専 攻 機 械 シ ス テ ム 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻	/	理 科
	物 理 シ ス テ ム 工 学 専 攻	数 学	数 学
	情 報 工 学 専 攻	/	情 報
農 学 府	農 学 専 攻	理 科 コー ス の 単 位 を 修 得 し た 場 合	理 科
		農 業 コー ス の 単 位 を 修 得 し た 場 合	/
生 物 シ ス テ ム 応 用 科 学 府 博 士 前 期 課 程	生 物 シ ス テ ム 応 用 科 学 専 攻	理 科	理 科

(注) 大学院の専修免許状の取得は、大学院の課程において取得できる専修免許状と同一の免許教科の中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の取得資格を有する場合に限られる。

4 教員免許状取得までの流れ

所属等 年次	農学部生		工学部生		採用試験関係	
	中学校免許 取得希望者	高等学校免許 取得希望者	中学校免許 取得希望者	高等学校免許 取得希望者		
1年次	4月上旬	教職課程ガイダンス		教職課程ガイダンス		
	前期	教職授業		教職授業		
	夏季休暇	集中講義				
	後期	教職授業		教職授業		
	12～1月頃	介護等体験ガイダンス及び履修登録				
2年次	前期	教職授業		教職授業		
	5月頃	介護等体験事前指導				
	6～3月中の2日間	介護等体験(特別支援学校)				
	8～3月中の5日間	介護等体験(社会福祉施設)				
	夏季休暇	集中講義				
	後期	教職授業		教職授業		
	12～1月頃			教育実習オリエンテーションⅠ		
	1月頃	教育実習オリエンテーションⅠ				
3年次	12～1月頃			介護等体験ガイダンス及び履修登録		
	5月頃			介護等体験事前指導		
	6～3月中の2日間			介護等体験(特別支援学校)		
	8～3月中の5日間			介護等体験(社会福祉施設)		
	夏季休暇	集中講義				
	10月頃	教育実習オリエンテーションⅡ				
4年次	2月頃	教育実習オリエンテーションⅢ・教職就職セミナー				
	前期	教育実習事前指導		教育実習事前指導		
	4月頃	教員採用試験(大学推薦)の応募希望者について適否を判断		教員採用試験(大学推薦)の応募希望者について適否を判断		
	4月頃～					受験申請
	5月頃～	教育実習(3週間)	教育実習(2週間)	教育実習(3週間)	教育実習(2週間)	
	7月頃	一括申請手続き説明会		一括申請手続き説明会		第1次選考検査
	8月頃					第2次選考検査
	10月頃～					登録発表
	後期	教職実践演習		教職実践演習		
	1月頃	一括申請事項確認		一括申請事項確認		
3月下旬	教育職員免許状交付		教育職員免許状交付			

5 教職課程の履修と手続き等

- 1) 施行規則第66条の6に定める科目、教育の基礎的理解に関する科目等、各教科の指導法、大学が独自に設定する科目及び教科に関する専門的事項は、それぞれ各学部で行われる授業を確認し、通常の授業の履修手続きによって履修すること。
 - 2) 教育実習及び介護等体験は、事前にオリエンテーションを受講し、履修届を提出して履修することとなるので特に注意すること。
 - 3) 科目によっては、集中講義で行われる科目があるので、別途掲示される開講日時等に特に注意すること。
 - 4) 科目の中には、隔年開講(毎年開講されない)となり、入学年度により履修できる年次が異なる科目があるので特に注意すること。
- ※教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法は卒業要件単位とならないので注意すること。

6 教育職員免許状の取得のための課程で履修する科目・単位数等

免許状取得に必要な所要資格は、表1に示すとおり。

一種免許状は、基礎資格を得ること及び必要単位等を修得することにより、取得することができる。

専修免許状は、①基礎資格を得ること

②同一学校種・同一教科の一種免許状取得に必要な条件を学部授業科目の単位取得等によって満たすこと

③大学院の授業科目で取得希望免許教科の「大学が独自に設定する科目(大学院)」に認定されている科目を24単位以上修得すること

①、②、③を満たすことにより、取得することができる。

【表1】

免許状の種類	所要資格 基礎資格	施行規則第66条の6に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法	大学が独自に設定する科目(学部)a)	教科に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目(大学院)	介護等体験b)
		⇒(1)	⇒(2)	⇒(3)	⇒(4)	⇒(5)	⇒(6)	⇒(8)
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	8	27	8	4	20		必要
高等学校教諭一種免許状		8	23	4	12	20		—
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること						24	* ^{b)}
高等学校教諭専修免許状							24	—
根拠となる法令		イ	ア					ウ

ア 教育職員免許法第五条別表第一

イ 教育職員免許法施行規則第六六条の六

ウ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

a) 「大学が独自に設定する科目」

下記①と②の合計が必要単位数を満たすよう修得すること。

①「教科に関する専門的事項」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」で修得した単位のうち、それぞれの科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数。

②本学が指定する「大学が独自に設定する科目(学部)」参照

b) 介護等体験の「*」

既に中学校の免許状を取得しているもの(平成10年3月31日までに在学し、卒業するまでに所要資格を得た者を含む)は不要。

取得する教育職員免許状の種類ごとに、次の科目の単位を修得する。

(1) 施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目		本学の左記に対応する区分、単位数並びに科目			
科目名	単位数		農学部	工学部	単位数
日本国憲法	2	教養科目	日本国憲法	日本国憲法	2
体育	2		体力学実技	体力学実技	2単位以上
			生涯スポーツ実技	生涯スポーツ実技	
			スポーツ健康科学理論	スポーツ健康科学理論	
外国語コミュニケーション	2	English Discussion English Presentation	English Discussion English Presentation	2単位以上	
情報機器の操作	2	専門基礎科目及び専門科目	(生物生産学科) 情報処理・生物統計学	(生命工学科) バイオコンピューティング・バイオインフォマティクス基礎	2
			(応用生物科学科) 情報処理学	(応用化学科) プログラミング	
			(環境資源科学科) 情報処理学	(化学物理工学科) 情報プログラミング	
			(地域生態システム学科) 情報処理学	(機械システム工学科) コンピュータプログラミング I コンピュータプログラミング II (知能情報システム工学科) プログラミング I	

注1) 日本国憲法2単位は教育実習の履修届を提出する時(3年次終了時)までに修得すること。

注2) 体育については、3単位以上修得することが望ましい。

(2)教育の基礎的理解に関する科目等

免許法科目	科目名	単位数	履修上の留意事項		履修年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2	必修	隔年開講	1・2
	教職概論	2	必修	隔年開講	1・2
	教育制度論	2	必修	隔年開講	1・2
	教育心理学	1	必修	隔年開講	1・2
	特別支援教育論	1	必修	隔年開講	1・2
	教育課程論	2	必修	隔年開講	1・2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育論	2	中学校教諭一種免許状を取得する者は必修	隔年開講	1・2
	総合的な学習の時間の指導法	2	必修	毎年開講【集中】	1・2
	特別活動論	1	必修	毎年開講【集中】	2・3・4
	教育方法・技術論	2	必修	隔年開講	1・2
	生徒指導・進路指導論	2	必修	隔年開講	1・2
	教育カウンセリング論	1	必修	毎年開講【集中】	1・2
教育実践に関する科目 (中学校7単位) (高校5単位)	教育実習 事前事後指導	1	必修	○教育実習事前指導は、2年次から履修します。 ○教育実習は、4年次に履修します。 ○教育実習は、教育実習事前指導を受講していなければ履修できません。 ○教育実習の単位取得(成績評価)は、事前指導、実習校での実習及び事後指導のすべてを総合して行います。	2・3・4
	中学校教育実習	4	該当免許により必修		4
	高等学校教育実習	2			
	教職実践演習	2	必修		4年次履修

(注)

1. 中学校教諭1種免許状を取得する者は、教育の基礎的理解に関する科目等から必修科目を含め27単位以上を修得しなければならない。
2. 高等学校教諭1種免許状を取得する者は、教育の基礎的理解に関する科目等から必修科目を含め23単位以上を修得しなければならない。

(3)各教科の指導法

免許法科目	科目名	単位数	履修上の留意事項		履修年次
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用含む。) (中学 8単位) (高校 4単位)	数学教育法Ⅰ	2	該 当 教 科 教 育 法 に つ い て は 必 修	<p>数学教育法ⅠⅡⅢⅣは、中学校免許状を取得する者は4つとも履修すること。高校免許状を取得する者は2つ以上履修すること。</p> <p>理科教育法ⅠⅡⅢⅣは、中学校免許状を取得する者は4つとも履修すること。高校免許状を取得する者は2つ以上履修すること。</p> <p>農業教育法はⅠ・Ⅱとも毎年開講されるが、Ⅰから先に履修すること。農業の免許状を取得する者は、2つとも履修すること。</p> <p>情報教育法ⅠⅡは隔年開講される。免許状取得には2つとも履修すること。</p>	1・2・3・4
	数学教育法Ⅱ	2			
	数学教育法Ⅲ	2			
	数学教育法Ⅳ	2			
	理科教育法Ⅰ	2			
	理科教育法Ⅱ	2			
	理科教育法Ⅲ	2			
	理科教育法Ⅳ	2			
	農業教育法Ⅰ	2			
	農業教育法Ⅱ	2			
	情報教育法Ⅰ	2			
	情報教育法Ⅱ	2			

(4)大学が独自に設定する科目(学部)

科目名	単位数	履修上の留意事項
現代倫理論	2	<p>左記「大学が独自に設定する科目」 又は 最低修得単位を超えて履修した「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目等」を併せて、中学校免許状を取得する者は4単位以上、高校免許状を取得する者は12単位以上を修得すること。</p>
現代宗教論	2	
多文化共生論	2	
共生社会政策論	2	
国際平和論	2	
哲学	2	
心理学	2	
教育学	2	

(5)教科に関する専門的事項

ア 農学部において中学校教諭一種の理科の免許状を取得する場合

生物生産学科						
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数	
物理学	○物理学	2	生物学	園芸学I	2	
	電磁気学	2		○植物生理学	2	
	科学史	2		○家畜形態・生理学	2	
物理学実験	○物理学実験	1		家畜育種学	1	
化学	○土壌学	2		家畜繁殖学	2	
	有機合成化学	2		農業昆虫学Ⅱ	2	
	遺伝子細胞工学	2		植物分子遺伝学	2	
	○生化学	2		生物学実験	○アグリバイオ実験	1
	天然有機化学	2		地学	○地学	2
	微生物生化学	2			地球環境地学	2
	○植物栄養・肥料学	2	○土壌環学		2	
化学実験	○生物生産学実験基礎	2	農業気象学	1		
生物学	植物育種学	2	地学実験	○地学実験	1	
	植物生態生理学	2				

応用生物科学科						
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数	
物理学	○物理学	2	化学実験	△応用生物科学専門実験Ⅰ	1	
	電磁気学	2		△応用生物科学専門実験Ⅲ	1	
物理学実験	○物理学実験	1		△応用生物科学専門実験Ⅴ	1	
化学	○有機化学Ⅰ	2	生物学	○分子生物学	2	
	有機化学Ⅱ	2		植物生理学	2	
	有機化学Ⅲ	2		動物生理学	2	
	生化学Ⅰ	2		遺伝子工学	2	
	生化学Ⅱ	2		応用昆虫学	2	
	微生物生化学	2		○分子細胞生物学	2	
	有機合成化学	2	生物学実験	△応用生物科学共通実験Ⅱ	1	
	天然物有機化学	2		△応用生物科学専門実験Ⅱ	1	
	○分析化学	2		△応用生物科学専門実験Ⅳ	1	
	機器分析化学	2		△応用生物科学専門実験Ⅵ	1	
	生体高分子化学	2	地学	○地学	2	
	化学実験	△応用生物科学共通実験Ⅰ	1	地学実験	○地学実験	1

環境資源科学科					
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数
物理学	環境計測学	2	化学	環境資源有機化学	2
	○資源高分子物理学	2	化学実験	○化学実験	1
	エコマテリアル学	2		環境資源科学実験Ⅱ(化学応用)	1
	木質資源物理学	2	生物学	生態系管理学	2
	機器分析学Ⅱ	2		○環境微生物学	2
○資源材料力学	2	樹木生態生理学		2	
物理学実験	○物理学実験	1		植物組織形態制御学	2
	環境資源科学実験Ⅰ(物理学応用)	1	生物学実験	○生物学実験	1
化学	○環境分析化学	2		環境資源科学実験Ⅲ(生物学応用)	1
	機器分析学Ⅰ	2	地学	海洋環境学	2
	環境資源熱力学	2		○陸水環境学	2
	地球化学	2		○地圏環境学	2
	水溶液化学	2		大気環境学	2
	○物質生化学	2		環境気候学	2
	代謝生化学	2	地学実験	○環境資源科学実験Ⅳ(地学)	1
	資源高分子化学	2			

地域生態システム学科					
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数
物理学	○水理学	2	生物学	○森林生態学	2
	力学Ⅰ	2		動物生態学	1
	土質力学	2		景観生態学	2
	力学Ⅱ	2		土壌生態管理学	2
	熱工学	2		生物学実験	○野生動物保全学実習
	環境土壌物理学	2	比較行動学実験・実習		1
物理学実験	○物理学実験	1		樹木学実習	1.5
	農業環境工学実験	2	地学	○測量学	2
化学	○物理化学	2		空間情報学実習	2
	有機化学	2		森林立地学	2
	無機化学	2	地学実験	○基礎測量学実習	1
化学実験	1	空間情報学実習		1	
森林土壌学実験・実習	1	山地測量学実習		1	
生物学	植生管理学	2			

(注)

1農学部において理科の中学校教諭1種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」すべての領域から『○印を付したすべての授業科目』及び「科目区分」化学実験、生物学実験にある『△印を付した科目からそれぞれ1科目以上』を含め、20単位以上を修得しなければならない。

2「教科に関する専門的事項」の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。

イ 農学部において高等学校教諭一種の理科の免許状を取得する場合

生物生産学科					
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数
物理学	○物理学	2	生物学	○植物生理学	2
	電磁気学	2		○家畜形態・生理学	2
	科学史	2		家畜育種学	1
化学	○土壌学	2		家畜繁殖学	2
	有機合成化学	2		農業昆虫学Ⅱ	2
	遺伝子細胞工学	2		植物分子遺伝学	2
	○生化学	2	地学	○土壌環境学	2
	天然物有機化学	2		農業気象学	1
微生物生化学	2	物理学実験	△物理学実験	1	
○植物栄養・肥料学	2	化学実験	△生物生産学基礎実験	2	
生物学	植物育種学	2	生物学実験	△アグリバイオ実験	1
	植物生態生理学	2	地学実験	△地学実験	1
	園芸学Ⅰ	2			

応用生物科学科					
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数
物理学	○物理学	2	生物学	植物生理学	2
	電磁気学	2		動物生理学	2
化学	○有機化学Ⅰ	2		遺伝子工学	2
	有機化学Ⅱ	2		応用昆虫学	2
	有機化学Ⅲ	2		○分子細胞生物学	2
	生化学Ⅰ	2	地学	○地学	2
	生化学Ⅱ	2	物理学実験	△応用生物科学共通実験Ⅰ	1
	微生物生化学有機合成化学天然	2	化学実験	△応用生物科学専門実験Ⅰ	1
	物有機化学	2	生物学実験	△応用生物科学専門実験Ⅲ	1
	○分析化学	2	地学実験	△応用生物科学専門実験Ⅴ	1
	機器分析化学生体高分子化学	2		△応用生物科学共通実験Ⅱ	1
		2		△応用生物科学専門実験Ⅱ	1
生物学	○分子生物学	2		△応用生物科学専門実験Ⅳ	1
				△応用生物科学専門実験Ⅵ	1

環境資源科学科					
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数
物理学	環境計測学	2	化学	環境資源有機化学	2
	○資源高分子物理学	2		生物学	生態系管理学
	エコマテリアル学	2	○環境微生物学		2
	木質資源物理学	2	樹木生態生理学		2
	機器分析学Ⅱ	2	植物組織形態制御学	2	
○資源材料力学	2	地学	海洋環境学	2	
化学	○環境分析化学		2	○陸水環境学	2
	機器分析学Ⅰ		2	○地圏環境学	2
	環境資源熱力学		2	大気環境学	2
	地球化学		2	環境気候学	2
	水溶液化学	2	物理学実験	物理学実験	1
	○物質生化学	2		化学実験	1
	代謝生化学	2		生物学実験	1
	資源高分子化学	2		地学実験	環境資源科学実験Ⅳ（地学）

地域生態システム学科					
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数
物理学	○水理学	2	地学	○測量学	2
	力学Ⅰ	2		空間情報学	2
	土質力学	2		森林立地学	2
	力学Ⅱ	2	物理学実験	○物理学実験	1
	熱工学	2		農業環境工学実験	2
	環境土壌物理学	2		化学実験	1
化学	○物理化学	2	生物学実験	森林土壌学実験・実習	1
	有機化学	2		野生動物保全学実習	1
	無機化学	2		比較行動学実験・実習	1
生物学	植生管理学	2	地学実験	樹木学実習	1.5
	○森林生態学	2	基礎測量学実習	1	
	動物生態学	1	空間情報学実習	1	
	景観生態学	2	山地測量学実習	1	
	土壌生態管理学	2			

(注)

1 農学部において理科の高等学校教諭1種の免許状を取得しようとする者は、すべての領域から『○印を付したすべての授業科目及び△印を付した科目からいずれか1科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。

2 「教科に関する専門的事項」の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。

ウ 農学部において高等学校教諭一種の農業の免許状を取得する場合

生物生産学科					
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数
農業の関係科目	○生物生産学原論	4	農業の関係科目	作物保護学	2
	○作物栽培学	2		家畜飼養学	2
	○作物学	2		家畜衛生学	2
	○園芸学Ⅱ	2		食品リスクアナリシス	2
	○畜産学総論	2		国際農業開発論	2
	○農業昆虫学I	2		農業資源経済学	2
	蚕糸学	2		農業経営学	2
	○農業経済学	2		農業市場学	2
	農業分野専攻実習	2		食料システム経済学	2
	学外実習(農家)	1		職業指導	○職業指導(農業)

応用生物科学科						
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数	
農業の関係科目	食品化学I	2	農業の関係科目	○食品衛生学	2	
	細胞工学	2		○農薬科学	2	
	○植物工学	2		植物病理学	2	
	○栄養化学	2		○植物保護学	2	
	応用微生物学	2		○バイオロジカルコントロール	2	
	○食品工学	2		生物相関学	2	
	食品化学Ⅱ	2		農場実習	1	
	○食品製造学	2		職業指導	○職業指導(農業)	2

環境資源科学科					
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数
農業の関係科目	環境情報解析学	2	農業の関係科目	ライフサイクルアセスメント	2
	資源分解・廃棄学	2		環境資源科学特別講義Ⅲ	0.5
	環境リサイクル学	2		環境資源科学特別講義Ⅳ	0.5
	森林・林業論	2		微生物生理生態学	2
	森林資源科学	2		環境毒性学	2
	○森林資源利用学	2		○環境植物学	2
	環境資源科学特別講義I	0.5		森林資源形成学	2
	環境資源科学特別講義Ⅱ	0.5		生分解学	2
	○環境汚染化学	2		環境土壌学	2
	生態系生態学	2		職業指導	○職業指導(農業)

地域生態システム学科						
科目	左欄に対応する授業科目	単位数	科目	左欄に対応する授業科目	単位数	
農業の関係科目	○地域生態システム学Ⅰ	2	農業の関係科目	森林施業論	1	
	○地域生態システム学Ⅱ	1		砂防工学	2	
	○地域生態システム学Ⅲ	1		水文学	2	
	地域生態システム学実習Ⅰ	1		森林施設工学	2	
	地域生態システム学実習Ⅱ	1		森林生産システム学	2	
	地域生態システム学特別演習Ⅰ	1		持続的森林管理論	1.5	
	地域生態システム学特別演習Ⅱ	1		農地環境工学	2	
	地域生態システム学特別演習Ⅲ	2		灌漑排水工学	2	
	造園学	2		農村地域計画学	2	
	○水資源管理論	2		農産プロセス工学	1	
	野生動物保全学	2		環境地盤工学	2	
	環境経済学	2		国際農林開発論	1	
	環境教育学	2		環境公法	2	
	生物生産環境学	1		人と動物の関係論	2	
	野生動物保全技術論	1		○地域社会システム計画論	2	
	○生物多様性保全学	1		職業指導	○職業指導（農業）	2
	森林計画学	2				

(注)

- 1 農業の高等学校教諭1種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」すべての領域から『○印を付したすべての授業科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。
- 2 「教科に関する専門的事項」の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。
- 3 職業指導（農業）は、隔年開講【集中講義】

エ 工学部において中学校教諭一種、高等学校教諭一種の理科の免許状を取得する場合

生命工学科					
科目区分	左欄に対応する授業科目	単位数	科目区分	左欄に対応する授業科目	単位数
物理学	○物理学基礎	2	生物学	分子生物学Ⅰ	2
	物理学Ⅰ	2		分子生物学Ⅱ	2
	物理学Ⅲ	2		ライフサイエンス基礎演習Ⅰ	2
物理学実験	○生命工学実験Ⅰ	4	生物学実験	○工学基礎実験	2
化学	○化学基礎	2		生命工学実験Ⅲ	4
	生命有機化学Ⅰ	2		基礎生物学実験	2
	生命物理化学Ⅰ	2	地学	○地学	2
化学実験	○生命工学実験Ⅱ	4		工学部特別講義Ⅰ（環境科学Ⅰ）	2
生物学	○生物学基礎	2	地学実験	△地学実験	1
	生命化学Ⅰ	2			

応用化学科					
科目区分	左欄に対応する授業科目	単位数	科目区分	左欄に対応する授業科目	単位数
物理学	○力学概論	2	化学	○有機化学Ⅰ	2
	振動・波動の物理	2		有機化学Ⅱ	2
	材料電磁気学	2		有機化学Ⅲ	2
物理学実験	○科学基礎実験	1	化学実験	高分子化学Ⅰ	2
	応用化学実験Ⅰ	3		○応用化学実験Ⅱ	3
化学	○物理化学Ⅰ	2	生物学	応用化学実験Ⅲ	3
	物理化学Ⅱ	2		生物科学	2
	反応速度論	2	○生体材料化学Ⅰ	2	
	量子化学Ⅰ	2	生体材料化学Ⅱ	2	
	分析化学	2	生物学実験	○工学基礎実験	2
	○無機化学Ⅰ	2	地学	○地学	2
	無機化学Ⅱ	2		工学部特別講義Ⅰ（環境科学Ⅰ）	2
	無機化学Ⅲ	2	地学実験	△地学実験	1

化学物理工学科					
科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数	科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数
物理学	○物理学基礎Ⅰ	2	化学	有機化学基礎	2
	物理学基礎Ⅱ	2	化学実験	○化学物理工学実験Ⅰ	2
	電磁気学および演習	3		化学工学実験	3
	工業熱力学	2	生物学	○生物学基礎	2
物理学実験	○化学物理工学実験Ⅱ	2	生物学実験	生物化学	2
	物理工学実験	3		○工学基礎実験	2
化学	○化学基礎	2	地学	○地学	2
	化学物理基礎	2		工学部特別講義Ⅰ（環境科学Ⅰ）	2
	無機化学基礎	2	地学実験	△地学実験	1

機械システム工学科					
科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数	科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数
物理学	○力学I	2	物理学	伝熱学Ⅱ	2
	連続体力学	2		エネルギー変換工学	2
	機械力学I	2		航空宇宙流体力学	2
	機械力学Ⅱ	2		機械材料工学Ⅰ	2
	流体力学Ⅰ	2		機械電子工学Ⅰ	2
	熱工学Ⅰ	2	物理学実験	○機械システム工学実験Ⅱ	2
	電磁気学	2		機械システム工学実験Ⅲ	2
	量子力学概論	2	化学	○化学基礎	2
	材料力学Ⅰ	2	化学実験	○機械システム工学実験Ⅰ	2
	材料力学Ⅱ	2	生物学	○生物学基礎	2
	力学Ⅱ	2	生物学実験	○工学基礎実験	2
	統計動力学系解析	2	地学	○地学	2
	熱工学Ⅱ	2		工学部特別講義Ⅰ（環境科学Ⅰ）	2
	流体力学Ⅱ	2	地学実験	△地学実験	1
	伝熱学Ⅰ	2			

(注)

1 工学部において理科の中学校教諭1種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」すべての領域から『○印及び△印を付したすべての授業科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。

2 工学部において理科の高等学校教諭1種の免許状を取得しようとする者は、地学実験を除くすべての領域から『○印を付したすべての授業科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。

3 「教科に関する専門的事項」の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。

オ 工学部において中学校教諭一種、高等学校教諭一種の数学の免許状を取得する場合

知能情報システム工学科					
科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数	科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数
代数学	○線形代数学I	2	解析学	線形システム	2
	○線形代数学II	2		信号処理論	2
	代数学	2	確率学、統計学	○数理統計学	2
	離散数学	2		パターン認識と機械学習	2
幾何学	○幾何学	2	コンピュータ	数理最適化	2
	画像工学	2		先端数理情報数学	2
	電磁気学I	2		○コンピュータ基礎	2
	電磁気学II	2		基礎情報数学	2
解析学	○微分積分学Iおよび演習	3	コンピュータ	計測・制御工学	2
	○微分積分学IIおよび演習	3		人工知能	2
	○微分方程式	2		アルゴリズム論	2
	先端電子情報数学	2		基礎電子回路	2
	関数論	2			

(注)

- 1 数学の中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」すべての領域から『○印を付したすべての授業科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。
- 2 「教科に関する専門的事項」の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。

カ 工学部において高等学校教諭一種の情報の免許状を取得する場合

知能情報システム工学科					
科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数	科目区分	左欄科目に対応する授業科目	単位数
情報社会及び情報倫理	○情報セキュリティ	2	情報システム	データベース	2
	○知的財産権・特許法	2		ソフトウェア工学	2
	社会言語情報論	2		知能情報システム工学実験1A	2
コンピュータ及び情報処理	○プログラミングII	2	情報通信ネットワーク	知能情報システム工学実験1B	2
	アルゴリズム序論	2		○情報理論	2
	オペレーティングシステム	2	計算機ネットワーク	2	
	プログラミングI演習	1	通信工学	2	
	プログラミングII演習	1	マルチメディア表現及び技術	○ヒューマンインタフェース	2
情報システム	○論理回路	2		コンピュータグラフィックス	2
	VLSI設計	2		メディア伝送工学	2
	マイクロプロセッサ	2		知能情報システム工学実験2A	2
	デジタル電子回路	2	知能情報システム工学実験2B	2	
	回路理論	2	情報と職業	○情報化社会と職業	2

(注)

- 1 情報の高等学校教諭1種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」すべての領域から『○印を付したすべての授業科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。
- 2 「教科に関する専門的事項」の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「大学が独自に設定する科目」に算入することができる。

(6)大学が独自に設定する科目(大学院)

キ 大学院における中学校教諭、高等学校教諭の専修免許状を取得する場合

工学府博士前期課程

生命工学専攻				
免許教科	左欄科目に対応する授業科目	単位数	左欄科目に対応する授業科目	単位数
理科	生物機能工学特論	2	細胞解析特論	2
	生物情報工学特論	2	応用生物工学特別講義	2
	生体物性学特論	2	生命工学倫理特別講義	2
	細胞分子工学特論	2	生命工学ビジネス特別講義	2
	生体反応工学特論	2	生命工学先端研究	6
	植物機能工学特論	2	生命工学セミナーⅠ	2
	生物化学特論	2	生命工学セミナーⅡ	2
	生物物理化学特論	2	生命工学セミナーⅢ	2
	蛋白質化学特論	2	生命工学セミナーⅣ	2
	生物有機化学特論	2	生命工学特別研究	4
	生体機能工学特別講義	2		

応用化学専攻				
免許教科	左欄科目に対応する授業科目	単位数	左欄科目に対応する授業科目	単位数
理科	有機反応化学特論	2	分離工学特論Ⅰ	2
	無機反応化学特論	2	分子情報工学特論Ⅰ	2
	応用有機合成特論	2	化学プロセス工学特論Ⅰ	2
	応用無機合成特論	2	化学エネルギー工学特論Ⅰ	2
	電子化学特論	2	環境化学工学特論Ⅰ	2
	応用触媒化学特論	2	システム化学工学講座特別講義Ⅰ	2
	物質応用化学講座特別講義Ⅰ	2	システム化学工学講座特別講義Ⅱ	2
	物質応用化学講座特別講義Ⅱ	2	物質生物計測特論Ⅰ	2
	有機材料設計特論Ⅰ	2	物質生物計測特論Ⅱ	2
	有機材料合成特論Ⅰ	2	物質生物計測講座特別講義Ⅰ	2
	有機材料構造特論Ⅰ	2	応用化学セミナーⅠ	4
	有機材料物性特論Ⅰ	2	応用化学セミナーⅡ	4
	有機材料解析特論Ⅰ	2	応用化学特別実験	2
	分子化学工学特論Ⅰ	2	応用化学特別研究	4

機械システム工学専攻				
免許教科	左欄科目に対応する授業科目	単位数	左欄科目に対応する授業科目	単位数
理科	物理学特別演習	1	制御システム特論	2
	流体力学特論Ⅰ	2	機械電子工学特論	2
	材料力学特論	2	設計生産システム講座特別講義Ⅰ	2
	弾塑性解析特論	2	設計生産システム講座特別講義Ⅱ	2
	機械要素解析特論	2	機械知能システム工学講座特別講義Ⅰ	2
	システム基礎解析講座特別講義Ⅰ	2	実践機械システム工学Ⅰ	1
	システム基礎解析講座特別講義Ⅱ	2	機械システム工学セミナーⅠ	4
	熱流体システム設計特論	2	機械システム工学セミナーⅡ	4
	シミュレーション工学特論	2	機械システム工学特別実験	2
	精密計測工学特論	2	機械システム工学特別研究	4

物理システム工学専攻				
免許教科	左欄科目に対応する授業科目	単位数	左欄科目に対応する授業科目	単位数
数学	量子光学	2	応用物理数学	2
	ソフトマター物理学	2	物理システム工学セミナーI	4
	応用力学	2	物理システム工学セミナーII	4
	応用電磁気学	2	物理システム工学特別実験	2
	応用熱統計力学	2	物理システム工学特別研究	4
	応用量子力学	2		

電気電子工学専攻				
免許教科	左欄科目に対応する授業科目	単位数	左欄科目に対応する授業科目	単位数
理科	半導体薄膜工学特論	2	磁性工学特論	2
	信号処理特論	2	環境エネルギー工学特論I	2
	パワーエレクトロニクス特論	2	電気電子工学セミナーI	4
	通信工学特論I	2	電気電子工学セミナーII	4
	光エレクトロニクス特論	2	電気電子工学特別実験	2
	情報入出力システム工学特論	2	電気電子工学特別研究	4
	電磁波応用工学特論I	2		

情報工学専攻				
免許教科	左欄科目に対応する授業科目	単位数	左欄科目に対応する授業科目	単位数
情報	情報工学セミナーI	4	ソフトウェアアーキテクチャ特論	2
	情報工学セミナーII	4	システム評価設計工学特論	2
	情報工学特別実験	2	並列処理・ネットワーク特論	2
	情報工学特別研究	4	知能機械デザイン学特論	2
	ビジュアルコンピューティング特論	2	科学特論IV(社会情報論)	2
	映像情報学特論	2	科学特論III(表現技術論)	2
	科学特論I(知識構造論)	2		

農学専攻				
免許教科	左欄科目に対応する授業科目	単位数	左欄科目に対応する授業科目	単位数
理科	生物生産科学概論Ⅰ	1	生理生化学Ⅰ	2
	応用生命化学概論Ⅰ	1	生理生化学Ⅱ	2
	応用生命化学概論Ⅱ	1	環境資源材料学Ⅰ	2
	自然環境資源学概論Ⅰ	1	資源機能制御学Ⅰ	2
	食農情報工学概論Ⅰ	1	環境生物学Ⅰ	2
	地球社会学概論Ⅰ	1	環境化学Ⅰ	2
	国際イノベーション農学概論Ⅰ	1	生態系保全学Ⅰ	2
	生産環境科学Ⅰ	2	森林環境保全学Ⅰ	2
	植物生産科学Ⅰ	2	地域環境工学Ⅰ	2
	動物生産科学Ⅰ	2	生物生産工学Ⅰ	2
	生物制御科学Ⅰ	2	国際環境修復保全学Ⅰ	2
	生物制御科学Ⅲ	2	国際生物生産資源学Ⅰ	2
	生体分子化学Ⅰ	2	国際地域開発学Ⅰ	2
	生体分子化学Ⅱ	2		

農学専攻				
免許教科	左欄科目に対応する授業科目	単位数	左欄科目に対応する授業科目	単位数
農業	生物生産科学概論Ⅱ	1	生態系保全学Ⅱ	2
	自然環境資源学概論Ⅱ	1	森林環境保全学Ⅱ	2
	食農情報工学概論Ⅱ	1	地域環境工学Ⅱ	2
	地球社会学概論Ⅱ	1	生物生産工学Ⅱ	2
	国際イノベーション農学概論Ⅱ	1	共生人間学Ⅰ	2
	生産環境科学Ⅱ	2	共生人間学Ⅱ	2
	植物生産科学Ⅱ	2	環境社会関係学Ⅰ	2
	動物生産科学Ⅱ	2	環境社会関係学Ⅱ	2
	生物制御科学Ⅱ	2	食糧環境経済学Ⅱ	2
	生物制御科学Ⅳ	2	食料環境経済学Ⅲ	2
	環境資源材料学Ⅱ	2	国際環境修復保全学Ⅱ	2
	資源機能制御学Ⅱ	2	国際生物生産資源学Ⅱ	2
	環境生物学Ⅱ	2	国際地域開発学Ⅱ	2
	環境化学Ⅱ	2		

生物システム応用科学府博士前期課程

生物機能システム科学専攻				
免許教科	左欄科目に対応する授業科目	単位数	左欄科目に対応する授業科目	単位数
理科	生物システム応用科学研究概論	2	生体医用フォトニクス特論Ⅳ	1
	基礎技術演習Ⅰ	1	生体モデル知覚システム特論Ⅰ	1
	物質機能設計特論Ⅰ	1	生体モデル知覚システム特論Ⅱ	1
	物質機能設計特論Ⅱ	1	生体モデル知覚システム特論Ⅲ	1
	物質機能設計特論Ⅲ	1	生体モデル知覚システム特論Ⅳ	1
	物質機能設計特論Ⅳ	1	環境機械システム特論Ⅰ	1
	物質機能応用特論Ⅰ	1	環境機械システム特論Ⅱ	1
	物質機能応用特論Ⅱ	1	環境機械システム特論Ⅲ	1
	物質機能応用特論Ⅲ	1	環境機械システム特論Ⅳ	1
	物質機能応用特論Ⅳ	1	生体・環境応用システム特論Ⅰ	1
	物質機能分析特論Ⅰ	1	生体・環境応用システム特論Ⅱ	1
	物質機能分析特論Ⅱ	1	生体・環境応用システム特論Ⅲ	1
	物質機能分析特論Ⅲ	1	生体・環境応用システム特論Ⅳ	1
	物質機能分析特論Ⅳ	1	資源生物創製科学特論Ⅰ	1
	生体医用フォトニクス特論Ⅰ	1	資源生物創製科学特論Ⅱ	1
	生体医用フォトニクス特論Ⅱ	1	資源生物創製科学特論Ⅲ	1
	生体医用フォトニクス特論Ⅲ	1	資源生物創製科学特論Ⅳ	1

(注)

工学府(前期課程)、農学府及び生物システム応用科学府(前期課程)において、中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状を取得する者は、上記表に掲げる科目から24単位以上を修得しなければならない。

(7) 教育実習について

ア 教育実習の意義

教職への道を選ぶ際、教育現場における観察・参加・実習などを、総合的・体験的に予め学習することを通して、確かな教職観を身につける。

イ 教育実習を履修する要件・手続き等

(ア) 履修の要件

教育実習を行う前年度までに、日本国憲法2単位、教育の基礎的理解に関する科目等8単位以上及び各教科の指導法4単位以上を修得しておくこと。

また、卒業見込があること。(科目等履修生を除く。)

(イ) 履修の手続き

教育実習を受講する者は、「教育実習事前事後指導」(オリエンテーションⅠ～Ⅲ)を必ず受講し各学部が指示する期間に所定の手続きをとり、教育実習履修届を提出すること。

(ウ) 教育実習実施

教育実習の履修には、次の授業・実習の全体が含まれる。

成績評価は、事前指導、本実習及び事後指導のすべてを修得した者について行い、「教育実習事前事後指導」1単位、「中学校教育実習」4単位又は「高等学校教育実習」2単位を認定する。

科 目	実 施 時 期	授 業 内 容 等
教育実習事前事後指導 (1単位)	教育実習事前指導 2年次12月～1月頃～ ・オリエンテーションⅠ →2年次12月～1月頃 ・オリエンテーションⅡ →3年次10月頃 ・オリエンテーションⅢ →3年次2月～3月頃 ・講義 →4年次前期	教育実習の目的・内容・展開・ 教育機器の意義と利用
高等学校教育実習 (2単位)	教育実習 4年次 5～10月	教育実習校での実習
中学校教育実習 (4単位)	教育実習事後指導 4年次 教育実習終了後	レポートを提出し実習経験を 踏まえての討議等

(8) 介護等体験について

中学校教諭一種免許状を取得する学生は「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年6月18日公布)同法施行規則(同年11月26日公布)により、平成10年度入学生から介護等体験を行うことが義務付けられた。

そこで2年次以上の学生が東京都において社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間、計7日間の介護等体験を行うことになる。(1年次の12月～1月頃に実施する介護等体験オリエンテーションに出席し、介護等体験履修願を提出すること。)

7 教育職員免許状の申請・交付

教育職員免許状は、各都道府県の教育委員会が授与することとされており、個人でそれぞれ居住地の都道府県教育委員会に申請することとなっているが、卒業後にすぐ免許状の取得を必要とする人たちのため、東京都教育委員会では、迅速な事務処理の方法として、大学でとりまとめて免許状の申請を行う「一括申請」の制度をとっている。一括申請をするために必要な説明会を4年次の7月頃に開催するので、これに出席し必要な手続を取る。さらに、4年次12月～1月に必要な申請料を納入すること。この手続を行い、東京都教育委員会の一括審査で承認された者には、卒業式当日に教育職員免許状が交付される。

8 各科目の講義要目

各科目の講義要目は、HPのシラバスを参照すること。

9 他大学等で修得した単位について

下記該当者は教務係まで申し出ること。

- ①入学前に他大学で一種免許状を取得、又は教職課程の一部を履修し、本学で必要な免許状を希望する者
- ②入学前に教職課程の認定を受けていない大学(短期大学を含む)又は高等専門学校第4学年、及び第5学年に係る課程で修得した単位若しくは専攻科の課程で学修した科目について、本学の「教科に関する専門的事項」として認定を希望する者。



V

参 考

農工大プラスチック削減5Rキャンパスについて



農工大プラスチック削減5Rキャンパス TUAT Plastic 5R Campus

東京農工大学は、2019年8月9日に、SDGsの達成、2050年石油ベースプラスチックゼロに向けて、使い捨てプラスチックの削減と、課題解決のための新素材の創生等を含めた研究の推進に取り組む「農工大プラスチック削減5Rキャンパス」活動を宣言しました。

給水器設置によるペットボトル削減、学内販売におけるレジ袋の削減、ノベルティグッズからのプラスチック削減等のプラスチック削減策、教育活動を通じた次世代の育成、社会貢献活動を通じた普及啓発活動に、取り組んでいきます。



2019年5月に政府が作成したプラスチック循環資源戦略における「3R (Reduce, Reuse, Recycle) + Renewable (再生可能資源への代替)」の基本原則に、研究 (Research) を加えた、東京農工大学独自の取組です。

プラスチック削減策

Reduce
Reuse
Recycle
Renewable



給水器の導入で 自販機のペットボトルをゼロに

給水器の設置とマイボトルの利用推進で自販機のペットボトルゼロを目指します。キャンパス内には、不純物質を取り除きミネラルは残す浄水機能を備えた「マイボトル用浄水給水器」を本格導入しました。また、農工大生協ではオリジナルマイボトルを販売しています。



▲ペットボトルゼロの自動販売機



▲マイボトル用浄水給水器



プラスチック減量の 大学グッズを導入

ノベルティグッズに代替品や循環型素材を導入します。



レジ袋を有料化

農工大生協ではレジ袋を有料化しています。

研究

Research



プラスチック課題を 解決する研究を推進

「東京農工大学マイクロプラスチック総合科学研究チーム」を発足し、マイクロプラスチック分布調査、生物への影響調査、海上プラスチック回収装置の開発、プラスチック代替素材の開発に取り組めます。

教育



学生への啓発・ 次世代人材の育成

2020年度から、プラスチック課題解決をテーマにした初年次教育を実施します。

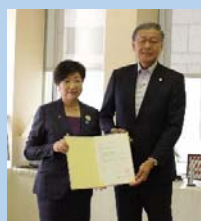
(新入生科目内にて講義実施 担当：高田重秀教授)

社会貢献



普及啓発活動・ 社会との連携

使い捨てプラスチック削減に向けて、東京都と協定を締結しました。東京都の「チームもったいない」活動にも参加しています。



▲協定を締結した
小池百合子東京都知事(左)と
大野弘幸東京農工大学長



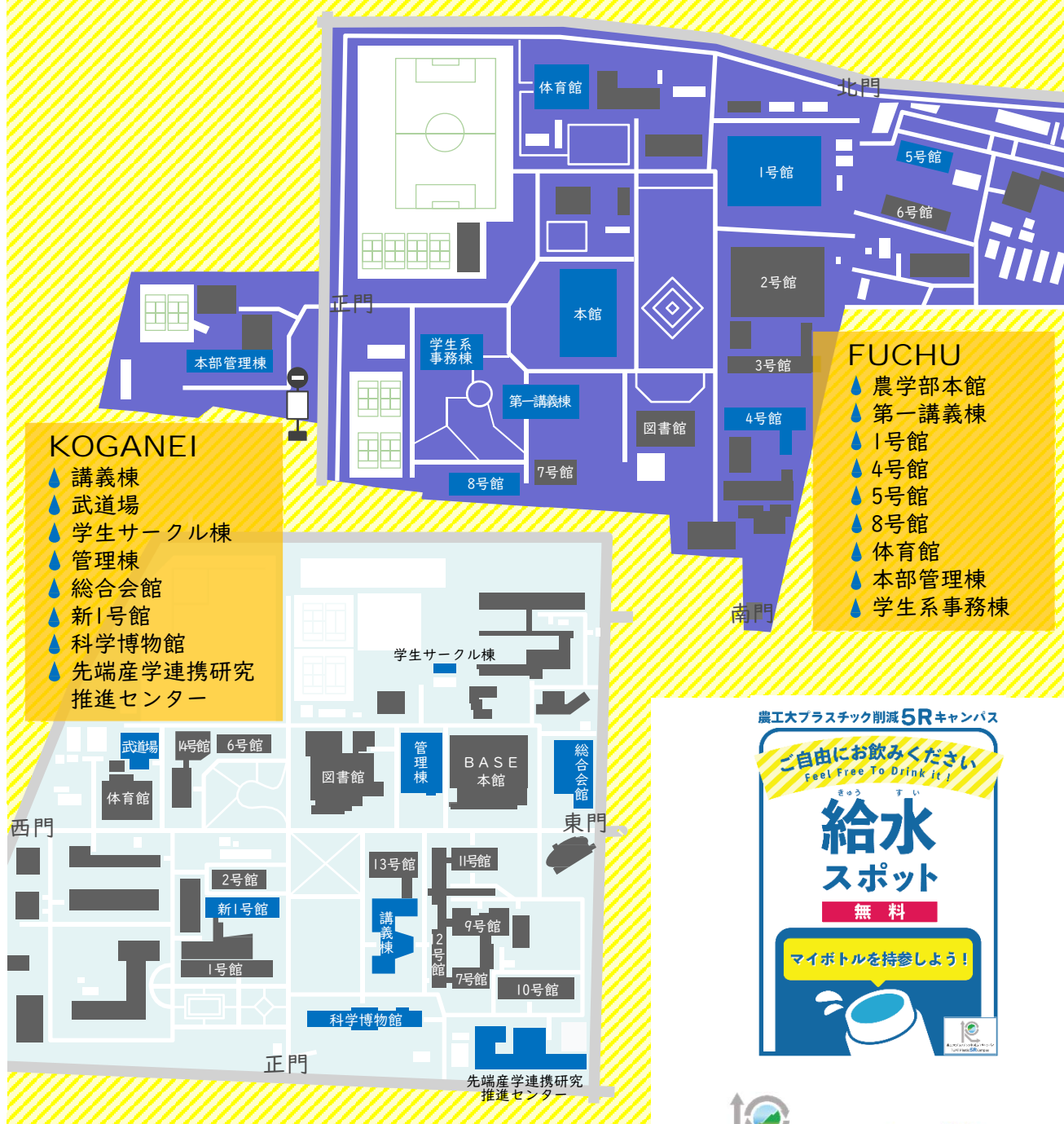
「農工大プラスチック削減5Rキャンパス」の詳細は、大学公式サイトでご紹介しています。最新の情報はこちらからご覧ください。
<https://www.tuat.ac.jp/outline/executive/5rcampus/>

農工大プラスチック削減5Rキャンパスについて

給水器 学内設置場所MAP

マイボトルを持参しよう!!

キャンパス内に給水器を設置しています



お問い合わせ先

プラスチック削減5Rキャンパスプロジェクト会議
 prcpjc@m2.tuat.ac.jp



1. 令和2年度 年間カレンダー

令和2年度学年暦

区分	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木																	
前期	4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
中期	5月																																							
後期	6月																																							
7月	7月																																							
8月	8月																																							
9月	9月																																							

2. 東京農工大学歌

東京農工大学歌

野上 彰 作詞

長谷川良夫 作曲

Tempo di Marcia (はぎれよく)

れ き し を こ え て ー れ き し を き ず
 き せ い き を ふ み て せ い き を に の
 う さ だ め う け し わ れ ら わ れ ら ー
 あ ま が け り ゆ く あ お た か よ し ん り の ひ か り に
 は ば た き て ん ぎ じ ゅ つ の ほ の ー お に み を つ つ め 農
 工 農 工 農 工 だ い 学 (ga-k) 農
 工 農 工 農 工 だ い 学 (ga-k) 学 (ga-k)

1 歴史を超えて 歴史を築き

世紀を踏みて 世紀をにのう
 運命うけし われらわれら
 天翔けりゆく 青鷹よ
 真理の光に 羽ばたきて
 技術の炎に 身をつつめ
 農工 農工 農工大学
 農工 農工 農工大学

2 希望の雲に 希望の虹を
 生命の幹に 生命の花を
 かけひらく われらわれら
 望めば遠き むさし野の
 涯なき空を 仰ぎては
 理想のともしび 押し立てよ
 農工 農工 農工大学
 農工 農工 農工大学

3 世界に広く 心の窓を

文化の森に 叡智の道を
 開き造る われらわれら
 かがやく未来の あげぼのに
 伝統の旗を 振りかざし
 足音高く 進み行け
 農工 農工 農工大学
 農工 農工 農工大学

3. 所在地一覧

名 称	住 所	電話番号	
本部	東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5504	
工学研究院・工学府・工学部	東京都小金井市中町2-24-16	042-388-7003	
附属ものづくり創造工学センター		042-388-7102	
農学研究院・農学府・農学部	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5655	
附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター		042-367-5812	
同 フィールドミュージアム本町	東京都府中市本町3-7-7	〒183-0027 042-361-3316	
同 フィールドミュージアム津久井	神奈川県相模原市緑区長竹3657-1	〒252-0154 042-784-0311	
同 フィールドミュージアム多摩丘陵	東京都八王子市堀之内1528	〒192-0355 042-676-9933	
同 フィールドミュージアム草木	群馬県みどり市東町草木1582	〒376-0302 0277-97-2110	
同 フィールドミュージアム大谷山	群馬県みどり市東町神戸277	〒376-0304 0277-97-2110	
同 フィールドミュージアム唐沢山	栃木県佐野市栃本町1	〒327-0312 0283-62-0042	
同 フィールドミュージアム秩父	埼玉県秩父市大滝瀬平1840-2	〒369-1901 0494-55-0269	
附属動物医療センター	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5785	
附属硬蛋白質利用研究施設	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5791	
附属フロンティア農学教育研究センター	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509	
附属国際家畜感染症防疫研究教育センター	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5655	
附属栄町研究圃場	東京都府中市栄町2-13	〒183-0051	
生物システム応用科学府	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7220	
連合農学研究科	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5669	
図書館 府中図書館	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5570	
小金井図書館	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7167	
グローバル教育院	東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5949	
同 小金井地区分室	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7618	
先端産学連携研究推進センター	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7175	
保健管理センター	東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5548	
同 小金井地区分室	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7171	
総合情報メディアセンター	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7194	
同 府中分室	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5794	
学術研究支援総合センター 遺伝子実験施設	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5563	
機器分析施設	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7188	
科学博物館	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7163	
環境安全管理センター	東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5933	
放射線研究室 農学部事務所	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5655	
工学部事務所	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7455	
卓越リーダー養成機構	東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5545	
女性未来育成機構 府中機構オフィス	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5945	
小金井機構オフィス	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7362	
イノベーション推進機構	東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5756	
テニユアトラック推進機構	東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5944	
教員評価機構	東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5508	
学位審査機構	東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5537	
国際交流会館	府中国際交流会館	東京都府中市幸町2-41	〒183-0054 042-367-5550
	小金井国際交流会館	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-0012 042-388-7241
学生寮	樺寮(学生寮・男子)	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8569 042-388-7213
	楓寮(学生寮・女子)	東京都府中市幸町2-41	〒183-0054 042-367-5552
	桜寮(学生寮・女子)	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8569 042-388-7213
	檜寮(学生寮・男子・女子)	東京都府中市幸町2-48-1	〒183-0054 042-334-0222



けやき
檜の葉に大学の文字を配した本学の徽章
(昭和31年10月制定)

檜は、大空に力強く伸び、本学や我々の未来を示唆している。防風の役目をして役に立つ。檜を吹き抜ける風に乗って大空に羽ばたくなどの意味があるといわれている。

背表紙

学
生
便
覧

令
和
二
年
度

国
立
大
学
法
人
東
京
農
工
大
学